

第 49 回 国土交通省政策評価会

議事次第

令和 2 年 11 月 13 日(金) 10 : 00 ~ 12 : 00

於 : 中央合同庁舎 2 号館 12 階 国際会議室

1. 開会

2. 議題

(1) 報告事項

- ① 平成 28 年度政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況について
- ② 本年度から 3 年以内に実施する次年度以降の政策レビューの対象テーマ及び
令和 2 年度政策評価会の年間スケジュール（政策レビュー関係）について

(2) 審議事項

令和 2 年度に実施している政策レビューの中間報告について

- ① 運輸安全マネジメント制度
- ② 水資源政策
- ③ 住生活基本計画
- ④ 北海道総合開発計画の中間点検
- ⑤ 産業分野における気象データの利活用促進

3. 閉会

国土交通省政策評価会委員

(50音順、敬称略)

令和2年11月13日現在

座長	上山 信一	慶応義塾大学総合政策学部教授
	加藤 浩徳	東京大学大学院工学系研究科教授
	工藤 裕子	中央大学法学部教授
	佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授
	白山 真一	上武大学ビジネス情報学部教授、公認会計士
	田辺 国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
	村木 美貴	千葉大学大学院工学研究院教授
	山本 清	鎌倉女子大学学術研究所教授

資料一覽

- 資料 1 平成 28 年度政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況

- 資料 2 - 1 本年度から 3 年以内に実施する次年度以降の政策レビューの対象テーマ
- 資料 2 - 2 令和 2 年度政策評価会の年間スケジュール（政策レビュー関係）

- 資料 3 - 1 運輸安全マネジメント制度（大臣官房運輸安全監理官）
- 資料 3 - 2 水資源政策（水管理・国土保全局）
- 資料 3 - 3 住生活基本計画（住宅局）
- 資料 3 - 4 北海道総合開発計画の中間点検（北海道局）
- 資料 3 - 5 産業分野における気象データの利活用促進（気象庁）

- 資料 4 各テーマの予算一覧

- 参考資料 国土交通省政策評価会の開催について

<趣旨>

- ・国土交通省政策評価基本計画及び国土交通省政策評価実施要領に基づき、政策レビューで取りまとめた改善方策について、その後の担当局等の取組の実施状況を確認するもの。
- ・具体的には、担当局等が、政策レビュー評価書決定の原則3年後に、それまでの取組状況を取りまとめ、政策評価官室が政策評価会に報告するとともにホームページ等で資料を公表する。
- ・今回、平成28年度末に評価書を決定した以下の4テーマについて、政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況を確認した。

<平成28年度に実施した政策レビューテーマ一覧>

テーマ	担当局等
社会資本ストックの戦略的維持管理	大臣官房及び総合政策局取りまとめ
官民連携の推進	総合政策局取りまとめ
LCCの事業展開の促進	航空局
MICE誘致の推進	観光庁

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	社会資本ストックの戦略的維持管理	実施時期	平成27年度～ 平成28年度	担当課	大臣官房技術調査課 大臣官房公共事業調査室 総合政策局公共事業企画調整課 総合政策局社会資本整備政策課
対象政策	<p>国土交通省では、厳しい財政状況の下、今後、一斉に老朽化するインフラに対応するため、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.メンテナンスサイクルの構築 2.トータルコストの縮減・平準化 3.地方公共団体に対する支援 <p>等の総合的なインフラ老朽化対策に取り組み、戦略的な維持管理・更新を推進している。</p> <p>本政策レビューでは、平成26年5月に定めた「国土交通省インフラ長寿命化計画」に基づく施策を中心として、国土交通省が取り組んでいるインフラの戦略的な維持管理・更新に関する施策を対象とする。</p> <p>対象とする施設は、行動計画において定められている、国土交通省が所管・管理するインフラで、国土交通省、地方公共団体、独立行政法人等が管理する施設である。</p>				
政策の目的	<p>国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や平準化を図るとともに維持管理・更新に係るメンテナンス産業の競争力を確保する。</p>				
評価結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○基準類の整備 各分野において、これまでに得られた知見等を踏まえ、基準類の策定・改定を概ね完了したところであり、新たな基準類による点検や個別施設計画の策定が進められている。今後は、これらの基準類を適切に運用するとともに、必要に応じて、適時・適切に改定を行う。 ○インフラの点検の実施 基準類を活用して、全ての分野で定期的に点検を実施しているところである。今後も地方公共団体等に対して必要な支援を行いながら、点検の実施を着実に推進する。 ○個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定 現在、各分野において平成32年度までの策定に向けて取り組んでおり、既に策定率が100%の施設もある。今後も引き続き計画の策定を推進し、予防保全の考え方に基づく計画的な対策の実施を促進する。 ○新技術の開発・導入 新技術は多くの分野で現場での実証を行っており、一部の分野では、既に現場での実証を完了し、現場導入も進められているところであるが、今後は、地方公共団体における新技術の導入が課題である。このため、管理者のニーズと技術シーズのマッチングや、オープンイノベーションによる多様な産業の技術連携を推進する。 ○地方公共団体に対する支援 研修の充実・強化、メンテナンス体制の強化、直轄診断等の実施、防災・安全交付金等による財政支援等の支援を実施しているところであるが、今後は、地方公共団体のニーズを踏まえながら、強化を図ることが必要である。そのため、民間の資金・ノウハウの活用や複数の管理者の連携強化等により、インフラメンテナンスに係る体制の強化を図っていく。 				

レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定) (「取りまとめ後の対応方針」等)	レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 (「これまでの取組」もしくは「今後の取組方針」)
<p>①基準類の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検における基準類を適切に運用するとともに、必要に応じて、適時・適切に改定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省は点検における基準類の必要な改定等を行いつつ、適切な運用に努めているほか、施設点検の更なる効率化を図るため、ドローンをはじめとする新技術の開発・普及に伴う点検要領等の改定を実施している。例えば、砂防分野は令和2年3月に、海岸分野は令和2年6月に新技術導入に関する内容を含めて見直しを行っている。
<p>②点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等に対して必要な支援を行いながら、点検の実施を着実に推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者は施設点検を着実に実施し、施設の状況を把握している。例えば道路分野では、橋梁、トンネル、道路附属物等について、2018年度に点検を1巡。2019年度からは2順目に入っている。 国土交通省は施設点検の更なる効率化を図るため、ドローンをはじめとする新技術の開発・普及に伴い、点検要領等の改定を実施している。
<p>③個別施設計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度までの策定に向けて今後も引き続き計画の策定を推進し、予防保全の考え方に基づく計画的な対策の実施を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度末までの策定完了に向けて、個別施設計画の策定マニュアル等のHP上への公表等を実施している。 (参考：https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/04manual/04_02.html) 尚、令和元年度末時点における各分野の個別施設計画策定率は以下の通りであり、概ね順調に計画策定が進捗している。 <各分野における個別施設計画策定率(令和元年度末時点)> 【道路(橋梁):92%、道路(トンネル):71%、河川(国、水資源機構):100%、河川(地方公共団体):97%、ダム(国、水資源機構):100%、ダム(地方公共団体):98%、砂防(国):100%、砂防(地方公共団体):100%、海岸:82%、下水道:100%、港湾:100%、鉄道:100%、自動車道:61%、航路標識:100%、公園(国):100%、公園(地方公共団体)95%、官庁施設:99%】
<p>④新技術の開発・導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者のニーズと技術シーズのマッチングや、オープンイノベーションによる多様な産業の技術連携を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 産学官民が参画する「インフラメンテナンス国民会議」を活用し、技術シーズ・ニーズのマッチングや、技術の社会実装を促進している。平成29年度は19回、平成30年度は52回、令和元年度は35回実施している。 道路分野において、点検で活用可能な新技術を「点検支援技術性能カタログ(案)」としてとりまとめ、令和2年6月に掲載技術数を80技術に拡充。
<p>⑤地方公共団体に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修の充実・強化、メンテナンス体制の強化、直轄診断等の実施、防災・安全交付金等による財政支援等の支援の実施 民間の資金・ノウハウの活用や複数の管理者の連携強化等により、インフラメンテナンスに係る体制の強化を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方整備局や地方公共団体等が参画し情報共有を行うメンテナンス会議の設置している。 民間資格登録制度において、登録された民間資格数増加により点検等の質を確保している。 道路分野において、緊急かつ高度な技術力を要する橋梁等への直轄診断の実施や、点検・診断における地域一括発注の取組を実施している。 防災・安全交付金に加え、道路分野と河川分野において地方公共団体が計画的かつ集中的に老朽化対策が進められるよう、令和2年度に個別補助制度を創設した。 官民連携手法の導入について検討を行う地方公共団体への支援を行っている。

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	官民連携の推進	実施時期	平成 27 年度～平成 28 年度	担当課	総合政策局社会資本整備政策課
対象政策	「PPP/PFI 推進アクションプラン」等に基づく各政策のうち、国土交通省所管の社会資本整備に係る多様な官民連携に関する導入調査をはじめとする官民連携政策課の政策				
政策の目的	先導的官民連携支援事業の目的は、国土交通省所管の社会資本整備に係る多様な官民連携をより一層推進することであり、具体的には、支援した地方公共団体等での案件形成を推進するとともに、今後PPP/PFI 手法の導入を検討する地方公共団体等のモデルとなることを目指している。				
評価結果の概要	<p>先導的官民連携支援事業については、平成 23 年度(2011 年度)から平成 27 年度(2015 年度)まで、計 111 件の案件に対して支援を実施してきており、49 件が PPP/PFI 手法により事業化している。49 件のうち、発注金額等が明らかとなっている 30 件について事業規模を概算すると、計 1,481 億円となっている。また、一定程度、横展開も図られている。</p> <p>一方、アンケート等を踏まえた先導的官民連携支援事業の分析、地域プラットフォーム等における関係者の指摘から、PPP/PFI 推進に係る課題については、以下のとおり整理できる。</p> <p>○政府全体の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PPP/PFI のメリットに対する理解が不十分 ・専門知識等が不足している ・事務負担が大きい ・住民、地元企業、議会への対応 ・民間の優れたアイデアの募集と公平性の確保 <p>○官民連携政策課の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の地方公共団体への横展開 ・知識・ノウハウの整理 ・先導的官民連携支援事業のフォローアップの強化 				
レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定) (「取りまとめ後の対応方針」等)			レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 (「これまでの取組」もしくは「今後の取組方針」)		
<p>先進自治体公務員の活用</p> <p>○地域サポーター制度は、PPP/PFI 事業の経験が豊富で、ノウハウを有する先進自治体職員等をサポーターとして任命し、PPP/PFI 案件を形成しようとする自治体や地域プラットフォームに派遣するものである。平成28 年度(2016 年度)は、試行的に実施しているところ、来年度から試行を踏まえて本格運用する。</p>			<p>○平成29年度より「国土交通省PPPサポーター」(以下サポーター)制度運用を本格化し、PPP/PFI事業に係る豊富な実務経験や知識を有する者をサポーターとして任命。(地方公共団体職員14名、学識経験者・民間企業等職員28名、計42名<令和2年10月現在>)国土交通省HPにて所属、専門分野等を公開し、メールにて質問を受け付けるメールサポートや、地方公共団体を訪問し、個別相談や講演を行う派遣サポートを行っている。</p>		

<p>マニュアル・ガイドの作成 ○平成28年度(2016年度)10月に「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」を策定・公表しており、来年度以降、地域プラットフォーム(ブロックプラットフォーム)、研修等を通じて、普及啓発を図るとともに、必要に応じて改訂を検討する。</p>	<p>○平成28年10月に策定・公表した「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」について、地方ブロックプラットフォームにおける研修等で普及啓発を実施している。 ○また、平成28年度以降も官民連携事業の案件形成を促進する上で重要となる「官民対話」について、手引き等として整理し、研修やセミナー等で普及啓発を実施している。</p>
<p>知識、事例等の体系的整理と関係者間での共有 ○PFI関係法令、税会計制度、契約制度などPPP/PFI政策に携わる者として必要な知識を体系的に整理し、地域プラットフォーム(ブロックプラットフォーム)、研修等を活用して関係者間で共有を図る。 ○また、PPP/PFIに取り組もうとする地方公共団体職員が、これまでの事例を効率的に情報収集できるよう、民間事業者とも連携しつつ、PPP/PFIに関するデータベースを準備する。</p>	<p>○地方ブロックプラットフォームの研修において、「PPP/PFIの基本や全体の流れ」から「公募資料の作成方法」、「PPP/PFIの実務的な内容」に関する講義を行うとともに、模擬官民対話を実施等、参加する地方公共団体職員が今後官民連携事業を行う上で、必要な知識を体系的に習得できる取り組みを推進している。 ○官民連携事業の事例については、HPIにて事例集を公表しており、策定から時間が経過したものについては、更新等を実施している。なお、平成28年度より民間事業者等と「PPP協定」を締結し、地方公共団体にPPP/PFIに関するデータベースを提供している。</p>
<p>先導的官民連携支援事業の運用改善 ○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォーム)、民間事業者のHP、メールマガジン、各種セミナー、研修等を活用し、先導的官民連携支援事業の周知活動を更に促進する。 ○地方公共団体が事業を検討する際に実務上必要な情報や事業化につながるような情報を報告書に盛り込むとともに検索性の向上を図る。 ○応募する地方公共団体が、地域の課題を明確に把握しているか、課題解決に向けたシナリオを有しているかについても確認する。 ○支援後においても、事業化に向けた支援を実施するため、「実施体制の構築」、「事業の進捗状況等の報告」を支援を受ける条件として設ける。また、報告を踏まえ、ボトルネックが解消されるよう必要な助言等を実施する。</p>	<p>○ブロックプラットフォームや民間事業者のHP等での幅広い周知に加えて、案件募集時に地方公共団体への情報周知を実施している。 ○PPP/PFI事業を検討する際に実務上必要な情報等を報告書に盛り込むために、報告書のフォーマットをHPにて公開している。また、キーワードを含めた過年度支援の一覧表を過年度調査で行い、HPでの検索性も向上。 ○地域の課題を明確に把握し、課題解決に向けたシナリオを有しているかを確認するために、応募申請書類に「事業・施設の課題」を記載する欄を設けており、既存施設の課題やその背景となる地域全体の課題を記載させている。 ○支援を受ける条件等を記載する募集要領において、「調査開始以降の実施・協力体制に係る要件」を設けて、「実施体制の構築」や「事業の進捗状況等の報告」について明記するとともに、毎年度フォローアップを実施している。これらを通じた報告を踏まえ、ボトルネックが解消されるように、必要な助言や支援制度の紹介等を実施している。 ○なお、毎年度のフォローアップを踏まえ、令和2年度にPPP/PFI事業の実績が少ない人口20万人未満の自治体を対象とした中小規模団体枠を創設する等、運用の改善を実施している。</p>

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	LCCの事業展開の促進	実施時期	平成27年度～平成28年度	担当課	航空局 担当課 政策企画調査室 関係課 総務課 航空ネットワーク企画課 空港経営改革推進室 近畿圏・中部圏空港政策室 航空事業課 国際航空課 空港計画課 首都圏空港課 安全企画課 乗員政策室
対象政策	平成22年5月に取りまとめられた「国土交通省成長戦略」により、LCCの就航促進に資する政策の検討が本格的に開始され、平成26年6月の「交通政策審議会航空分科会基本政策部会とりまとめ」においても更なる取組みが確認されている。 本政策レビューでは、国土交通省が所管するLCCの事業展開の促進政策を評価対象とする。				
政策の目的	欧米諸国やアジア諸国で展開された新たなビジネスモデルであるLCCは近年、航空旅客数を着実に伸ばしている。我が国ではLCCの成長を促すべくLCCの事業展開の促進政策を実施してきた。特に平成28年3月30日に総理主催の「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」が取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」でも、インバウンドの更なる振興策としてLCCの地方空港への就航に大きな期待が寄せられている。 本政策レビューの目的は、これまで実施してきたLCC事業展開の促進政策の進捗と影響について評価を行うことにある。				
評価結果の概要	LCCは国内線・国際線いずれでも旅客数シェアを伸ばし続けており、FSAの需要を奪うことなく、オントップで航空旅客数全体の増加に貢献している。				
レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定) (「取りまとめ後の対応方針」等)		レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 (「これまでの取組」もしくは「今後の取組方針」)			
○着陸料の更なる軽減 関係自治体等が国際定期便誘致のための目標・具体的計画を有する空港を「訪日誘客支援空港」に認定し、着陸料の減免(国管理空港)及び着陸料引き下げの支援(地方管理空港)を実施する制度を開始する。		・平成29年7月に自治体等において訪日客誘致・就航促進の取組みを行う全国27の地方空港を「訪日誘客支援空港」として認定し、地域が実施する同規模・同期間の支援と協調して、国管理空港については着陸料割引、地方管理空港等については着陸料補助による新規就航・増便への支援を実施した。			
○CIQ体制の充実 「訪日誘客支援空港」に認定された空港を対象にCIQ施設の整備を支援する。		・平成29年7月から訪日誘客支援空港に認定された空港を対象にCIQ施設の整備を支援した。			

<p>○グランドハンドリングの充実 グラハン要員の機動的配置を可能にする基準の柔軟化を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空港の制限区域内での車両運転許可に係る講習・試験を免除する制度を、平成28年8月に創設した。 ・空港の制限区域内での車両運転許可に係る所有免許の要件について、平成29年3月までに見直した。(旅客輸送バス運転許可に係る第2種免許の要件撤廃など) ・空港の制限区域内で使用する未登録自走車両の整備検査の間隔を、平成29年3月より延長し、グランドハンドリング事業者の負担を軽減した。 ・他空港の承認証を取得していれば制限区域内立入手続が簡略化されグランドハンドリング業務を速やかに行うことができる制度(臨時立入承認証制度)を、平成30年3月に創設した。
<p>○コンセッションの推進 地域の実情に応じた空港経営改革を推進することで、内外の交流人口拡大等による地域活性化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台空港は評価時点で既に民間に運営委託している。 ・高松空港は平成30年4月から、福岡空港は平成31年4月から、熊本空港は令和2年4月から民間に運営委託している。 ・北海道内7空港のうち新千歳は令和2年6月から、旭川は令和2年10月から民間に運営委託しており、稚内、釧路、函館、帯広、女満別も令和3年3月から民間に運営委託する予定である。 ・広島空港は令和3年7月から民間に運営委託する予定である。
<p>○操縦士不足への対応 (独)航空大学校の操縦士の供給体制の強化及び民間と連携した操縦士の養成・確保の促進を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)航空大学校における供給能力について、平成30年度入学生から学生定員を72名から108名に拡大した。 ・私立大学等の民間養成機関での高額な学費負担を軽減するため、平成30年度から無利子貸与型奨学金制度を創設した。 ・自衛隊での飛行経験が豊富な操縦士を対象に、令和元年度から計器飛行証明の試験方法を合理化した。 ・令和2年2月に、操縦士志望者のエアライン操縦士としての適性判定手法に関するベストプラクティスを民間養成機関と共有する取組みを実施した。
<p>○需要喚起への取組み 需要喚起の施策として、高速バス・LCC等の利用促進に取り組み、高速バスとLCC等の関係者が協働すべき取組みについて検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年1月に、訪日外国人等が高速バスを利用しやすい環境を整備するため、「高速バス情報プラットフォーム- Japan Bus-Gateway -」を開設した。
<p>○空港容量の拡大 容量が逼迫している空港において、滑走路の増設等取組みを実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇空港において、令和2年3月に第2滑走路の供用を開始し、滑走路処理容量を13.5万回から24万回に拡大した。 ・新千歳空港において、令和元年8月に国際線エプロン及び国際線ターミナルビルの機能向上(CIQ施設の拡張)等、令和2年3月に新設誘導路の供用を開始した。また、管制方式の見直し等により、平成29年3月下旬からの夏ダイヤより1時間当たりの発着枠を32回から42回に拡大し、さらに令和2年3月下旬からの夏ダイヤより1時間当たりの発着枠を42回から50回に拡大した。 ・福岡空港において、国内線ターミナル地区平行誘導路の二重化運用を令和2年1月に開始し、滑走路処理容量を16.4万回から17.6万回に拡大した。また、令和6年度末の増設滑走路供用開始に向け継続して事業を実施しており、滑走路処理容量を18.8万回に拡大する。
<p>○LCC専用施設の整備 LCC専用ターミナル等の施設整備を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成田国際空港、関西国際空港においては評価時点で既にLCCターミナルの供用を開始している。 ・中部国際空港において、令和元年9月にLCCターミナルの供用を開始した。

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	MICE誘致の促進	実施時期	平成27年度～平成28年度	担当課	観光庁国際観光部参事官
対象政策	国や日本政府観光局(JNTO)において、これまで実施してきたMICE政策は、「我が国のMICE国際競争力の強化に向けて」(平成25年「MICE国際競争力強化委員会最終とりまとめ」)に基づくものであるところ、当該とりまとめにおいて提言された施策について、評価を行う。				
政策の目的	MICE、とりわけ国際会議の誘致・開催は、「人が集まる」という直接的な効果はもちろん、人の集積や交流から派生する付加価値や大局的な意義がある。具体的には、①ビジネスやイノベーションの機会の創出、②地域への経済効果、③国・都市の競争力向上が考えられることから、国際会議の誘致・開催促進を通じて、海外から日本に対して、多くの人や優れた知見、投資を呼び込む。				
評価結果の概要	<p>1. 「グローバルMICE都市」の育成 グローバルMICE都市を選定し(平成25年7都市、平成27年5都市)、①市場/競合都市調査分析、②アドバイザー派遣、③広告宣伝支援、④ステークホルダーの連携促進に関する支援を実施。外国人アドバイザーによるコンサルティングの結果等から、今後取り組むべき課題の抽出等が図られた。 ※グローバルMICE都市：東京都、横浜市、京都市、神戸市、福岡市、名古屋市・愛知県、大阪府・大阪市、札幌市、仙台市、千葉県・千葉市、広島市、北九州市</p> <p>2. ユニークベニューの開発・利用促進 歴史的建造物を活用したモデルイベントの実施、国内外の事例を紹介したハンドブックやベストプラクティス集の作成、ユニークベニューリストのウェブサイト掲載等を実施。平成28年度には実際の国際会議やインセンティブでのユニークベニュー活用支援を実施し、利用に関する課題や解決策の検討を行った。これらの結果、ユニークベニュー活用のニーズの高さが確認されるとともに、一部を除き施設の開発が進まない実態と今後取り組むべき課題が抽出された。</p> <p>3. 国際会議分野の人材育成 国際会議に関する人材不足の解消と国際会議産業に精通した知識を有する人材の育成を目的として、日本政府観光局が毎年、初級者向け及び実務者向けの2コースのセミナーを実施している。実務者向けセミナーでは、国際会議開催における専門能力を示す国際認証の一つであるCMP育成プログラムを実施しているが、我が国のCMP取得者数はアジアの競合国に比べ少ないのが実態であり、取組の強化が求められる。</p> <p>4. 研究者等の国際会議誘致環境の改善/MICE誘致アンバサダープログラムの導入 国際会議の潜在的需要の掘り起こしのため、平成25年度から、学術分野や産業界において国内外に発進力やネットワークを有する、或いは具体的な国際会議誘致活動に携わっている方をMICEアンバサダーとして認定し、国際会議誘致活動への支援等を行うアンバサダープログラムを実施している。これまで39人をアンバサダーとして認定し、一定程度誘致成功に貢献するなど成果を上げているものの、アンバサダーやコンベンションビューロー等へのアンケート結果からは、今後に向けた課題も指摘されているところ。</p>				

5. 政府の横断的体制の構築・在外公館や関係府省との連携

在外公館による国際会議開催地決定権者に向けたロビー活動や、各府省所管分野の国際会議誘致に大臣招請レター発出等の協力を得て、誘致成功に貢献した事例も出ているが、誘致活動全体件数に比べてこうした実績は必ずしも多くなく、関係府省の連携強化が求められている。

6. 新しいMICEブランドの構築／MICEを活用した日本の情報発信・ブランディング活動の展開

国内のMICE関係者が共有する共通理念や目的意識を持つため、また海外から日本にMICEを呼び込む際に海外のMICE主催者に対して日本開催の意味・意義を訴求するため、平成27年4月に新たなMICEブランドを構築した。合わせて同ブランドの普及啓発の取組を進めているが、ブランドの更なる浸透に向けては取組の強化が必要である。

7. 成長分野をターゲットとした国際会議誘致・開催に向けた連携

日本が優位性を有し、更なる発展が期待される科学、技術、医学分野の国際会議開催件数の推移を見ると、我が国の同分野の伸びに比べ、アジア・大洋州主要国の伸びが上回っており、成長分野の会議を十分に取組み込めていない。今後は、成長分野に重点を置いた取組を強化していくことが求められる。

8. 国際会議誘致・開催の実施体制

国際会議誘致活動の司令塔であるコンベンションビューローの組織・財源強化や、ステークホルダーとの連携強化は国際会議誘致力強化に当たって重要な課題であるが、我が国の都市の多くは、これらの課題解決が進んでおらず、司令塔としての役割も果たせていない実態がある。海外の成功事例等も参照しながら、より一層の取組の強化が必要である。

レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定) (「取りまとめ後の対応方針」等)	➡	レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 (「これまでの取組」もしくは「今後の取組方針」)
課題解決に積極的な都市への優先的支援		グローバルMICE都市及び地方都市のコンベンションビューロー支援のため、令和2年度まで継続して予算措置を講じている。
ステークホルダーの組織化・ユニークベニューの活用の促進		令和2年度までの継続した予算措置により、地域のステークホルダーの組織化を促進。また、ユニークベニュー活用のさらなる推進のために、平成30年度まで予算措置を講じた。
JNTOによるトレーナー向けトレーニングの導入		各都市及びMICE業界における人材育成推進のため、JNTOにて令和2年まで継続して予算措置を講じている。
アンバサダープログラムにおける役割分担の見直し		アンバサダーを通じた国際会議の開催意欲の啓発・向上のため、JNTOにて令和2年まで継続して予算措置を講じている。
府省連絡会議を通じた情報共有促進・支援強化		「MICE推進関係府省連絡会議」を中心に、各府省の支援体制を強化している。
MICEブランドの活用促進		令和2年までの継続した予算措置により、各都市のMICEブランドの構築を支援している。
成長分野をターゲットとした国際会議誘致施策		医学・科学・技術等の成長分野の国際会議を優先して誘致するため、令和2年まで継続して予算措置を講じている。
海外事例を踏まえた誘致実施体制の抜本的見直し		各誘致案件では都市のコンベンションビューローが司令塔役を担うことが不可欠なことについて、JNTOが関係者を啓発するとともに、そのような体制の都市を支援する仕組みを構築している。

年度	対象テーマ	担当局等
令和2年度	運輸安全マネジメント制度	大臣官房運輸安全監理官
	水資源政策	水管理・国土保全局水資源部
	住生活基本計画	住宅局
	北海道総合開発計画の中間点検	北海道局
	産業分野における気象データの利活用促進	気象庁
令和3年度	i-Constructionの推進	大臣官房とりまとめ
	無電柱化の推進	道路局
	空港の安全の確保	航空局
	地理空間情報の整備、提供、活用	国土地理院
令和4年度	災害に強い物流システムの構築	物流審議官
	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進	官庁営繕部
	内航未来創造プランの進捗状況	海事局
	インフラシステム海外展開の推進	国際統括官
	旅行業の質の維持・向上	観光庁
令和5年度	第7次国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査の推進	土地・建設産業局
	河川空間を活かした賑わい創出の推進	水管理・国保全局
	地方部の鉄道の維持・活性化	鉄道局
	地域防災力強化を支援する気象防災業務	気象庁

		令和2年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
■政策レビュー													
令和2年度	運輸安全マネジメント制度	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 6/5 【第48回政策評価会 取組方針】 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 7/13 -9/18 【個別指導】 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 評価書構成・内容検討 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 11/13 【第49回政策評価会 中間報告】 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 【個別指導】 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 【テーマ担当委員によるチェック 評価書一次案送付】 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 評価書（案）修正 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 【全委員によるチェック 評価書二次案送付】 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 評価書（案）修正 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 評価書決定・公表 </div> </div>											
	水資源政策												
	住生活基本計画												
	北海道総合開発計画の中間点検												
	産業分野における 気象データの利活用促進												

「運輸安全マネジメント制度」

令和2年11月13日

国土交通省 大臣官房

危機管理・運輸安全政策審議官

1. 評価書の要旨及び目次構成案
2. 対象政策の概要
3. 「運輸安全マネジメント制度」の取組状況と考察
4. 委員の主な意見と対応方針
5. 参考資料

本資料の構成

1. 評価書の要旨及び目次構成案
2. 対象政策の概要
3. 「運輸安全マネジメント制度」の取組状況と考察
4. 委員の主な意見と対応方針
5. 参考資料

1. 評価書の要旨①

テーマ名	運輸安全マネジメント制度	担当課 (担当課長名)	大臣官房運輸安全監理官 (藤田 礼子)
評価の目的、必要性	<p>輸送の安全の確保は、運輸事業の根幹であり、不断の改善・向上の取組みが不可欠な最重要課題であるため、平成22年度に行った政策レビューから10年の経過を機に、運輸安全マネジメント制度が輸送の安全の確保に寄与できているかを確認する必要がある。</p> <p>加えて運輸事業における、防災、事業継続に関する取組を促進するため、本年7月に策定した「運輸防災マネジメント指針」に基づき、運輸事業者のこれらに関する取組が着実に進められているかを確認する必要がある。</p>		
評価対象	運輸安全マネジメント制度		
政策の目的	<p>本政策では、「運輸安全一括法」により改正された鉄道事業法、航空法、道路運送法、海上運送法等の関係法令に基づき、運輸事業者に安全管理規程の作成及び安全統括管理者の選任を義務付けるなど、安全管理体制の構築を求めている。そして、運輸事業者自らが経営トップのコミットメントの下、安全管理体制の構築を目指し、本制度の意義・内容を十分に理解し、さらに輸送の安全性の向上について高い意識を持って積極的に安全管理体制の更なる向上に向けた取組を行うこと、また、構築された安全管理体制を運輸事業者自らが内部監査等の手法によりチェックを行い、運輸事業者内部に安全風土・安全文化が構築され、安全管理体制のスパイラルアップが図られ、改善されていくことを目的としている。</p>		
評価の視点	<p>「運輸安全マネジメント制度」が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①運輸事業者の自主的な安全管理体制の確立に貢献しているか ②運輸事業者における取組についてPDCAサイクル等を通じ着実に改善が図られているか ③輸送の安全向上につながっているか（事故は減少しているか） ④運輸事業者の防災、事業継続に関する取組が着実に進められているかを分析する。 		

1. 評価書の要旨②

評価手法	平成18年10月の制度発足以降に国土交通省運輸安全調査官が行った「運輸安全マネジメント評価」の結果（評価報告書）をもとに、運輸事業者の安全管理体制の確立に向けた取組や普及・啓発活動の進展状況を分析するほか、運輸事業者に対して運輸安全マネジメント制度に関するアンケート調査の結果等を分析し、それらを踏まえて、「運輸安全マネジメント制度」が輸送の安全の確保に寄与できているかを評価する。
政策への反映の方向	評価結果を踏まえ、現行の運輸安全マネジメント制度における課題を整理し、次期運輸安全マネジメント制度の見直し（令和4年度を想定）までに講ずべき施策の検討を進め具体化を図る。
第三者の知見の活用	学識経験者等からなる「国土交通省政策評価会」に、本政策評価の経過報告等を行って助言を頂くとともに、評価会座長より担当に指名された加藤浩徳委員及び白山真一委員より、個別指導を受けながら進めることとする。また、リスクコンサル会社による第三者の知見による分析も活用していくこととする。
実施時期	令和2年度
改善方策の実施状況の把握予定	令和6年度

1. 評価書の目次構成案

第1章 評価の概要

1. 評価の目的、必要性
2. 対象政策
3. 評価の視点
4. 評価手法
5. 第三者の知見の活用

第2章 「運輸安全マネジメント制度」の概要

1. 「運輸安全マネジメント制度」の導入等の経緯
2. 「運輸安全マネジメント制度」の目的
3. 「運輸安全マネジメント制度」の見直しの経緯
4. 「運輸安全マネジメント評価」の実施体制
5. 「運輸安全マネジメント評価」の対象事業者

第3章 「運輸安全マネジメント制度」の取組状況と考察

1. 運輸の安全に係る施策及び運輸安全マネジメント制度の推移
2. 「運輸安全マネジメント評価」の実施回数
3. 「運輸安全マネジメント評価」を通じて確認された
運輸事業者の「運輸安全マネジメント制度」導入前と導入後の取組の変化
4. 「運輸安全マネジメント制度」における運輸事業者への効果
5. 「運輸安全マネジメント制度」における普及・啓発状況

第4章 「運輸安全マネジメント制度」の評価と今後の取組

1. 運輸事業者の安全管理体制確立への貢献
2. 今後重点化すべき取組

本資料の構成

1. 評価書の要旨及び目次構成案
- 2. 対象政策の概要**
3. 「運輸安全マネジメント制度」の取組状況と考察
4. 委員の主な意見と対応方針
5. 参考資料

2. 対象政策の概要(運輸安全マネジメント制度導入の経緯)

平成17年にヒューマンエラーが原因と見られる事故等が多発

鉄道

- 3月 東武鉄道伊勢崎線踏切障害事故 (死者2名、負傷者2名)
- 4月 JR西日本福知山線脱線事故 (死者107名、負傷者549名)



自動車

- 4月 近鉄バス転覆事故 (死者3名、負傷者20名)
- 大川運輸踏切衝突事故 (スーパーひたちと衝突)



海運

- 5月 九州商船フェリーなるしお防波堤定衝突
- 6月 知床半島観光周遊船乗揚



航空

- 1月 JAL新千歳空港における管制指示違反
- 3月 JAL客室乗務員の非常口扉の操作忘れ
- 4月 ANK小松飛行場における管制指示違反



(JR西日本 安全性向上計画)

- **安全最優先の意識**が組織の隅々まで浸透するに至らなかった。
- 本社と現場との**双方向のコミュニケーション**がほとんど行われていなかった。

(JAL「事業改善命令」「警告」に対する改善措置について)

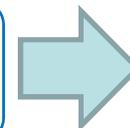
- **安全が最優先**であることを浸透させる経営の取組が不十分。
- 経営と現場との距離感及び**部門間の意思疎通**の不足。
- 現場に対する経営トップの**双方向コミュニケーション**が不十分。

平成17年6月14日 第1回**公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会**開催
(事務次官主催・関係局長等及び民間有識者で構成)

平成17年8月4日 公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会中間とりまとめ

- **事業者による安全マネジメント態勢の構築が必要**
- **国による安全マネジメント態勢の評価が必要**

- 平成18年3月31日 **運輸安全一括法の公布**
- 平成18年度 大臣官房新組織設置



平成18年10月1日～
運輸安全マネジメント制度の開始⁷

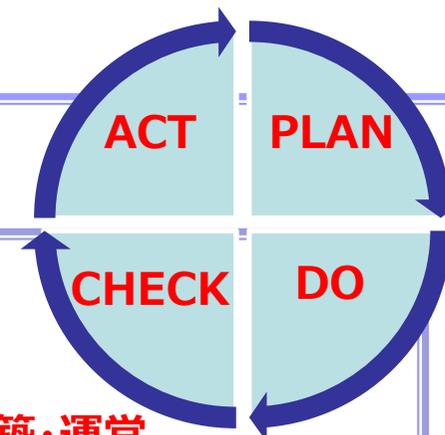
運輸安全マネジメント制度の内容

運輸事業者

- ◆ 各事業法に基づき、以下の義務づけ
 - ① **安全管理規程の作成**
 - ② **安全統括管理者（役員以上）の選任**
- ◆ 経営トップのリーダーシップの下、**自主的な安全管理体制を構築・運営**

<安全管理体制の主な内容>

- ① **安全方針の策定・周知** ② **安全重点施策の策定、見直し** ③ **教育・訓練の実施**
など、**全14項目**にわたる。

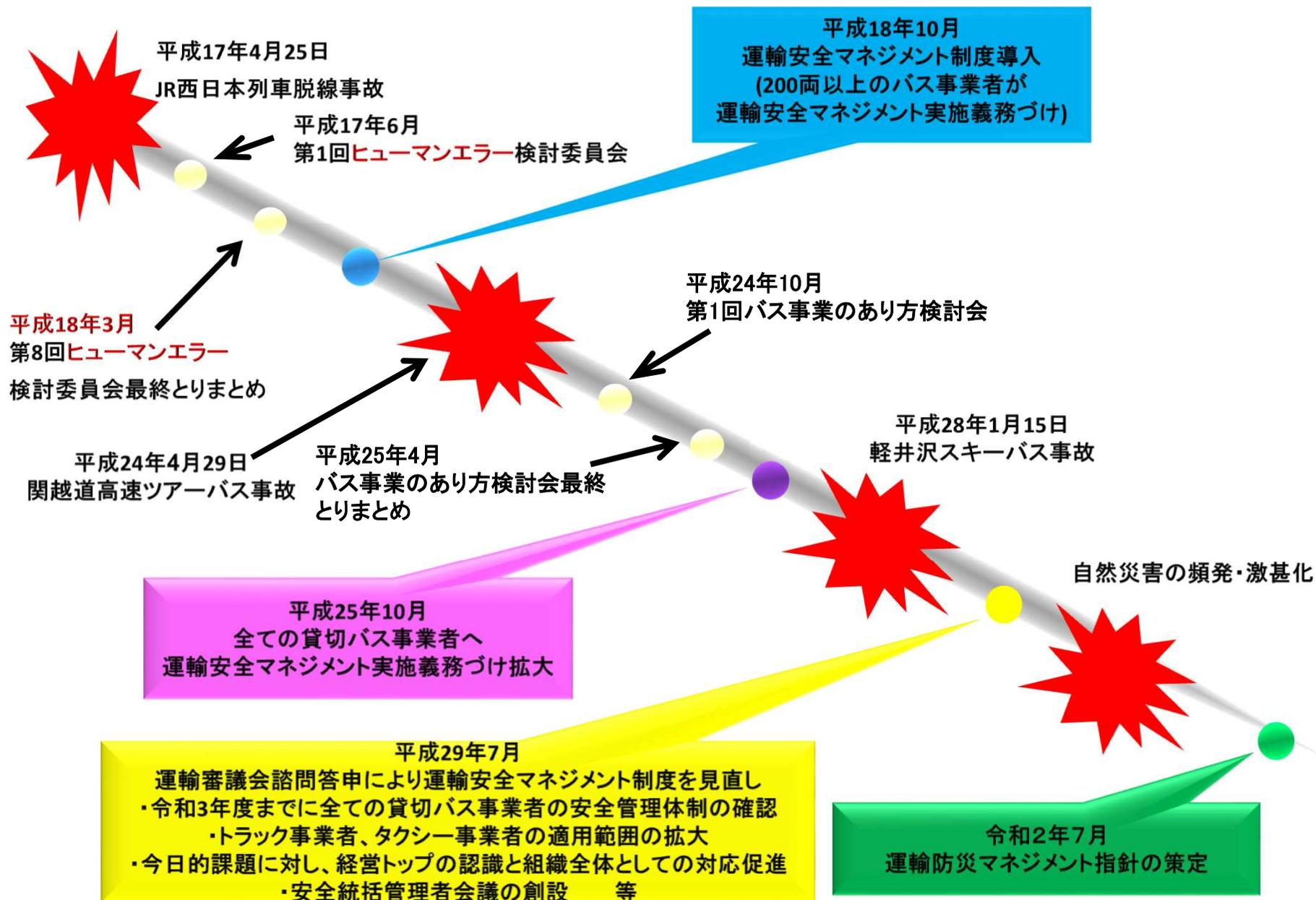


国土交通省

評価
啓発

- ◆ **運輸安全マネジメント評価**
本省・地方運輸局の評価チームが事業者に赴き、輸送の安全に関する取組状況を確認し、継続的改善に向けて評価を実施
- ◆ **セミナー、シンポジウムの実施**
全国各地で中小事業者を中心に普及・啓発を実施し、事業者の自主的な取組みを促進

3. 運輸安全マネジメント制度の導入及び見直しの経緯について



3. 運輸安全マネジメント制度の今後のあり方について 運輸審議会答申(平成29年7月)

審議内容

- ◆ 自動車輸送分野における取組の一層の展開の必要性
- ◆ 未だ取組の途上にある事業者への対応と取組の深化を促進する必要性
- ◆ 効果的な評価実施のための国の体制強化の必要性 等

答申内容

自動車輸送分野における措置

貸切バス事業者の安全性向上のための重点的な措置（実施済）

- 今後5年間で全ての貸切バス事業者の安全管理体制を確認
- 貸切バス事業者が行政処分を受けた場合、**運輸安全マネジメント評価を事業許可更新の要件化**

自動車輸送分野における取組を促進するための方策（実施済）

- トラック事業者、タクシー事業者の**適用範囲を拡大**
(300両以上保有 → 200両以上保有)
- 努力義務事業者に対する各種**インセンティブの付与**

全分野共通の措置

運輸事業者の取組の深化を促進する方策（実施済）

- **事業環境や社会環境の変化（職員の高齢化、自然災害・テロ・感染症等の新たなリスク等）**に対し、経営トップの認識と組織全体としての対応を促進
- **運輸安全マネジメント評価における重点確認事項の拡充**
- **安全統括管理者会議の創設**
- **国土交通大臣表彰制度の創設**
- **中小規模事業者の取組を容易にする方策を促進**

国の体制の強化（継続実施）

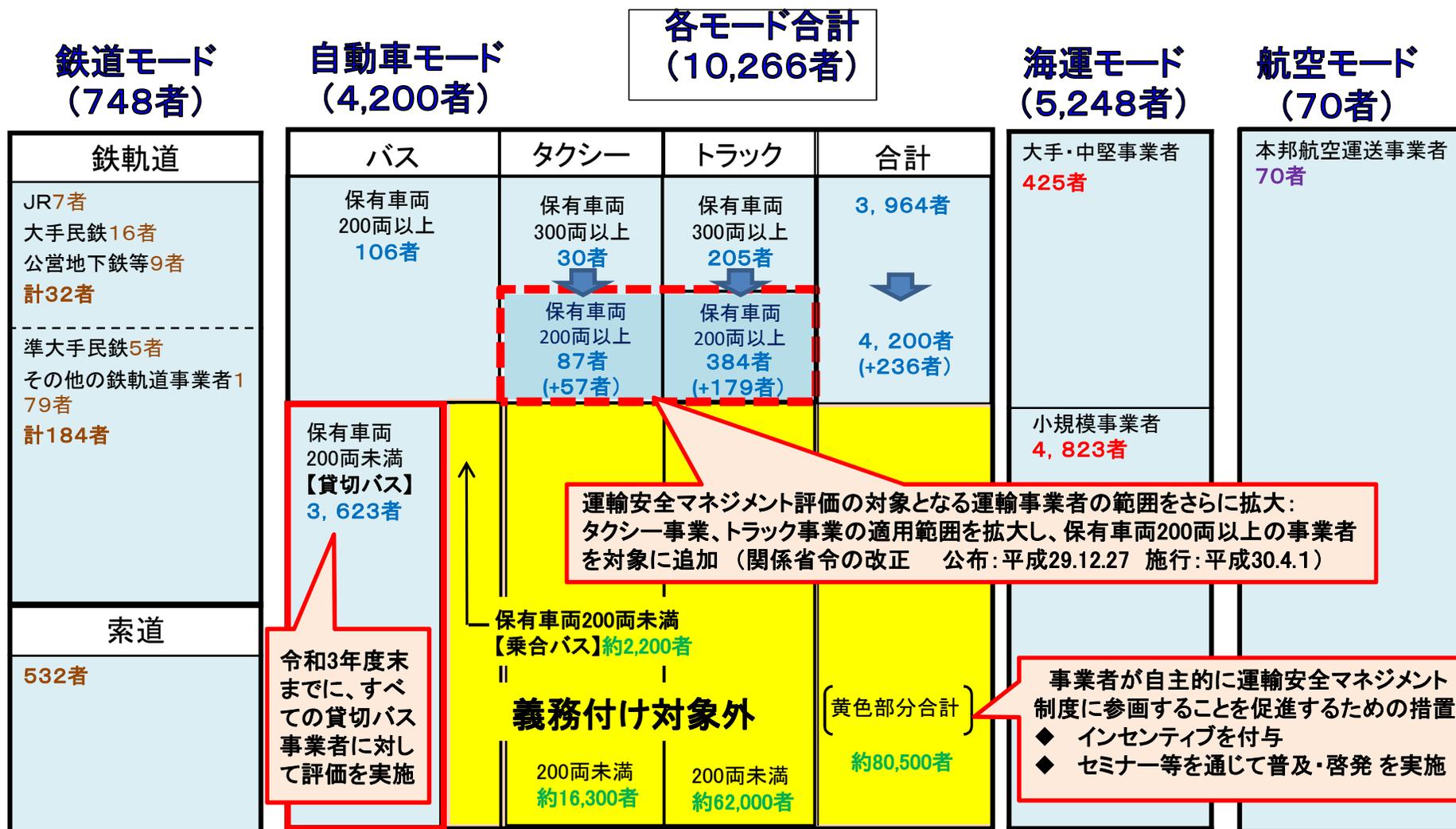
- 評価を実施する国の職員の**人材育成の強化**

情報通信技術の運輸安全マネジメント分野への活用（実施済）

- **ビッグデータ解析、IoTやAIの技術進歩**等の情報通信技術活用の検討

3. 各交通モードの対象事業者一覧

各交通モードの対象事業者数一覧と自動車運送分野における措置



(※鉄道モードは令和元年度時点、海運モードは平成30年度時点、航空モードは令和2年度時点)
 (※自動車モードは、令和2年度時点、義務付け対象外の事業者総数のバス・トラックは平成30年度時点、タクシーは平成29年度時点)

「運輸防災マネジメント指針」の策定

「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」: 交通運輸事業者の防災マネジメントの推進

背景

- 自然災害の頻発化・激甚化
→ 輸送の安全の脅威に
- 運輸事業は国民生活・経済を支える重要インフラ
→ 災害時も事業継続が必要
- 運輸事業者の防災意識を一層向上させることが必要
- 他方で運輸事業者の多くは中小企業

(「運輸安全マネジメント評価」の概要)

・本省、地方運輸局が運輸事業者の社長等と直接面談し、安全対策の取組状況等についてヒアリング、問題提起等を行う。

「運輸安全マネジメント」の自然災害対応への活用

- 運輸安全マネジメントは、平成18年の制度開始以来、輸送の安全向上に実績
- 運輸安全マネジメントの基本方針及びガイドラインに「自然災害対応」を明記(H29)
- 自然災害に固有の課題を踏まえた具体的対応が必要

「運輸防災マネジメント指針」の策定

- 自然災害に運輸安全マネジメントを活用するためのガイダンスの不在

↓
「指針」を策定

- [運輸事業者]
 - ・全社的な自然災害対応への取組(防災+事業継続)を促進
- [国土交通省]
 - ・事業者の「防災マネジメント」の取組を評価し、運輸事業者のPDCAを支援

防災

災害時の人的・物的被害最小化

事業継続

安全を確保しつつ早期復旧・事業再開

経営トップが率先
↓
全社一丸で取組

危機管理

自然災害に対峙

経営判断

事業継続に要する経営資源の配分、優先事業の絞り込み等

迅速な初動

+ 平時の備え

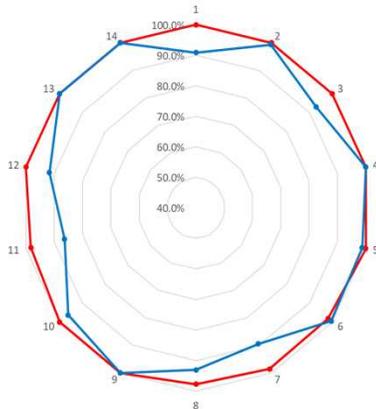
本資料の構成

1. 評価書の要旨及び目次構成案
2. 対象政策の概要
- 3. 「運輸安全マネジメント制度」の取組状況と考察**
4. 委員の主な意見と対応方針
5. 参考資料

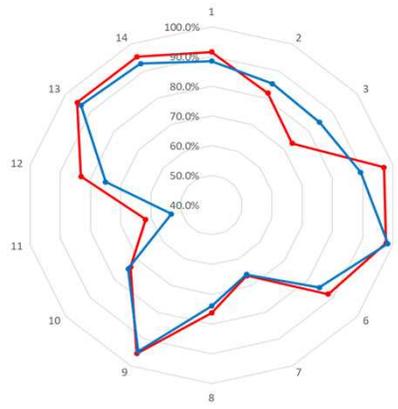
3. 各輸送モードにおける安全管理の進め方に関するガイドライン14項目充足率 国土交通省

- 運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン14項目の評価結果を数値化し、取組状況の充足率を検証(今回例示した以下のデータは令和元年度に実施した大手48社、中小190社の評価実績の平均値)。
- 大手鉄道事業者の充足率が総じて高い一方、自動車及び海運事業者は安全重点施策や内部監査の取組等の低評価が目立つ。
- 各モードとも大規模事業者と中小規模事業者を比較した際に、中小規模事業者の取組み評価が全体的に低い。

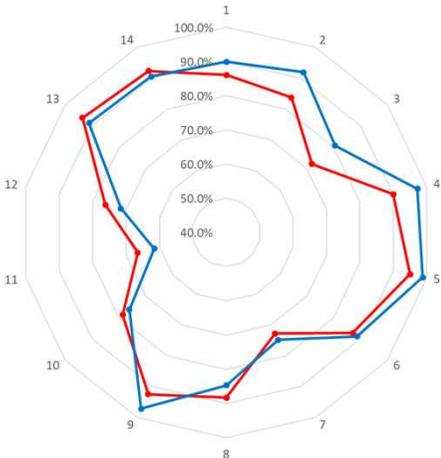
【鉄道事業者】



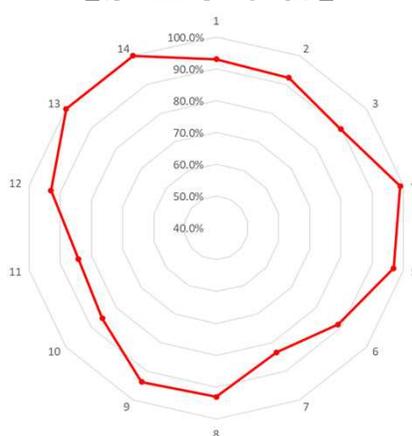
【自動車事業者】



【海運事業者】



【航空事業者】



-  大規模事業者
(本省評価対象事業者)
-  中小規模事業者
(地方運輸局評価対象事業者)

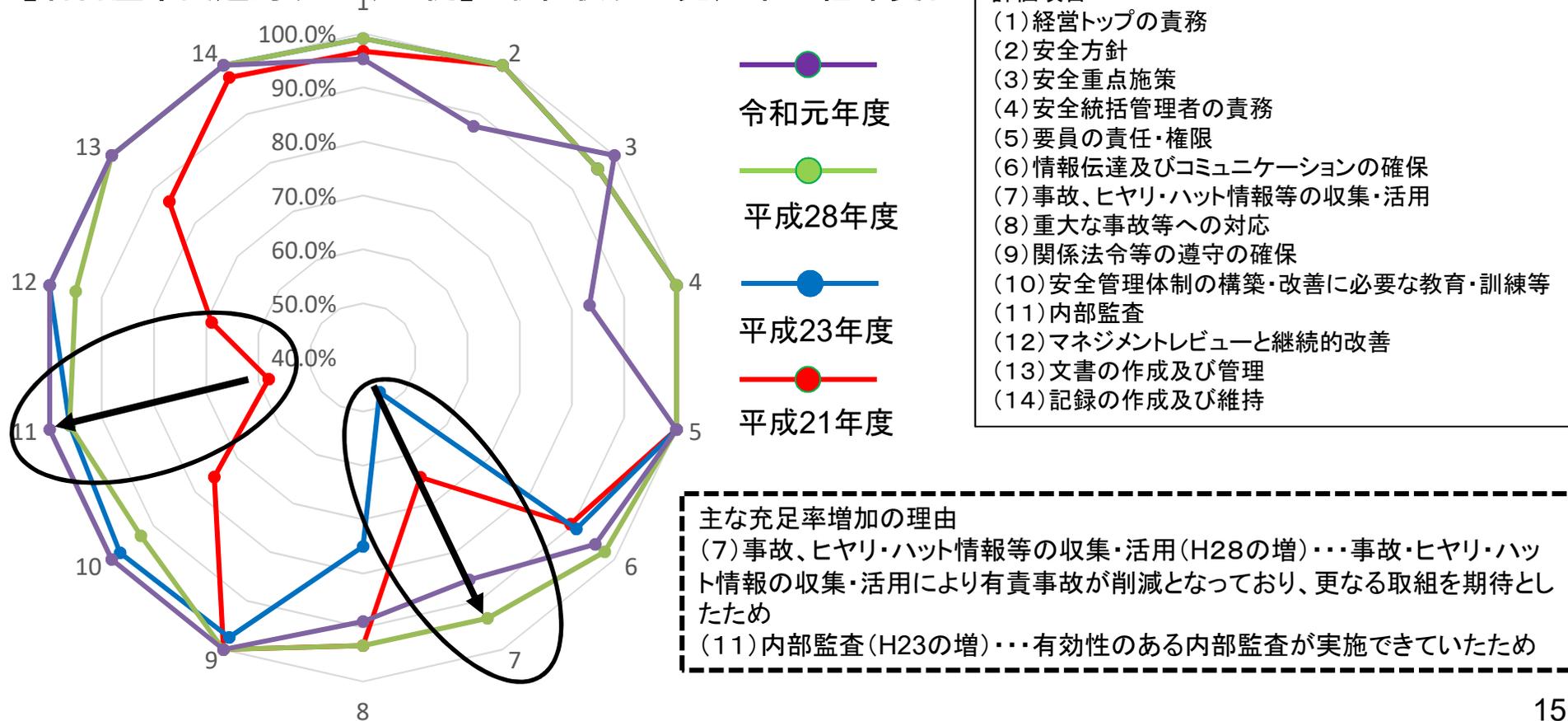
評価項目

- (1) 経営トップの責務
- (2) 安全方針
- (3) 安全重点施策
- (4) 安全統括管理者の責務
- (5) 要員の責任・権限
- (6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保
- (7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用
- (8) 重大な事故等への対応
- (9) 関係法令等の遵守の確保
- (10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等
- (11) 内部監査
- (12) マネジメントレビューと継続的改善
- (13) 文書の作成及び管理
- (14) 記録の作成及び維持

3. 運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン14項目充足率(個社)

- 運輸安全マネジメント評価を複数回受けた事業者を抽出し、取組状況の充足率について経年変化を分析。
- 以下、名古屋市交通局(バス)の例では、平成21年度から経年比較した際に、評価を経ることにより全体的に充足率が高まる一方で、一部前回を下回る項目が見受けられる。
- 運輸安全マネジメント評価は事業者自らPDCAサイクルによるスパイラルアップの取組を相対評価する仕組みであることから、充足率の増減が発生している。
- 本レビュー最終評価をとりまとめるまでに、サンプル数を増やし検証の精度を高める予定。

【名古屋市交通局(バス)の例】 取組状況の充足率の経年変化



3. ヒヤリ・ハット取組事例

- 運輸安全マネジメント評価にて運輸事業者のヒヤリ・ハットの取組を確認。
- 平成29年運輸審議会答申を踏まえ、運輸安全マネジメント評価に関する事業者の理解を深めるための資料を編纂。
- ヒヤリハットの取組については、副読本を改訂するとともに、セミナーで実践方法を紹介。
- 国土交通省ホームページにて取組事例として掲載し、水平展開を実施。

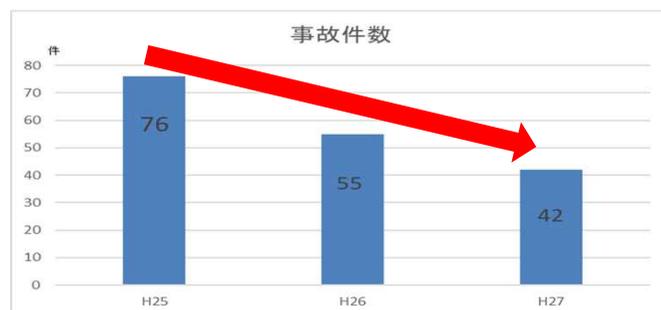
自動車モード（バス）の取組事例〈熊本バス株式会社〉

概要

- ・ヒヤリ・ハット情報を平成25年5月に全乗務員に対して提出を依頼し、平成26年3月に全乗務員から収集(104名、250件)
- ・収集した情報を路線毎に一旦分類・整理し、同類の事例の多かった場所(バス停、交差点)、自分の行動(走行中)、相手(自転車、バイク)でも更に分類・整理した「ヒヤリ・ハット集」を平成26年5月に作成。全従業員に配布するとともに、全ての教育現場で活用。
- ・ヒヤリ・ハットの発生現場と事故現場がリンクしていることが判明し、「年間事故現場一覧表」を作成。事故防止研修で危険箇所を周知徹底。
- ・特に、年間4回実施している新人及び入社3年未満の乗務員教育の教材として有効に活用。

取組の効果

- ・平成25年度と平成27年度の事故件数を比較した際、45%減少(平成25年度:76件⇒平成27年度:42件)
- ・ヒヤリ・ハット集の記載場所の事故は、確実に減少



ヒヤリ・ハット集

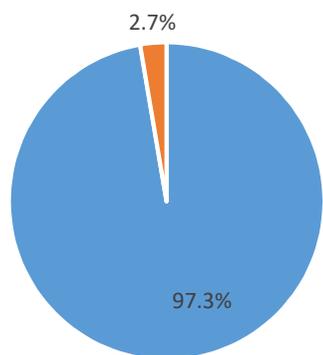


事故現場一覧表

3. 運輸安全マネジメント評価における助言事項の活用状況

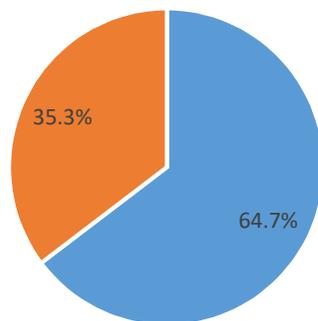
- 運輸安全マネジメント評価時に助言を行った内容について次回評価時に運輸事業者がどの程度改善しているかを検証(近年複数回評価を行った事業者から111社を抽出)。
- 7割弱の運輸事業者においては助言事項を改善しているものの、自動車、海事モードにて未改善が多い。
- 助言事項等の内訳は、安全重点施策が最も多く(11件、34%)、次に内部監査(8件、25%)、ヒヤリ・ハット情報の活用(7件、22%)が続く。

鉄道事業者助言事項改善率



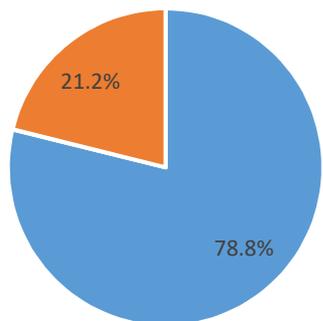
■ 改善 ■ 未改善

自動車事業者助言事項改善率



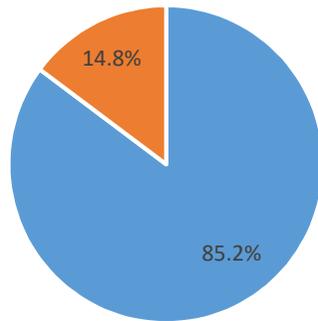
■ 改善 ■ 未改善

海事事業者助言事項改善率

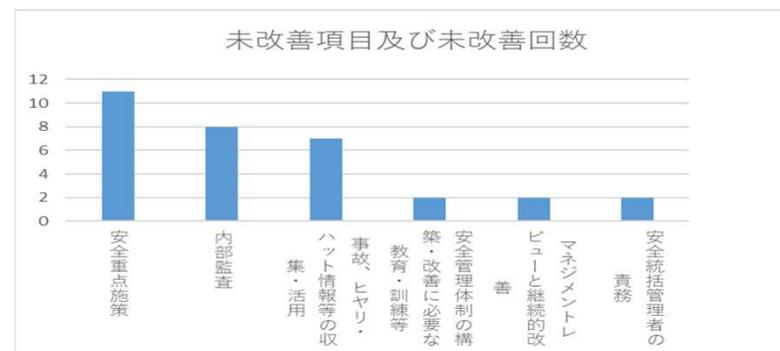


■ 改善 ■ 未改善

航空事業者助言事項改善率



■ 改善 ■ 未改善



助言項目における未改善事項抜粋

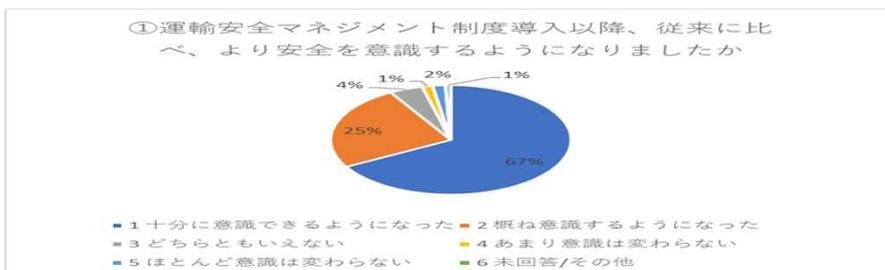
助言項目	概要
安全重点施策	過去実施してきた各種の取組みの効果を検証し、事故削減の取組みの選択と集中を実施し今後の取組みに活かすこと
安全重点施策	事故再発防止策に係る取組みについて、具体的な再発防止策を検討・実施し、実施後は実施状況等から再発防止策の有効性を検証し、必要に応じ見直しを行うこと。
事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用	報告する事故の定義・基準の明確化を図られるとともに、現場責任者等への報告の徹底に努められること
安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等	研修内容が現場におけるドライバーへの指導に如何に活用されているかを、アンケート調査等で研修の活用状況を把握する仕組みを構築すること
内部監査	内部監査を経営トップ等の経営管理部門に対し計画的に実施し、営業所長から見出される課題・問題点等をマネジメントレビューに反映される仕組みの構築すること

3. 運輸安全マネジメント評価実施後における事業者アンケート (平成23年度～平成26年度)

- 運輸安全マネジメント評価実施後に行う、被評価事業者へのアンケート調査の結果を検証(H23～26年度の総計)。
- 運輸安全マネジメント制度導入後、自社の輸送の安全に係る意識や取組について肯定的な意見が多い。

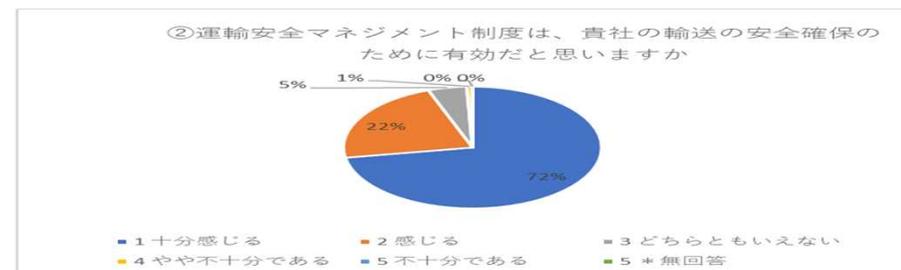
①運輸安全マネジメント制度導入以降、従来に比べ、より安全を意識するようになりましたか

	人数	割合
1 十分に意識できるようになった	193	66.8%
2 概ね意識するようになった	72	24.9%
3 どちらともいえない	13	4.5%
4 あまり意識は変わらない	4	1.4%
5 ほとんど意識は変わらない	5	1.7%
6 未回答/その他	2	0.7%
計	289	100.0%



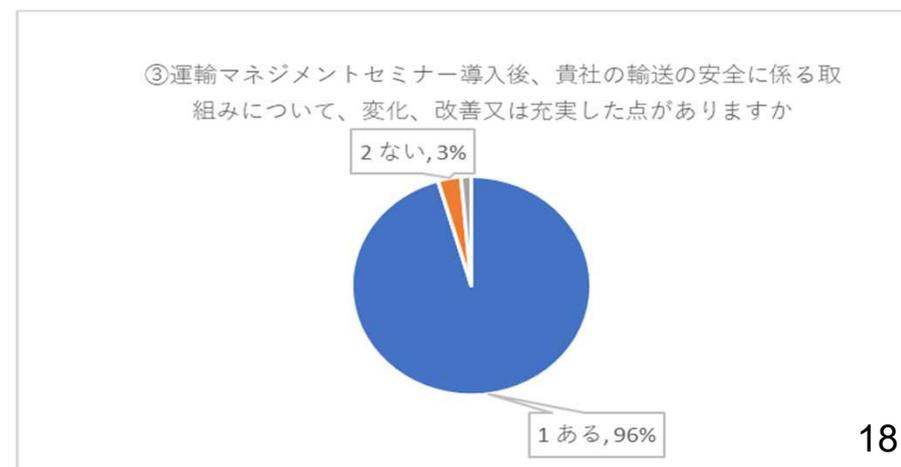
②運輸安全マネジメント制度は、貴社の輸送の安全確保のために有効だと思いますか。

	人数	割合
1 十分感じる	209	72.3%
2 感じる	64	22.1%
3 どちらともいえない	14	4.8%
4 やや不十分である	2	0.7%
5 不十分である	0	0.0%
* 無回答	0	0.0%
計	289	100.0%



③運輸マネジメントセミナー導入後、貴社の輸送の安全に係る取組みについて、変化、改善又は充実した点がありますか

	人数	割合
1 ある	276	95.5%
2 ない	9	3.1%
3 その他	4	1.4%
計	289	100.0%

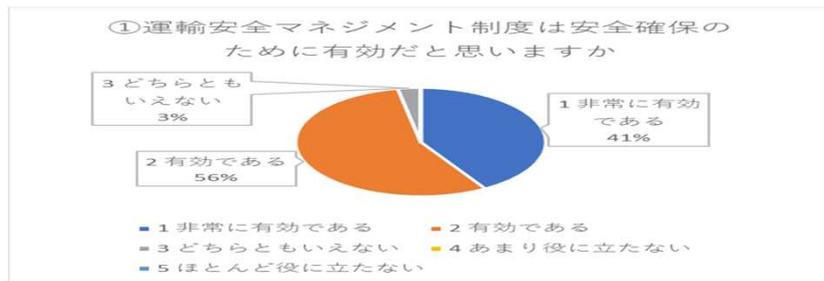


3. 運輸安全マネジメント評価実施後における事業者アンケート (平成27年度～令和元年度)

- 運輸安全マネジメント評価実施後の事業者アンケート調査(H27年度から質問を細目化)の結果を検証。
- 運輸事業者は、運輸安全マネジメント制度の有効性は感じており、特に経営トップの意識、安全統括管理者の意識の向上等が図られている。

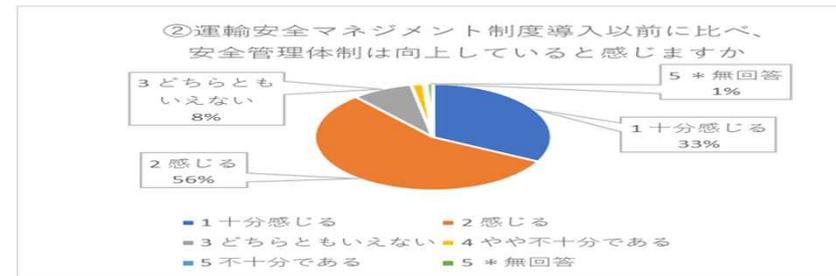
①運輸安全マネジメント制度は安全確保のために有効だと思いますか

	人数	割合
1 非常に有効である	99	41.4%
2 有効である	133	55.6%
3 どちらともいえない	7	2.9%
4 あまり役に立たない	0	0.0%
5 ほとんど役に立たない	0	0.0%
計	239	100.0%



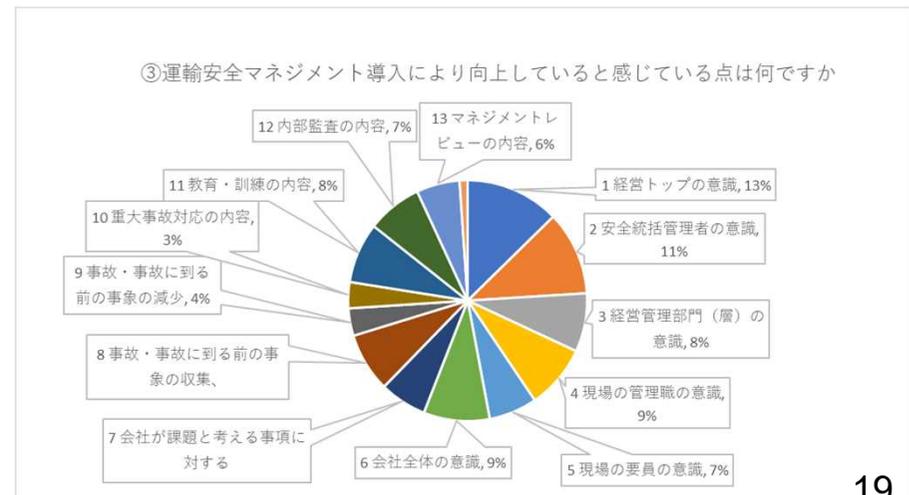
②運輸安全マネジメント制度導入以前に比べ、安全管理体制は向上していると感じますか

	人数	割合
1 十分感じる	78	32.6%
2 感じる	134	56.1%
3 どちらともいえない	20	8.4%
4 やや不十分である	4	1.7%
5 不十分である	1	0.4%
* 無回答	2	0.8%
計	239	100.0%



③運輸安全マネジメント導入により向上していると感じている点は何ですか

	人数	割合
1 経営トップの意識	152	12.7%
2 安全統括管理者の意識	135	11.3%
3 経営管理部門(層)の意識	94	7.9%
4 現場の管理職の意識	103	8.6%
5 現場の要員の意識	78	6.5%
6 会社全体の意識	107	9.0%
7 会社が課題と考える事項に対する対応の状況	76	6.4%
8 事故・事故に到る前の事象の収集、分析、対策	95	7.9%
9 事故・事故に到る前の事象の減少	44	3.7%
10 重大事故対応の内容	42	3.5%
11 教育・訓練の内容	97	8.1%
12 内部監査の内容	89	7.4%
13 マネジメントレビューの内容	70	5.9%
14 その他	13	1.1%
計	1195	100.0%

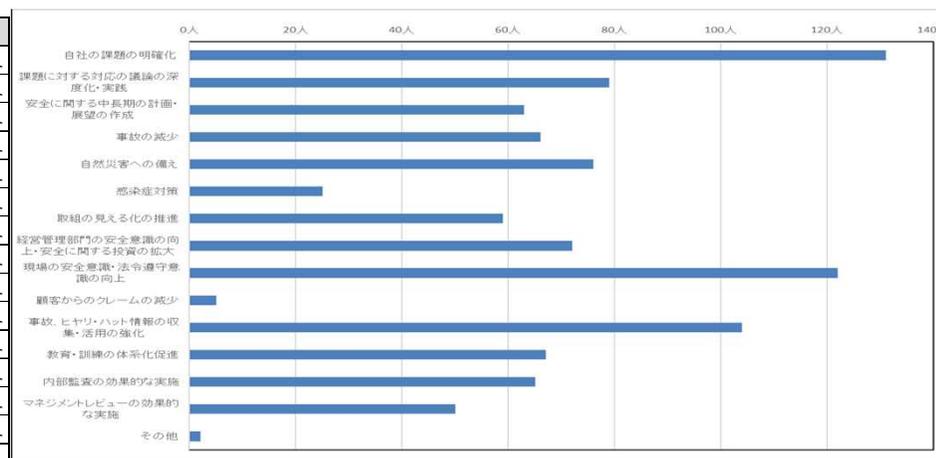


3. シンポジウムにおけるアンケート結果

- 運輸安全マネジメントシンポジウム来場者へのアンケート調査の結果を検証。
- 運輸安全マネジメントにより、自社の課題の明確化や現場の安全意識・法令遵守意識の向上など成果が上がっているとの回答が多い一方、事故の減少、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の強化や自然災害への備えなどを課題として上げる意見が多い。

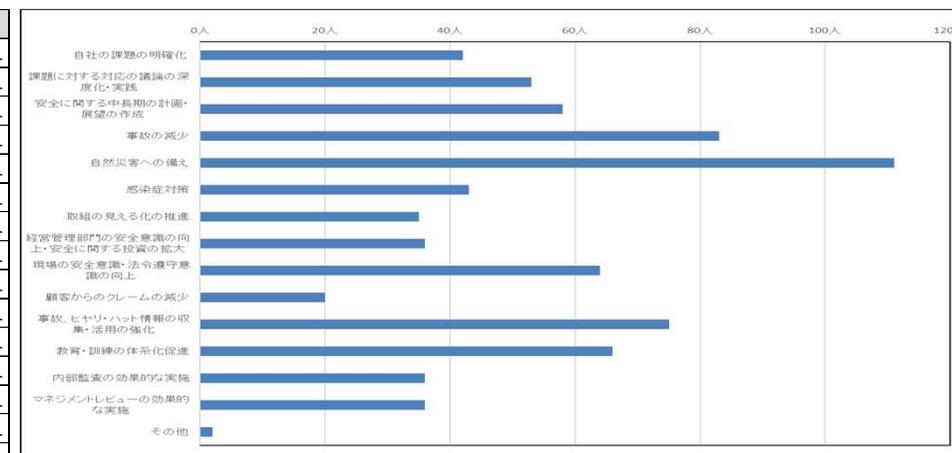
① 運輸事業者等が運輸安全マネジメントにより、成果が上がっていると考えている事項について

	回答	
1	自社の課題の明確化	131人
2	課題に対する対応の議論の深度化・実践	79人
3	安全に関する中長期の計画・展望の作成	63人
4	事故の減少	66人
5	自然災害への備え	76人
6	感染症対策	25人
7	取組の見える化の推進	59人
8	経営管理部門の安全意識の向上・安全に関する投資の拡大	72人
9	現場の安全意識・法令遵守意識の向上	122人
10	顧客からのクレームの減少	5人
11	事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の強化	104人
12	教育・訓練の体系化促進	67人
13	内部監査の効果的な実施	65人
14	マネジメントレビューの効果的な実施	50人
15	その他	2人



② 運輸事業者等が運輸安全マネジメントの取組の中で課題と考えられる事項について

	回答	
1	自社の課題の明確化	42人
2	課題に対する対応の議論の深度化・実践	53人
3	安全に関する中長期の計画・展望の作成	58人
4	事故の減少	83人
5	自然災害への備え	111人
6	感染症対策	43人
7	取組の見える化の推進	35人
8	経営管理部門の安全意識の向上・安全に関する投資の拡大	36人
9	現場の安全意識・法令遵守意識の向上	64人
10	顧客からのクレームの減少	20人
11	事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の強化	75人
12	教育・訓練の体系化促進	66人
13	内部監査の効果的な実施	36人
14	マネジメントレビューの効果的な実施	36人
15	その他	2人

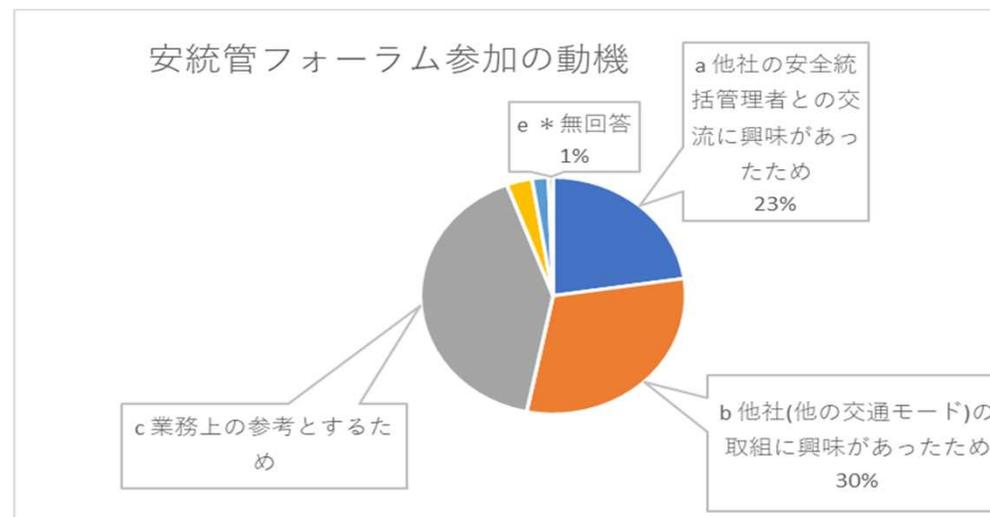


3. 安統管フォーラムにおけるアンケート結果

- 安統管フォーラムに参加した安全統括管理者へのアンケート結果を検証。
- 他社の安全統括管理者と交流したい、他社の取組が知りたいとのニーズが高く、8割の事業者が満足しており、「横の連携」の場作り、情報共有・意見交換の主旨と合致している。

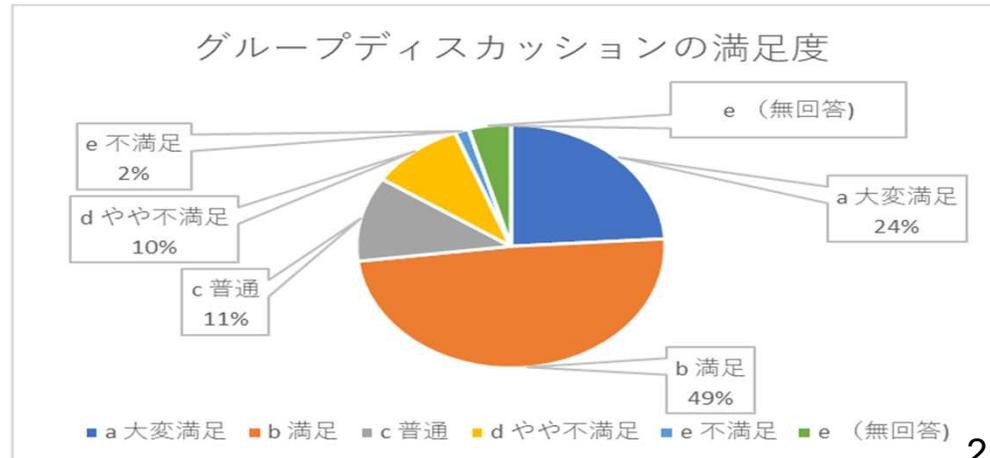
①安統管フォーラムの参加動機について

	人数	割合
a 他社の安全統括管理者との交流に興味があったため	124	22.7%
b 他社(他の交通モード)の取組に興味があったため	167	30.5%
c 業務上の参考とするため	225	41.1%
d 会社(上司)から勧められたため	17	3.1%
e その他	11	2.0%
* 無回答	3	0.5%
計	547	100.0%



②安統管フォーラムの満足度について

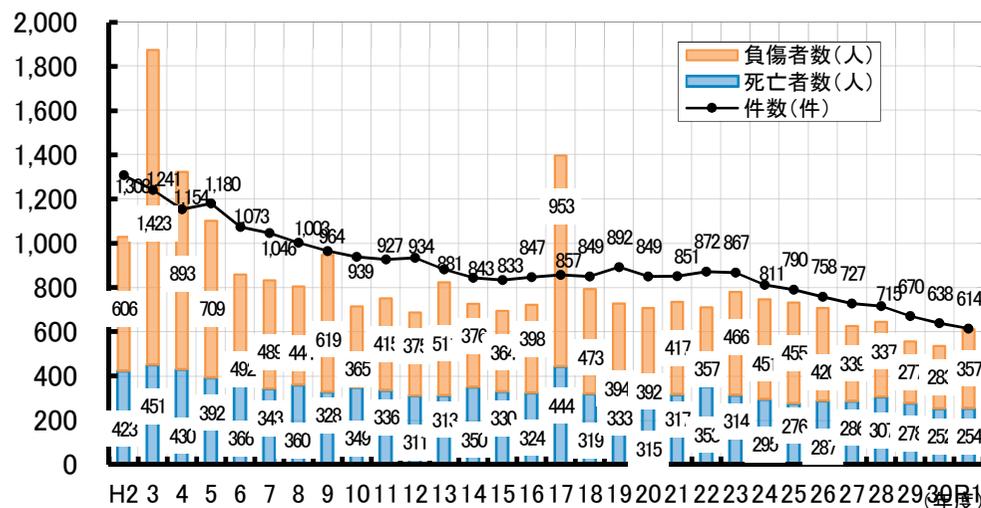
	人数	割合
a 大変満足	49	24.0%
b 満足	100	49.0%
c 普通	23	11.3%
d やや不満足	20	9.8%
e 不満足	3	1.5%
(無回答)	9	4.4%
計	204	100.0%



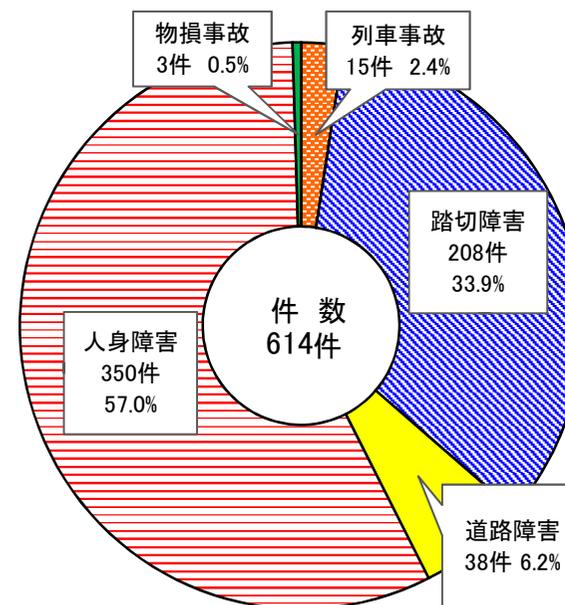
3. 事故発生件数等①【鉄道のケース】

- 鉄軌道における運転事故の件数は長期的には減少傾向にあり、平成29年度からは600件台で推移しており、令和元年度は614件（対前年度比24件減）。
- 列車走行百万キロ当たりでの推移を見た場合においても減少傾向となっている。
- 運転事故の種別を見ると線路内やホーム上での列車との接触である人身障害事故が57%を占めており、ホームの安全対策が重要と言える。

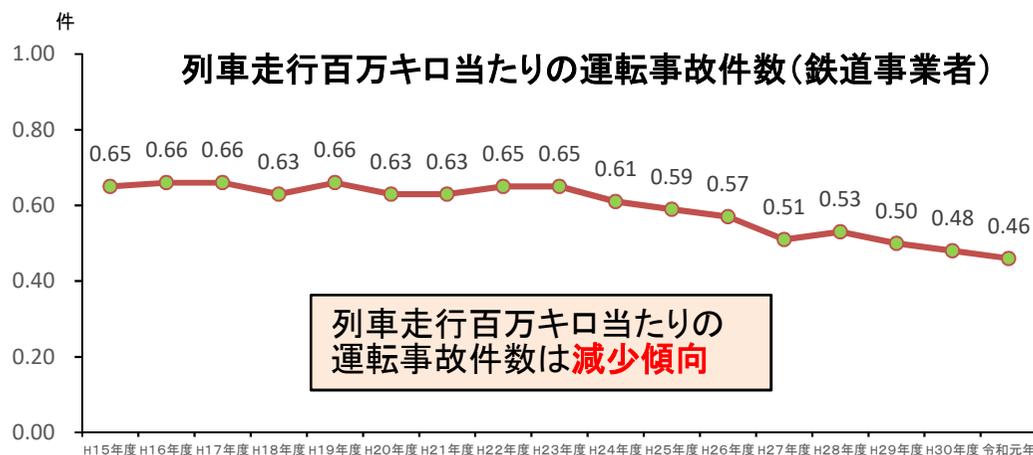
運転事故の件数及び死傷者の推移



運転事故の種類別件数



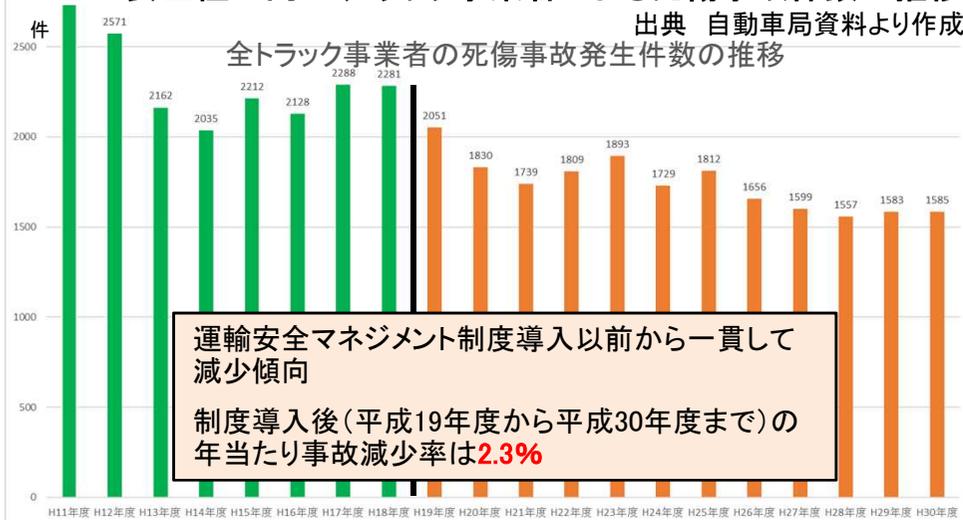
列車走行百万キロ当たりの運転事故件数(鉄道事業者)



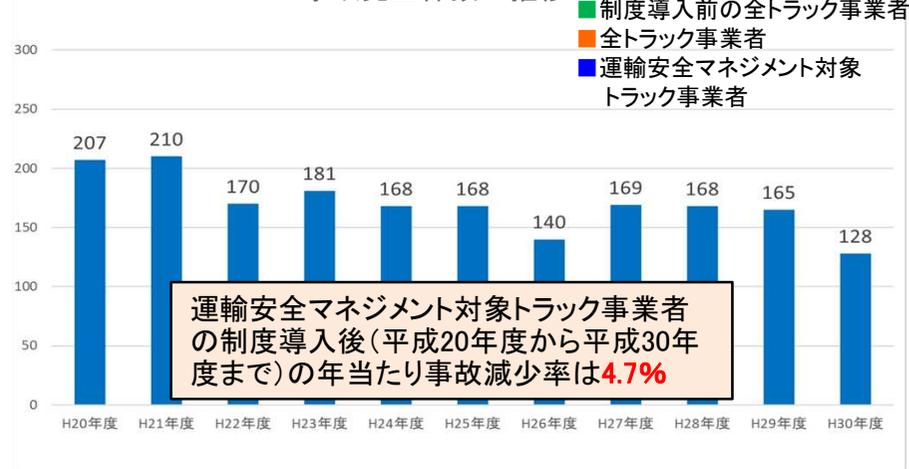
3. 事故発生件数等②【トラックのケース】

- 事業用自動車の死傷事故発生件数については、長期にわたり減少傾向となっている。これに事業者数を勘案した事故発生率を見ても減少傾向となっている。
- 運輸安全マネジメント評価対象事業者についても死傷事故件数は長期減少傾向となっている。
- H29の制度見直しにより新たに評価対象となったトラック事業者について、関東運輸局管内の事業者を抽出し評価対象前後の事故件数の推移を見ると、トラックは制度追加後の減少割合が大きくなっている。今後、抽出対象を拡大し更に分析を進める予定。

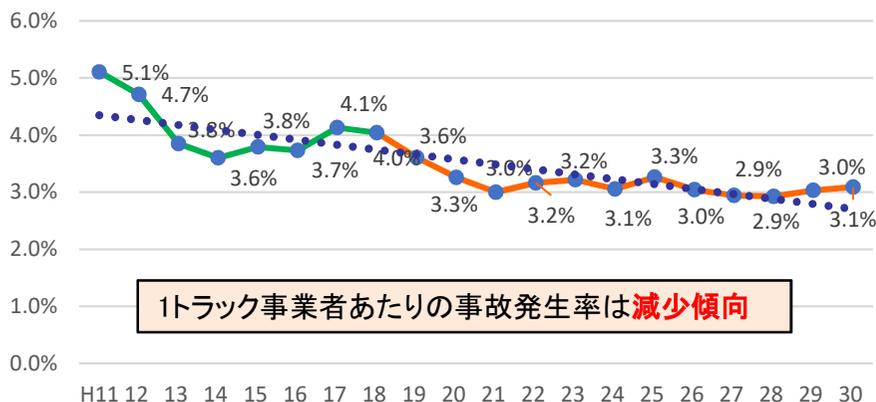
安全性の向上(トラック事業者による死傷事故件数の推移)



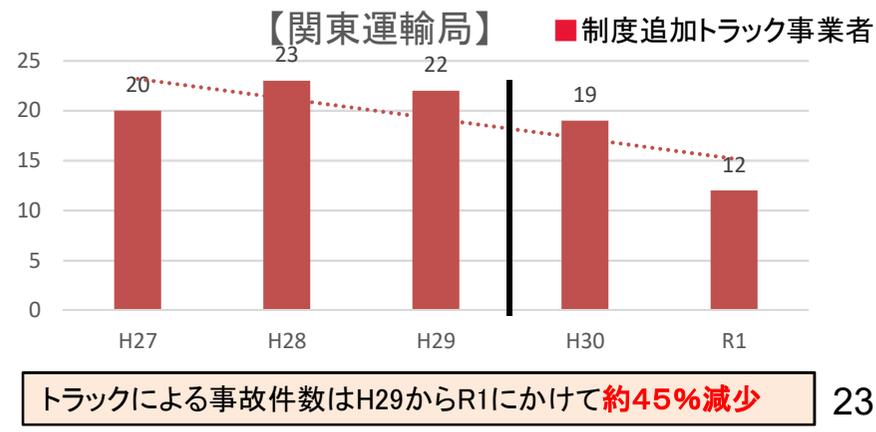
運輸安全マネジメント対象トラック事業者による死傷事故発生件数の推移



全トラック事業者における事故発生率

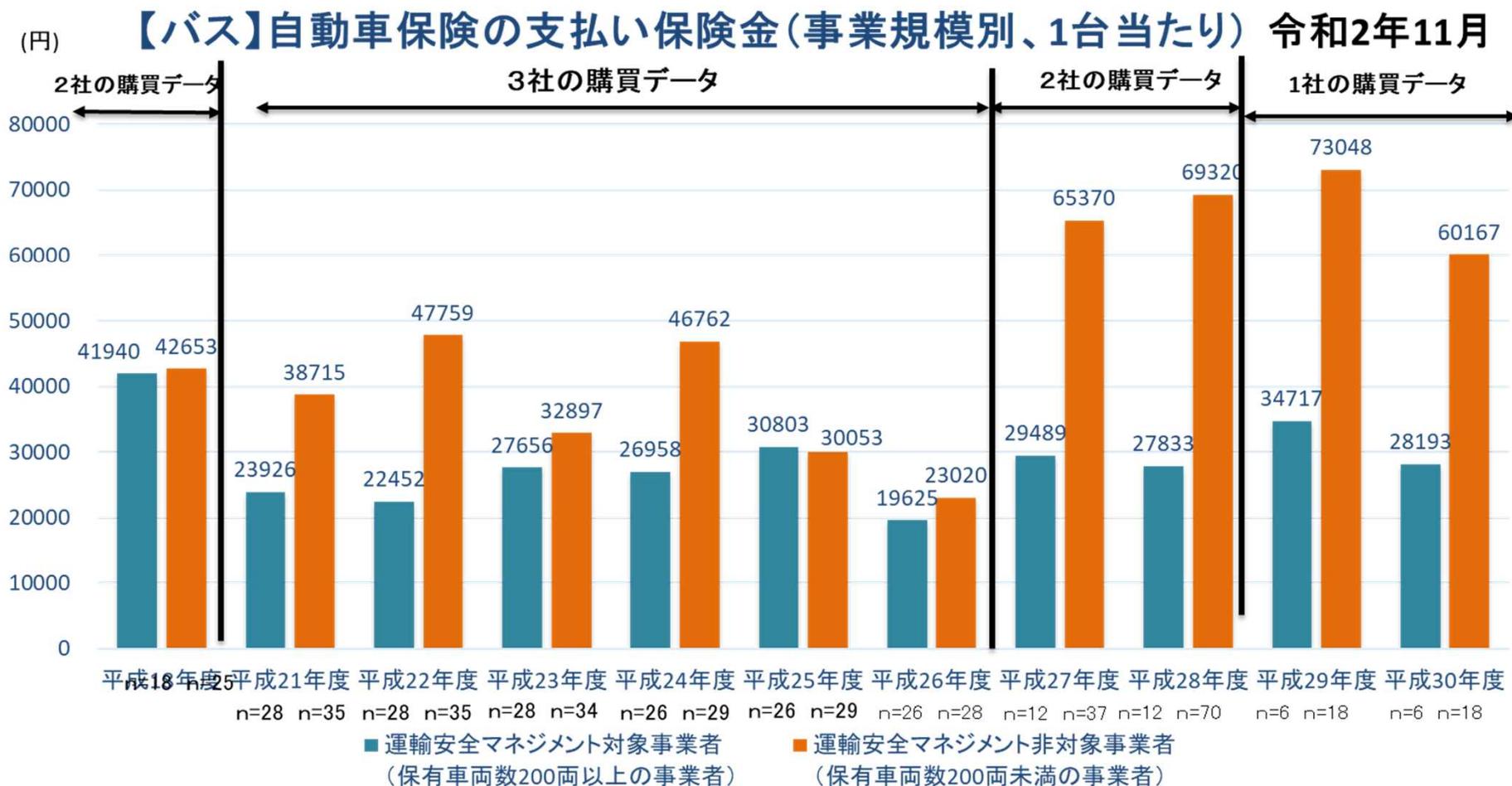


200両以上300両未満事故件数推移



3. 保険金支払いデータ

運輸安全マネジメント対象事業者と非対象事業者を比較した際に、概ね対象事業者の1台あたり支払保険金は少ない。

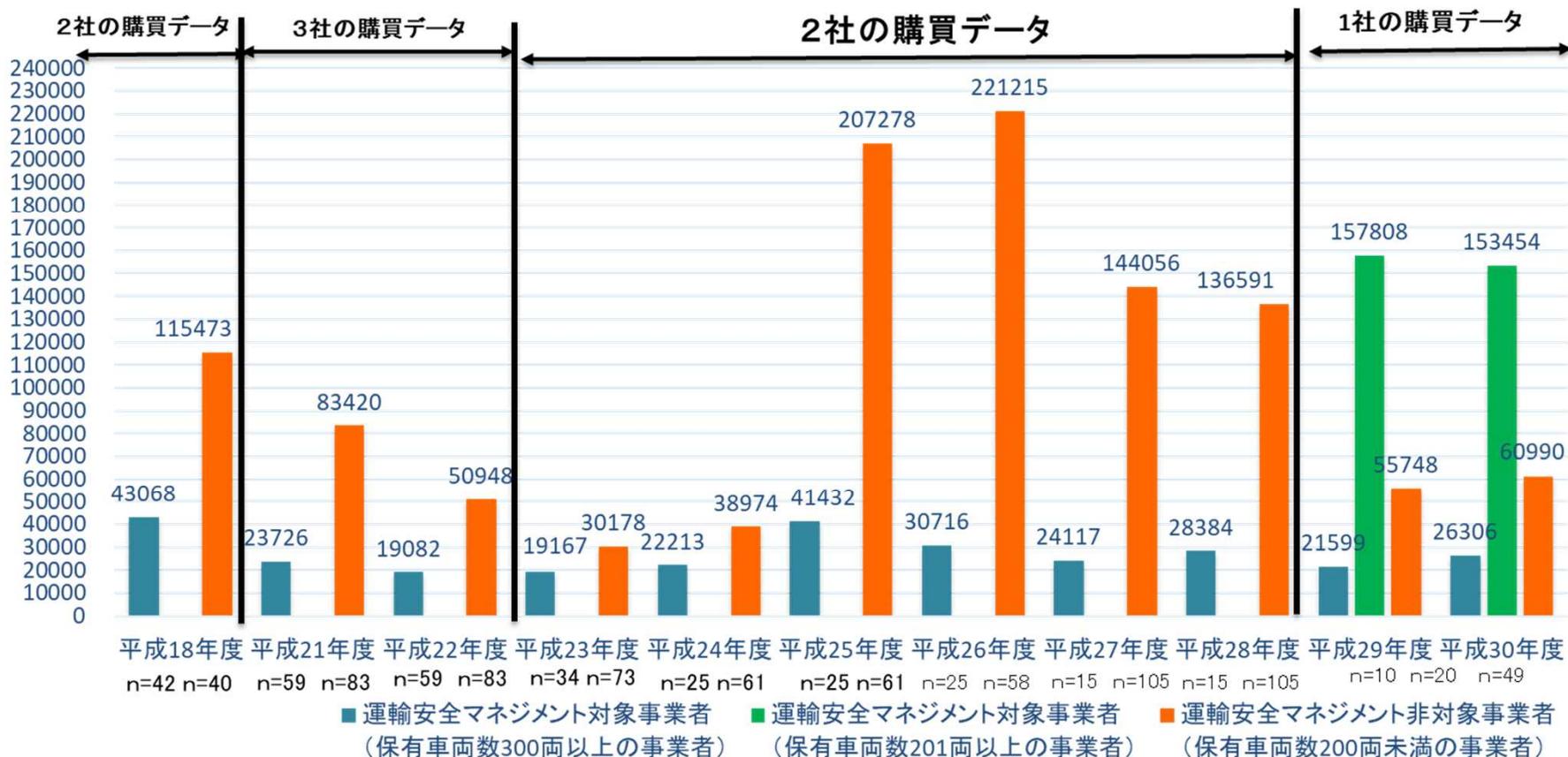


- 任意保険契約台数1台あたりに換算した支払い保険金金額(対人事故、対物事故及び自損事故)。
- 保険会社の協力により、任意保険を締結している事業者の中から上記カテゴリー毎に無作為に20~40者程度抽出し、各年度における支払い保険金を集計した。
(安全管理規程作成等が義務付けられていない事業者は、比較的規模の大きいものから抽出)

3. 保険金支払いデータ

運輸安全マネジメント対象事業者と非対象事業者を比較した際に、概ね対象事業者の1台あたり支払保険金は少ない。平成29年度、30年度においては運輸安全マネジメント制度対象に追加した200両以上300両未満のトラック事業者の保険金の支払額が大きいことが判明した。

(円) 【トラック】自動車保険の支払い保険金(事業規模別、1台当たり) 令和2年11月



- 任意保険契約台数1台あたりに換算した支払い保険金金額(対人事故、対物事故及び自損事故)。
- 保険会社の協力により、任意保険を締結している事業者の中から上記カテゴリー毎に無作為に20~40者程度抽出し、各年度における支払い保険金を集計した。
(安全管理規程作成等が義務付けられていない事業者は、比較的規模の大きいものから抽出)

3. 貸切バスへの対応①

- ・軽井沢スキーバス事故(H28.1発生、死亡者13名、負傷者26名)では、貸切バス事業者による安全を軽視した不十分な運行管理の実態が明るみとなったことから、徹底した再発防止策を講ずることとされた。
- ・運輸安全マネジメント制度については、平成29年の見直しにより、令和3年度までに全ての貸切バス事業者の安全管理体制の確認を開始。
- ・評価は「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」に沿って作成した、「安全管理の取組状況の自己チェックシート」に基づき、経営トップ及び安全統括管理者へのインタビューで確認・把握した事実について評価・助言を行っている。
- ・評価の実施状況においては計画通り進んでおり、令和3年度での完了を見込んでいる。

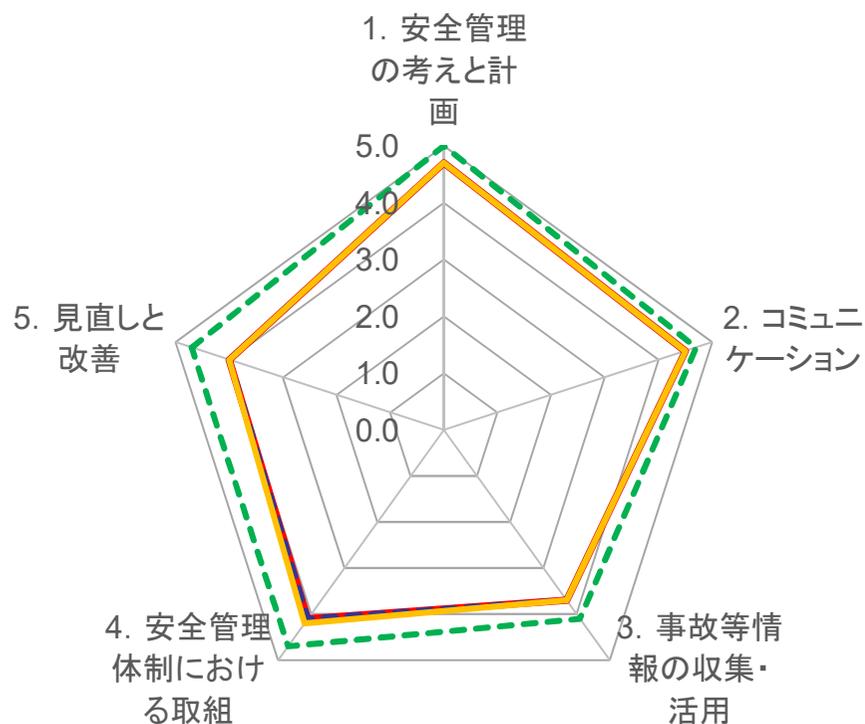
○貸切バス事業者に対する評価の実施状況について(2020(R2)年3月末時点)

	2016(H28)年度 末までの 実施合計	2017(H29)年度		2018(H30)年度		2019(R1)年度		2020年度	2021年度	計画合計
	実施済	計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	計画	計画
未実施事業者への 評価実施数	750 <small>(年度毎の実施率)</small>	710	784 <small>(110.1%)</small>	710	743 <small>(104.6%)</small>	710	579 <small>(81.5%)</small>	710	578	4144
年度末時点の 未実施残事業者数	3394 <small>(通算の実施率)</small>	2684	2610 <small>(37.1%)</small>	1974	1867 <small>(55.0%)</small>	1264	1288 <small>(68.9%)</small>	578	0	

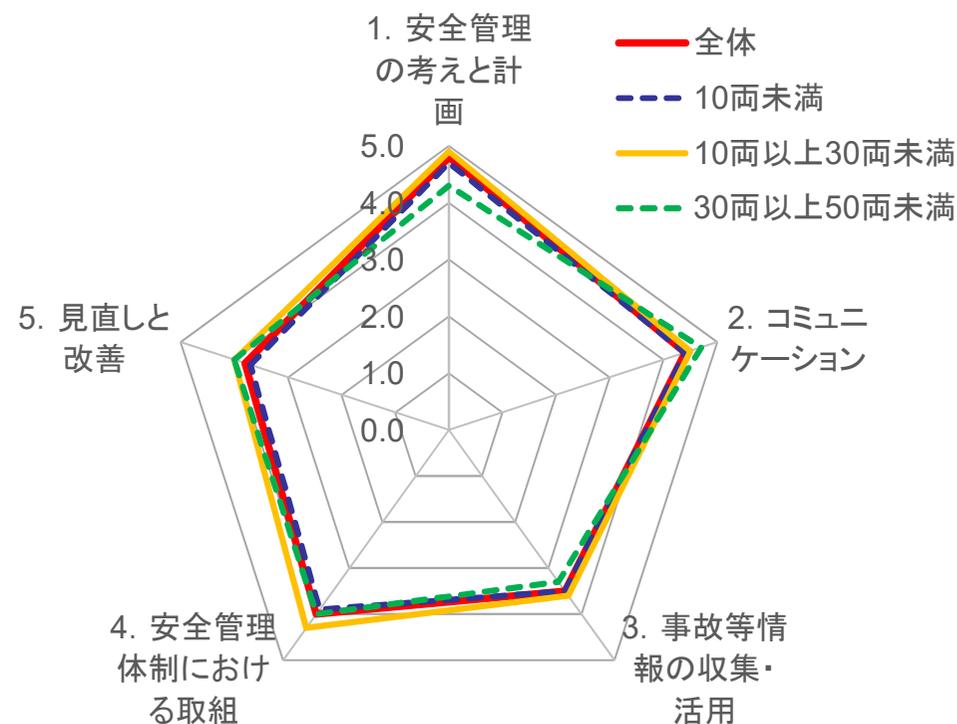
3. 貸切バスへの対応②

- ・貸切バス事業者に対する集中評価については、平成29年度・30年度前期は評価5項目に対する5段階評価にて評価を実施。
- ・最も評価が高い項目は、「安全管理の考え」であり、次に「コミュニケーション」。
- ・最も低い項目は、「事故情報の収集・活用」であり、次に「見直しと改善」。
- ・保有台数が多い事業者ほど充足率は高く、保有台数が少ない事業者ほど充足率は低い。

平成29年貸切バス評価充足率



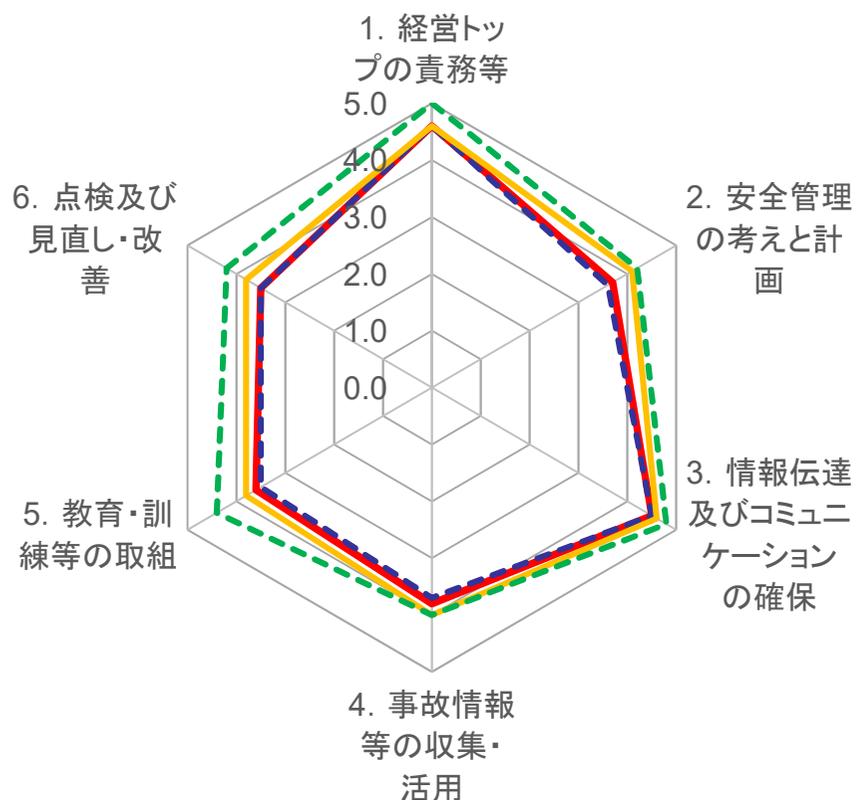
平成30年貸切バス評価充足率(5項目)



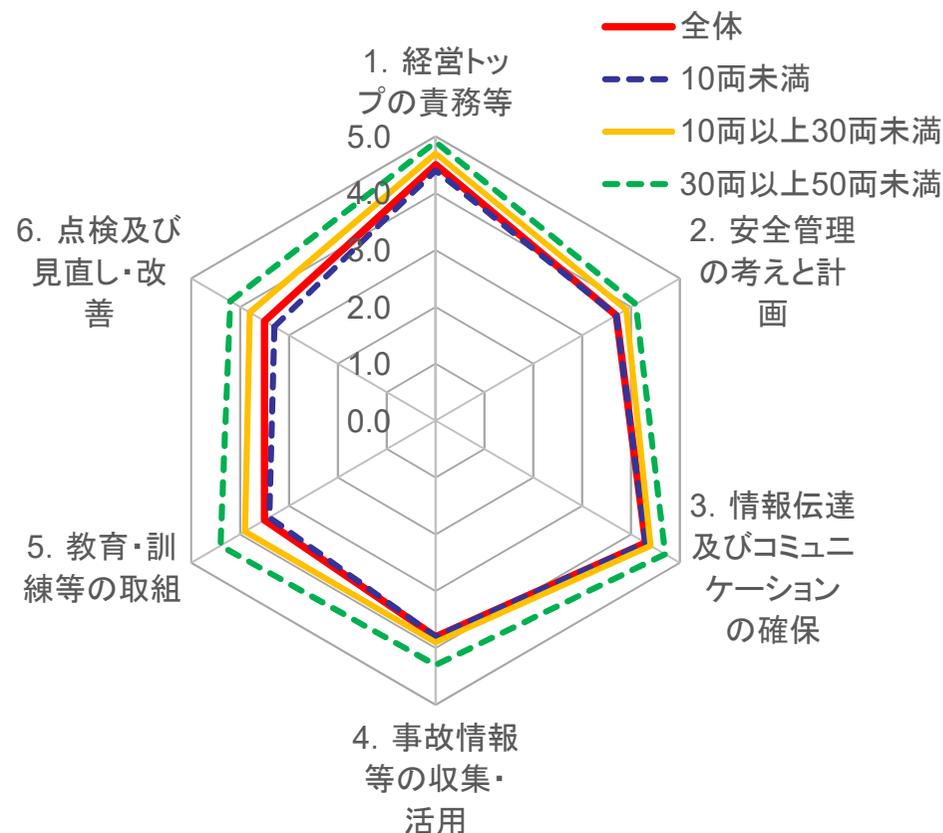
3. 貸切バスへの対応③

- ・平成30年度後期から、確認項目の見直しを行い、評価6項目に対する5段階評価にて評価を実施。
- ・最も評価が高い項目は、「経営トップの責務」であり、次に「情報伝達及びコミュニケーションの確保」。
- ・最も低い項目は、「点検及び見直し改善」であり、次に「教育・訓練等の取組」。
- ・保有台数が多い事業者ほど充足率は高く、保有台数が少ない事業者ほど充足率は低い。
- ・今後の貸切バスへの対応については、対象事業者や評価の視点の設定などについてどのように進めるかが課題。

平成30年貸切バス評価充足率(6項目)



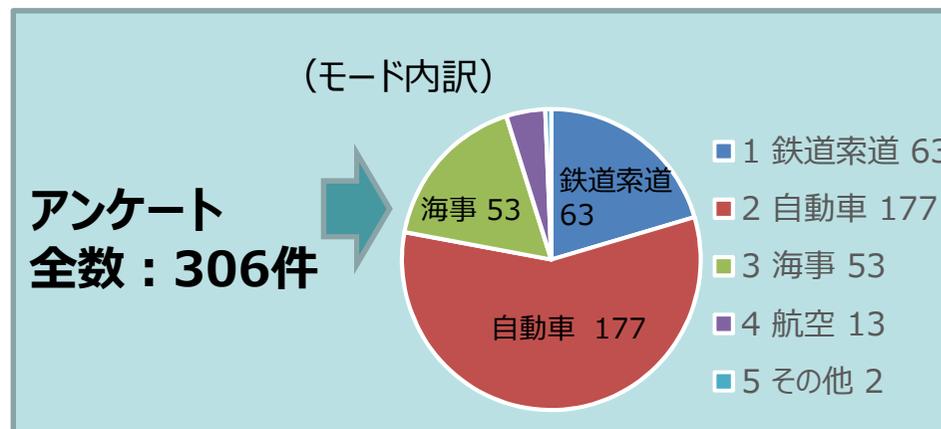
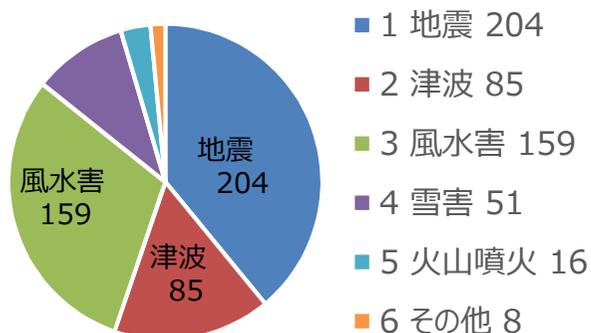
令和元年貸切バス評価充足率(6項目)



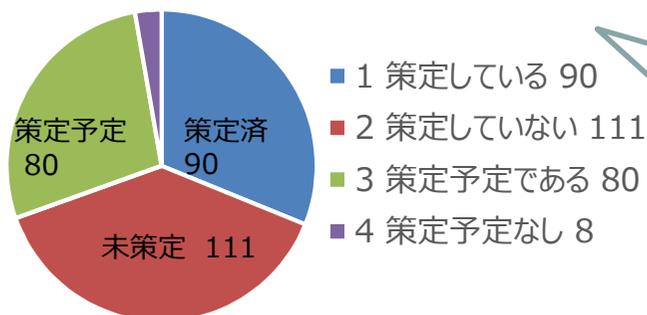
3. 運輸事業者における自然災害対応アンケート結果

- 本年7月に策定した「運輸安全防災マネジメント指針」についての説明会後の事業者アンケートの結果を検証。
- 業務継続計画(BCP)の策定状況は全体で3割程度にとどまり、大企業では6割、中小企業では2割未満となっている。
- 管轄の地方運輸局との連絡調整が構築されている事業者は3割強にとどまる。

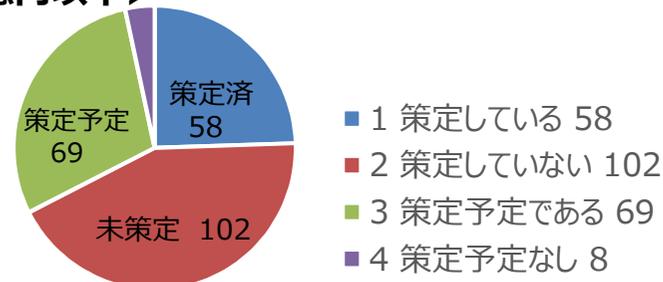
1. 最も大きな被害を想定している自然災害について



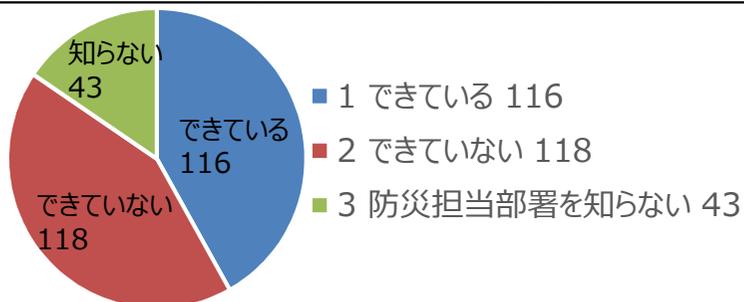
2. BCPの策定状況について



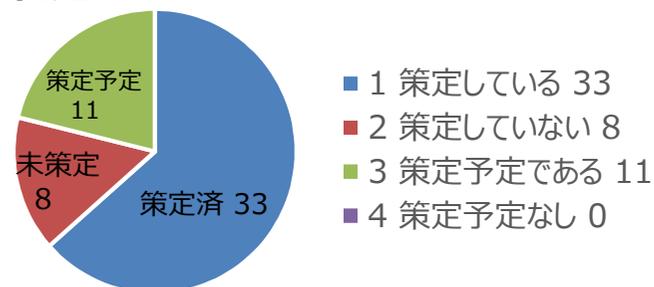
<資本金3億円以下>



3. 地方運輸局の防災担当との連絡・調整について



<資本金3億円超>



3. 運輸防災マネジメント実施のポイント

- 「運輸防災マネジメント」については、本年度試行的に実施し令和3年度より本格的に実施していくことを予定している。実施に際しては、運輸事業者における災害体制の構築や事業継続の状況について以下の5点を運輸安全マネジメント評価の中で確認を行っていく。
- 特に中小規模の運輸事業者においては、取組が遅れていると考えられるため今後の評価の重点課題といえる。

I. 災害別のリスク評価

II. 経営トップによる判断（人・モノ・カネの優先配分など）

III. 平時の備え

PLAN

防災の基本方針、対応体制、対応マニュアル等の策定、事業継続の検討（代替性の確保等）

DO

防災品・燃料の備蓄、訓練・教育の実施

IV. 「顔の見える関係」の構築

V. マネジメントレビューの実施

本資料の構成

1. 評価書の要旨及び目次構成案
2. 対象政策の概要
3. 「運輸安全マネジメント制度」の取組状況と考察
4. 委員の主な意見と対応方針
5. 参考資料

4. 委員からの主なご意見と対応方針

主なご意見	対応方針
<p>○既に事業者が実施済である安全対策の効果を把握した上で、運輸安全マネジメント制度によりどのような効果が発現したのか分析を期待。</p>	<p>ご意見を踏まえ、運輸安全マネジメント制度がどのような効果をもたらしたか分析する。</p>
<p>○経年的に実施することによって、運輸安全マネジメント制度の効果が小さくなっていくのではないかと。事業者の安全に対する意識を継続的に向上させるためには、国交省としてどのような外的介入を継続する必要があるのか、中長期的な目線で検討すると良い。</p>	<p>ご意見を踏まえ、国交省としての外的介入の継続のあり方について検討する。</p>
<p>○運輸安全マネジメント制度対象事業者と非対象事業者との比較により、本制度の効果が定量的に分析して頂きたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、制度対象事業者と非対象事業者の効果を定量的に分析する。</p>
<p>○国交省からの助言を受けて、各事業者が以後どのような対応をしたのか把握しているのであれば、定性評価が可能ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、運輸事業者の運輸安全マネジメント評価以後の対応について定性評価を検討する。</p>

3. 第三者の知見の活用

「運輸安全マネジメント制度」に対するリスクコンサル会社による分析

国土交通省による自前の分析だけではなく、第三者目線から運輸安全マネジメント制度開始以来の

①安全性の向上における効果

②運輸安全にかかる普及・啓発における事業者への広がり

の2つの柱において定量的・定性的に分析を行い、輸送の安全の向上に如何なる効果があるか分析。

調査分析の方向性

【分析対象データ】

- ・保険データ(バス、タクシー、トラックの群別保険金支払データ)
- ・運輸安全マネジメント評価に対する運輸事業者アンケート
- ・運輸安全マネジメントDBに格納されている評価情報
- ・運輸安全セミナー、認定セミナー開催数、出席者数、及びアンケート結果
- ・運輸審議会における委員の意見
- ・運輸事業者へのヒアリング結果

【分析の手法】

上記データを基に、経年での制度浸透度合いを把握するとともに、
モード別、規模別等から見いだされる安全にかかる取組効果等、
様々な視点から政策の効果検証を実施。

※運輸安全マネジメントDBとは、評価対象事業者の過去の評価情報を共有するために使用しているシステム

※認定セミナーとは、国土交通省から認定を受けた民間機関が行うセミナー

本資料の構成

1. 評価書の要旨及び目次構成案
2. 対象政策の概要
3. 「運輸安全マネジメント制度」の取組状況と考察
4. 委員の主な意見と対応方針
5. 参考資料

5. 参考(効果分析資料)

○運輸安全マネジメント評価実施状況(令和元年度)

	鉄道			自動車				海事			航空	合計
	鉄軌道	索道	合計	バス	タクシー	トラック	合計	旅客船	貨物船	合計		
平成30年度評価実施事業者数	50者	15者	65者	760者	2者	18者	780者	88者	75者	163者	20者	1,028者
令和元年度評価実施事業者数	34者	15者	49者	593者	5者	33者	631者	102者	44者	146者	18者	844者
制度創設以降の評価実施事業者数(延べ数) (平成18年度～令和元年度)	704回	723回	1,427回	3,316回	142回	497回	3,955回	4,163回	1,222回	5,385回	235回	11,002回

5. 参考(普及・啓発分析資料)

- 平成18年度から「運輸事業の安全に関するシンポジウム」を毎年開催
- 平成29年7月に運輸審議会の答申を得て、制度を強化・拡充、国土交通大臣表彰や、安全統括管理者会議(安統管フォーラム)を創設

運輸安全マネジメントに関する優良事業者等表彰式

運輸事業者における安全文化の構築・定着、継続的な見直し・改善に向けた取組を強力に支援するため、運輸事業者の取組に対するインセンティブとして国土交通大臣表彰を平成29年度から実施。



<令和2年度>

○国土交通大臣表彰
(大西副大臣から授与)

- ・東武鉄道株式会社

○危機管理・運輸安全政策審議官表彰

- ・株式会社ウエスト神姫
- ・西日本鉄道株式会社

安全統括管理者会議(安統管フォーラム)

同業他社あるいは交通モードの垣根を越えて、安全統括管理者や安全管理部門同士が交流を深めるため、「横の連携」の場づくりを目指すもの。



<令和2年度>

日時: 令和2年10月12日(月)

場所: 霞ヶ関合同庁舎3号館

10階共用会議室

出席者数: 約30名

グループディスカッション(参加者及びテーマは公募により決定)

運輸事業の安全に関するシンポジウム

運輸事業の安全確保に関する意識向上を図り、安全に関する取組を推進する場として、また、運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・定着に向けた取組の一環として平成18年度から毎年開催。

<令和元年度>

テーマ: 自然災害時の事業継続を考える

日時: 令和2年10月6日(火)

場所: 昭和女子大学人見記念講堂(世田谷区)

出席者数: 運輸事業者等約400名 オンラインにて約480名

主催者挨拶: 大西 英男 国土交通副大臣

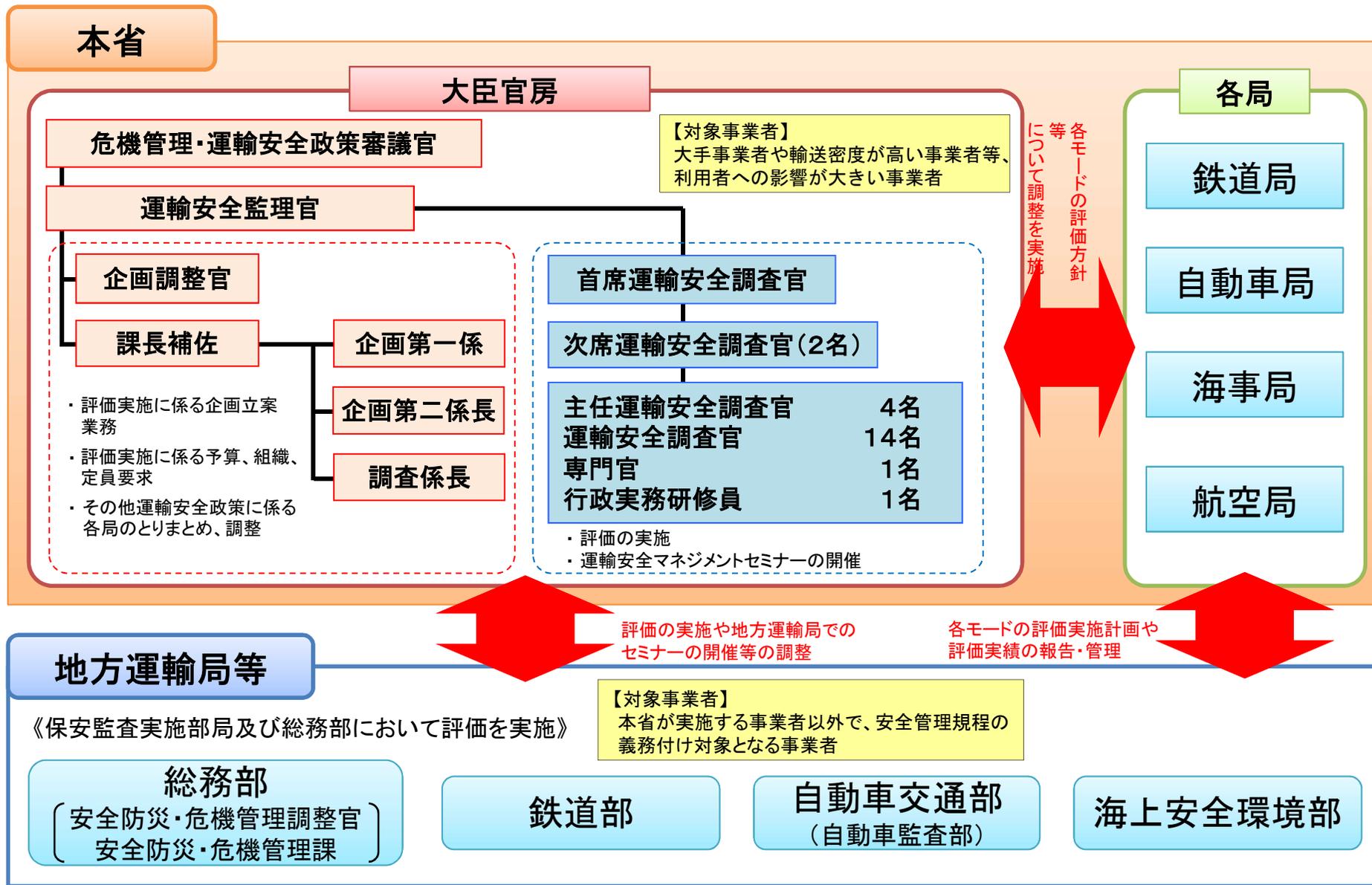
プログラム: 有識者による基調講演、運輸事業者からの取組報告、パネルディスカッション 等



5. 参考(前回政策レビュー以後の動き)

年月	交通モード	制度改正・背景となる出来事
平成23年4月	航空	すべての本邦航空運送事業者を運輸安全マネジメント制度の対象に拡大
平成24年4月	自動車	関越道高速ツアーバス事故が発生
平成24年5月	共通	運輸安全マネジメント普及・啓発推進協議会を設立
平成25年7月	共通	民間機関等が国土交通省の認定を受けて運輸安全マネジメントセミナーを実施する仕組み(認定セミナー)を導入
平成25年10月	自動車	すべての貸切バス事業者を運輸安全マネジメント制度の対象に拡大
平成28年1月	自動車	軽井沢スキーバス事故が発生
平成28年10月	共通	運輸安全マネジメント制度導入から10年経過
平成29年1月	自動車	道路運送法改正(貸切バス事業の事業許可に更新制を導入等)
平成29年7月	共通	運輸審議会答申(「運輸安全マネジメント制度の今後のあり方について」)
令和元年7月	共通	運輸防災マネジメント指針の策定

5. 参考(運輸安全マネジメント評価実施体制)



令和2年度 政策レビュー 「水資源政策」

令和2年11月13日

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部

テーマ名	水資源政策	担当課 (担当課長名)	水管理・国土保全局水資源部水資源政策課 (課長:藤川眞行)
評価の目的、 必要性	<p>水資源政策については、平成26年度の政策レビュー以降、これまでの「需要主導型の水資源開発の促進」から、危機的な渇水、大規模自然災害、老朽化による事故など、顕在化するリスクに対応するための「リスク管理型の水の安定供給」に方針を転換することとなった。</p> <p>これまで、この方針に沿って具体的な施策を展開してきたところであるが、水資源政策の目的を達成するため、各施策の実施状況、成果や課題を踏まえ、今後の施策の展開に反映させるために政策評価(政策レビュー)を実施するものである。</p>		
評価対象	<p>「リスク管理型の水の安定供給」に向けた水資源政策や、その他の水資源施策にかかる諸施策のうち、(1)水資源開発基本計画の策定、(2)水資源の利用の合理化等に関する重要事項(水利用の合理化、雨水利用の推進、地下水利用と地盤沈下対策)、(3)水源地域の振興、の各分野を対象施策として実施状況及び成果を評価する。</p>		
政策の目的	<p>安定的な水資源の確保のための施策を推進するとともに、生活や産業において安全・安心な水利用が実現する社会を構築することを目的とする</p>		
評価の視点	<p>「リスク管理型の水の安定供給」に向けた水需給に対する供給の確保等の水資源施策の進捗及び達成状況、並びに近年の社会情勢等について水資源政策として対応すべき課題を評価の視点とする。</p>		
評価手法	<p>水需給に関わる各種データ(水需給データ、各種施設の整備率、気象データ等)を収集、分析し、これまでの水資源施策の進捗、達成状況について評価する。</p> <p>その上で、社会情勢の変化を踏まえ、今後の水資源政策の推進上の課題と政策への反映の方向について検討する。</p>		
評価結果	<p>現在、上記手法にて、政策等を評価・分析中</p>		
政策への 反映の方向	<p>評価結果を踏まえ、施策実現のための課題及び今後の方向性を整理</p>		
第三者の 知見の活用	<p>国土交通省政策における本テーマに対する意見及び個別指導の際の助言を活用する</p>		
実施時期	<p>令和2年度</p>		

序章 評価の概要

1. 評価の目的、必要性
2. 対象政策
3. 評価の視点
4. 評価手法
5. 第三者の知見の活用

第1章 水資源政策を取り巻く現状

1. 日本の水資源の概要
 - (1) 水資源の概況
 - (2) 水資源開発の概況
 - (3) 新たな水資源政策の必要性
2. 水資源政策の概要
 - (1) 水資源開発基本計画の策定
 - (2) 水資源の利用の合理化等に関する重要事項
 - 1) 水利用の合理化
 - 2) 雨水利用の推進
 - 3) 地下水利用と地盤沈下対策
 - (3) 水源地域の振興

第2章 これまでに実施した主な水資源施策とその評価

- (1) 水資源開発基本計画の策定の評価
- (2) 水資源の利用の合理化等に関する重要事項の評価
 - 1) 水利用の合理化
 - 2) 雨水利用の推進
 - 3) 地下水利用と地盤沈下対策
- (3) 水源地域の振興の評価

第3章 水資源施策の課題と今後の方向性

1. 現在推進している水資源政策の課題と今後の方向性
2. 中長期的な視点から取り組む取り組むべき新たな課題と今後の方向性

評価のポイント

序章 評価の概要 - 1. 評価の目的、必要性 - 2. 対象政策 - 3. 評価の視点 - 4. 評価手法

○評価の目的、必要性

水資源政策については、平成26年度の政策レビュー以降、これまでの「需要主導型の水資源開発の促進」から、危機的な渇水、大規模自然災害、老朽化による事故など、顕在化するリスクに対応するための「リスク管理型の水の安定供給」に方針を転換することとなった。

これまで、この方針に沿って具体的な施策を展開してきたところであるが、水資源政策の目的を達成するため、各施策の実施状況、成果や課題を踏まえ、今後の施策の展開に反映させるために政策評価（政策レビュー）を実施するものである。

○対象施策

「リスク管理型の水の安定供給」に向けた水資源政策や、その他の水資源施策にかかる諸施策のうち、(1)水資源開発基本計画の策定、(2)水資源の利用の合理化等に関する重要事項(水利用の合理化、雨水利用の推進、地下水利用と地盤沈下対策)、(3)水源地域の振興、の各分野を対象施策とする。

○評価の視点

「リスク管理型の水の安定供給」に向けた水需給に対する供給の確保等の水資源施策の進捗及び達成状況、並びに近年の社会情勢等について水資源政策として対応すべき課題を評価の視点とする。

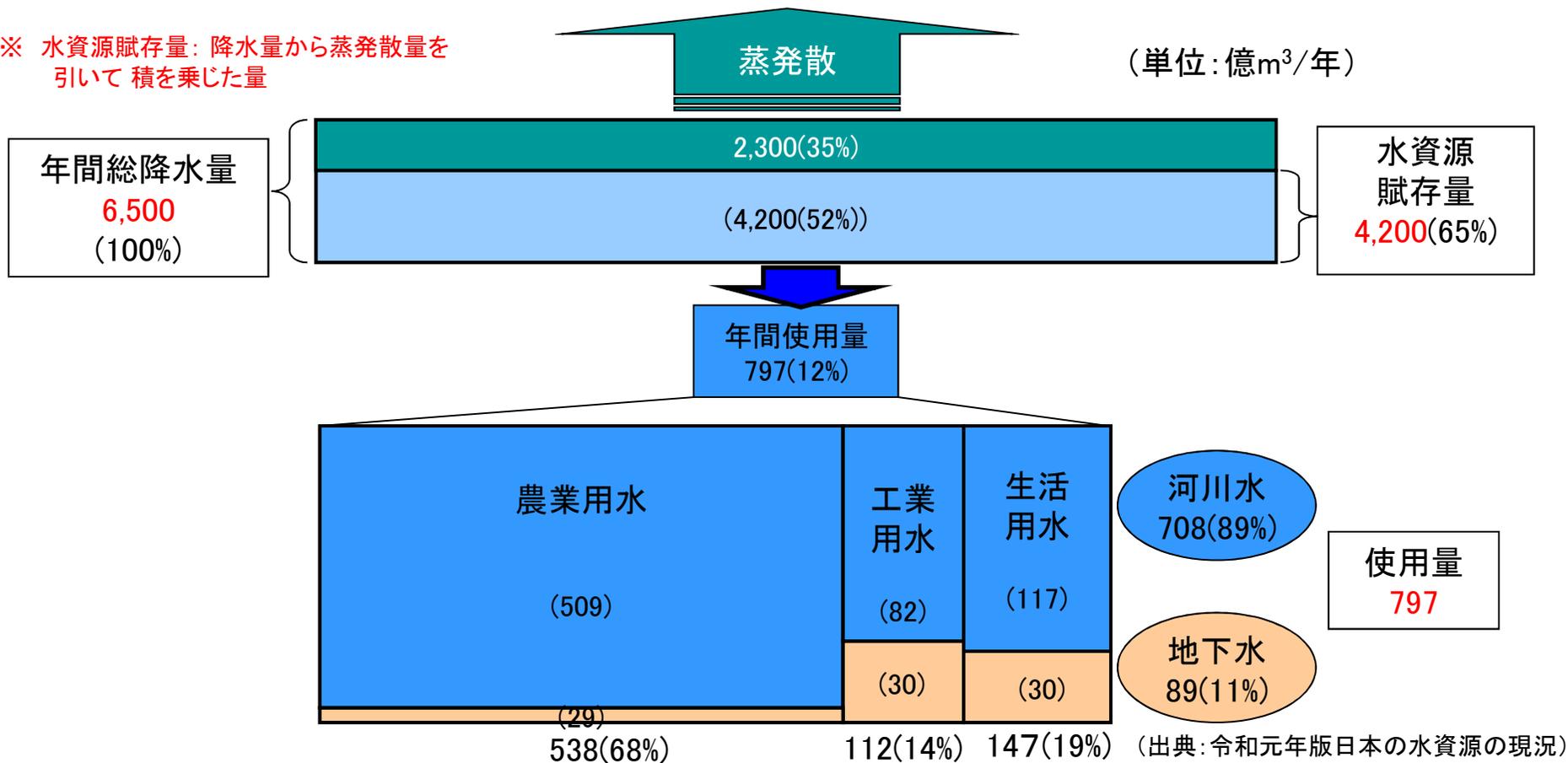
○評価手法

水需給に関わる各種データ(水需給データ、各種施設の整備率、気象データ等)を収集、分析し、これまでの水資源施策の進捗、達成状況について評価する。

その上で、社会情勢の変化を踏まえ、今後の水資源政策の推進上の課題と政策への反映の方向について検討する。

○ 水資源賦存量のうち、かなりの部分が水資源として利用されないまま海に流出。

※ 水資源賦存量：降水量から蒸発散量を引いて 積を乗じた量

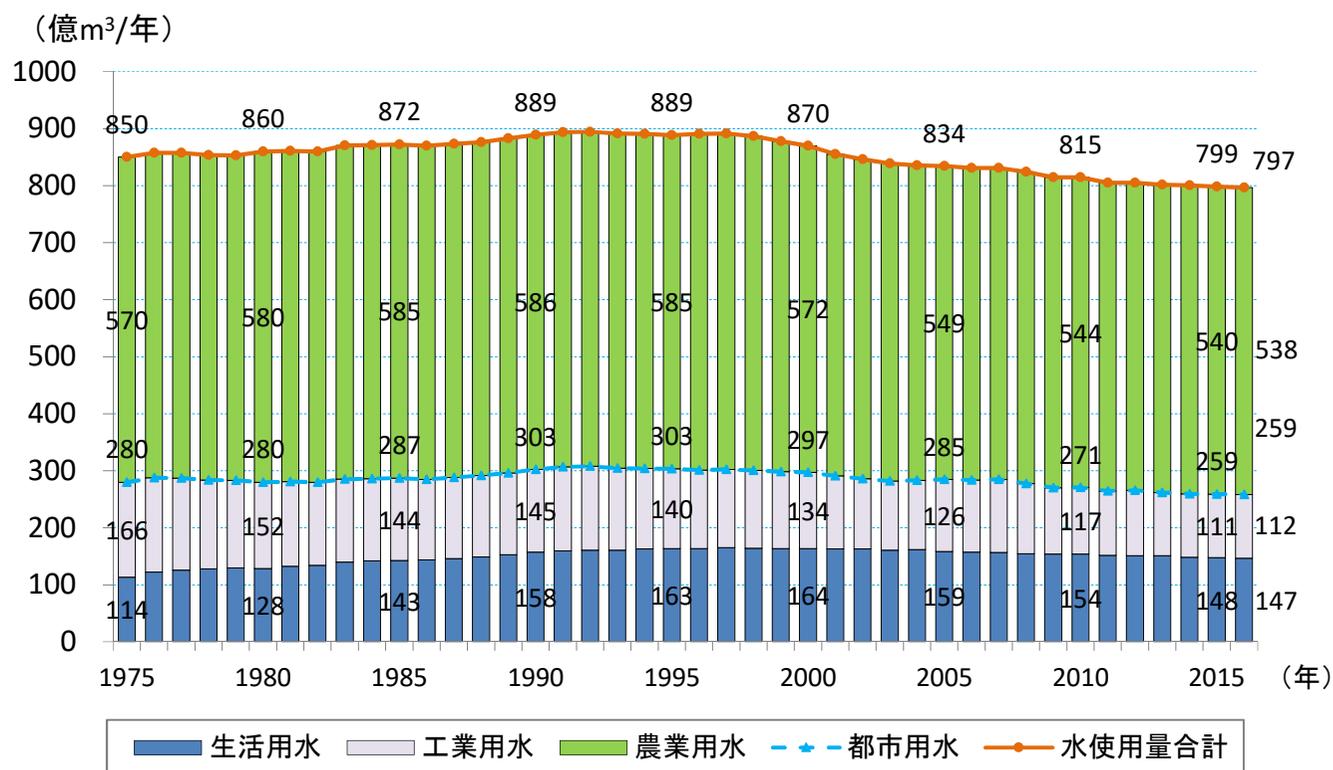


- 水資源賦存量は4,200億m³（降水量6,500億m³の約65%）。
- 水の年間使用量は797億m³（水資源賦存量の約19%、降水量の約12%）。
- 年間使用量の水源の内訳は、河川水 約89%、地下水 約11%。
- 年間使用量の用途の内訳は、農業用水 約68%、工業用水 約14%、生活用水 約19%。

全国の水使用量の推移

第1章 水資源政策を取り巻く現状 1. 日本の水資源の概要 (1) 水資源の概要

- 平成28(2016)年は、生活用水と工業用水の合計である「都市用水」が約259億 m^3 、「農業用水」が約538億 m^3 。
- 都市用水使用量は、昭和40(1965)年以降増加してきたが、近年は社会・経済状況等を反映してほぼ横ばい傾向から緩やかな減少傾向。



(注) 1. 国土交通省水資源部作成

2. 国土交通省水資源部の推計による取水量ベースの値であり、使用後再び河川等へ還元される水量も含む。

3. 工業用水は従業員4人以上の事業所を対象とし、淡水補給量である。ただし、公益事業において使用された水は含まない。

4. 農業用水については、1981～1982年値は1980年の推計値を、1984～1988年値は1983年の推計値を、1990～1993年値は1989年の推計値を用いている。

5. 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(出典：令和元年版日本の水資源の現況)

水資源開発基本計画

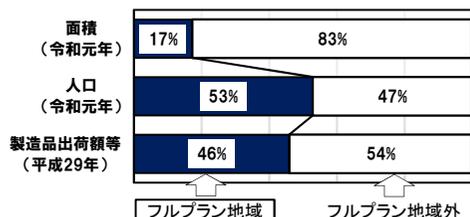
第1章 水資源政策を取り巻く現状 1. 日本の水資源の概要 (2)水資源開発の概況

水資源開発基本計画(通称:フルプラン)

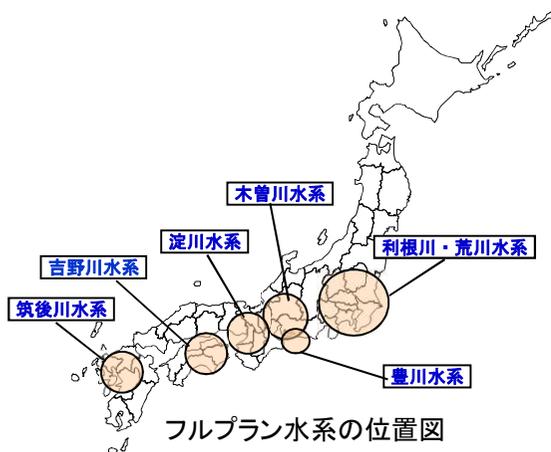
水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる計画で、我が国の産業と人口の約5割が集中する全国7つの水系において決定されている。〔根拠法令:水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)〕

【記載内容】①水の用途別の需要の見通し及び供給の目標
②供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
③その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

全国の面積・人口・製造品出荷額等に占めるフルプラン地域の割合



(出典)
・面積: 国土地理院「令和元年全国都道府県市区町村別面積調」
・人口: 総務省報道発表資料「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数(平成31年1月1日現在)」
・製造品出荷額等: 国土交通省水資源部調べ



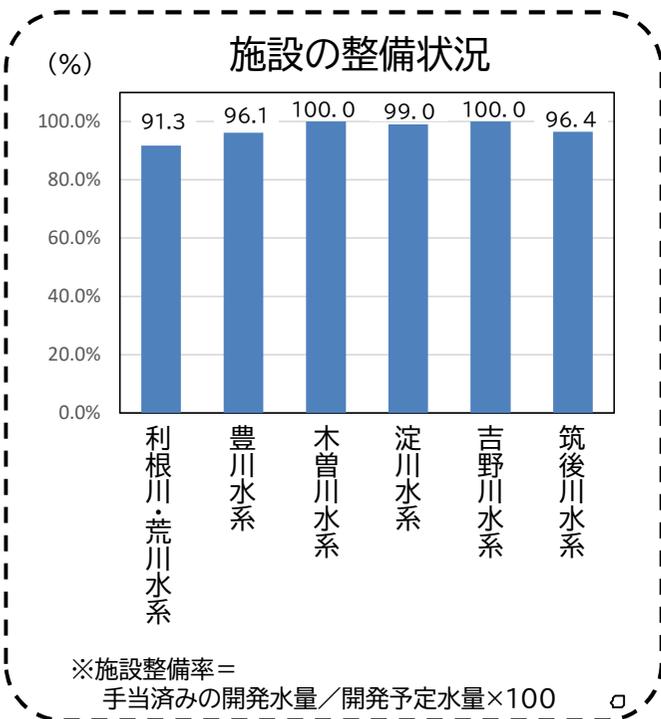
各水系のフルプランの概要【令和2年4月現在】

	利根川水系 及び荒川水系	豊川水系	木曽川水系	淀川水系	吉野川水系	筑後川水系
水系指定	昭和37年4月 (利根川水系) 昭和49年12月 (荒川水系)	平成2年2月	昭和40年6月	昭和37年4月	昭和41年11月	昭和39年10月
計画決定	平成20年7月 (5次計画) →平成31年3月 一部変更	平成18年2月 (2次計画) →平成27年12月 一部変更	平成16年6月 (4次計画) →平成30年3月 一部変更	平成21年4月 (5次計画) →平成28年1月 一部変更	平成31年4月 (4次計画)	平成17年4月 (4次計画) →平成30年6月 一部変更
目標年度	平成27年度を目標	平成27年度を目標	平成27年度を目標	平成27年度を目標	令和12年度を目標	平成27年度を目標
フルプラン掲上事業						
完了した事業* (改築事業を除く)	25事業	1事業	8事業	12事業	7事業	12事業 (ただし、概成の1事業を含む)
実施中の事業	7事業 ● 水の供給量もしくは供給区域を変更する事業 ● 志川開発事業 ● 霞ヶ浦導水事業 ● 北総中央用水土地改良事業	2事業 ● 設楽ダム建設事業 ● 豊川用水二期事業	3事業 ● 木曽川水系連絡導水路事業	2事業 ● 川上ダム建設事業 ● 天ヶ瀬ダム再開発事業	2事業	1事業
水の供給量及び供給区域の変更を伴わない事業(包括掲上)	○ 利根導水路大規模地震対策事業 ○ 成田用水施設改築事業 ○ 房総導水路施設緊急改築事業 ○ 藤原・奈良俣再編ダム再生事業		○ 木曽川右岸緊急改築事業 ○ 愛知用水三好支川水路緊急対策事業		○ 早明浦ダム再生事業 ○ 香川用水施設緊急対策事業	○ 福岡導水施設地震対策事業

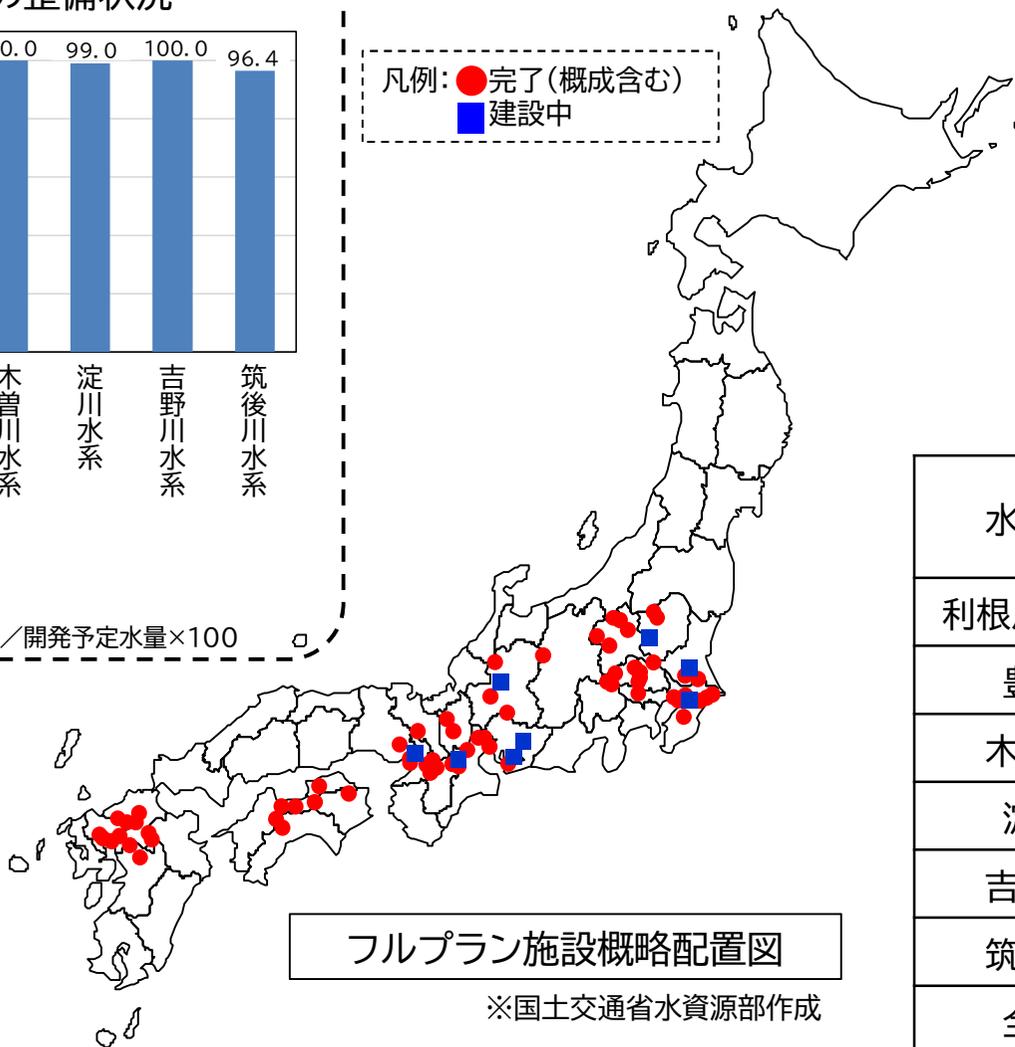
水資源開発施設の整備状況

第1章 水資源政策を取り巻く現状 1. 日本の水資源の概要 (2)水資源開発の概況

▶ フルプランに位置づけられた水資源開発施設の多くが完成し、残事業についても整備が行われており、現行フルプランに計画された供給の目標は概ね達成される見通し。

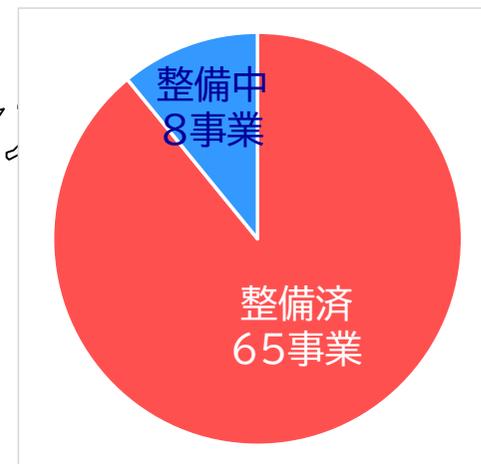


凡例: ●完了(概成含む)
■建設中



フルプラン施設概略配置図

※国土交通省水資源部作成



水系名	事業数	
	整備済	整備中
利根川・荒川	25	3
豊川	1	2
木曾川	8	1
淀川	12	2
吉野川	7	0
筑後川	12	0
全体	65	8

近年の渇水状況

第1章 水資源政策を取り巻く現状 1. 日本の水資源の概要 (3) 新たな水資源政策の必要性

- 令和元年に国管理河川で取水制限を行ったのは14水系15河川
- 最近30年間における渇水に伴う上水道の減断水の発生状況は、四国、東海、関東地方で多発。

令和元年 全国における渇水状況



【主な取水制限】

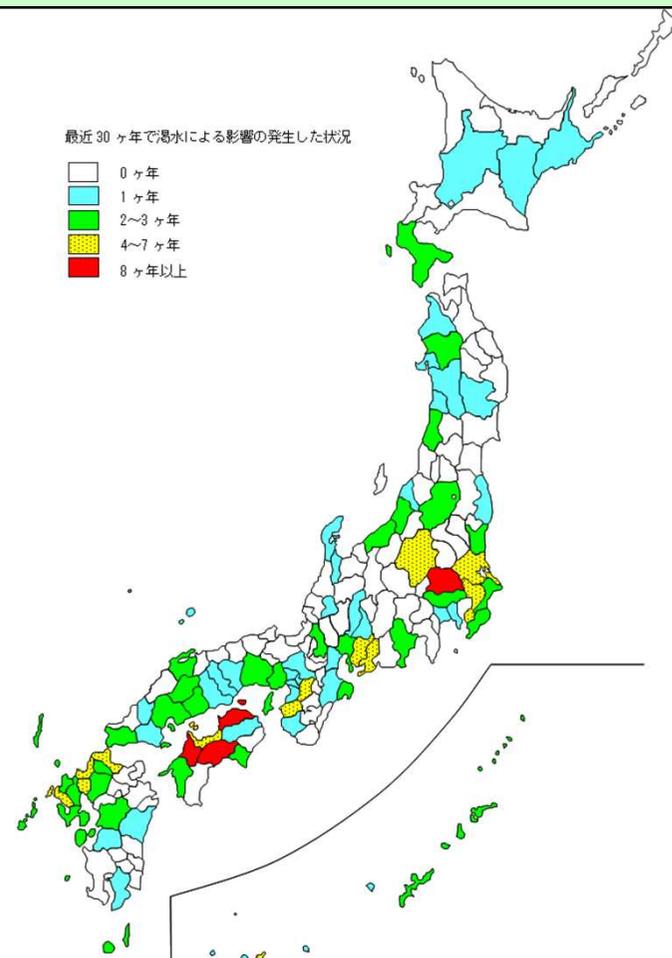
河川名	取水制限期間			最大取水制限率
	自	～	至	
豊川水系豊川	4月12日	～	6月18日	水道用水15%、工業用水15%、農業用水15%
吉野川水系吉野川	4月25日	～	6月28日	水道用水20%、工業用水20%、農業用水20%

【貯水率が一時的にゼロとなった宇連ダム(2019年5月)】



出典)水資源機構

最近30ヶ年で渇水による上水道の減断水が発生した状況



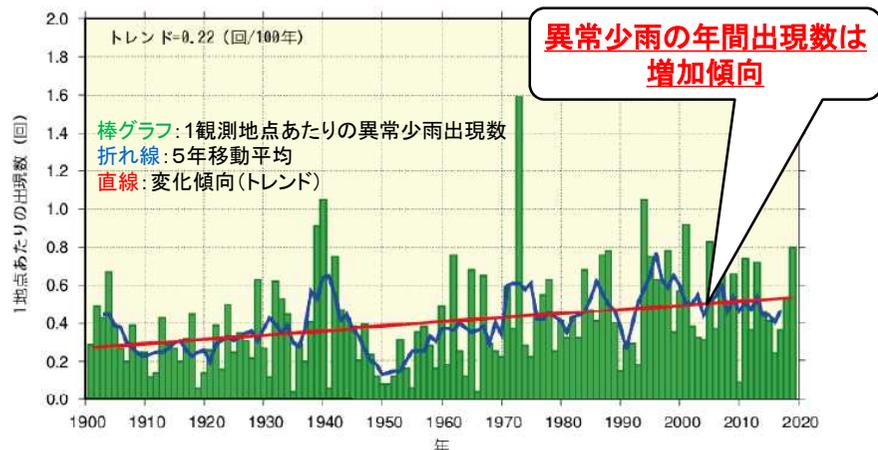
(注) 国土交通省水資源部調べ
1988年から2018年の30年間で、上水道について減断水のあった年数を図示したものである。

気候変動リスク①

第1章 水資源政策を取り巻く現状 1. 日本の水資源の概要 (3) 新たな水資源政策の必要性

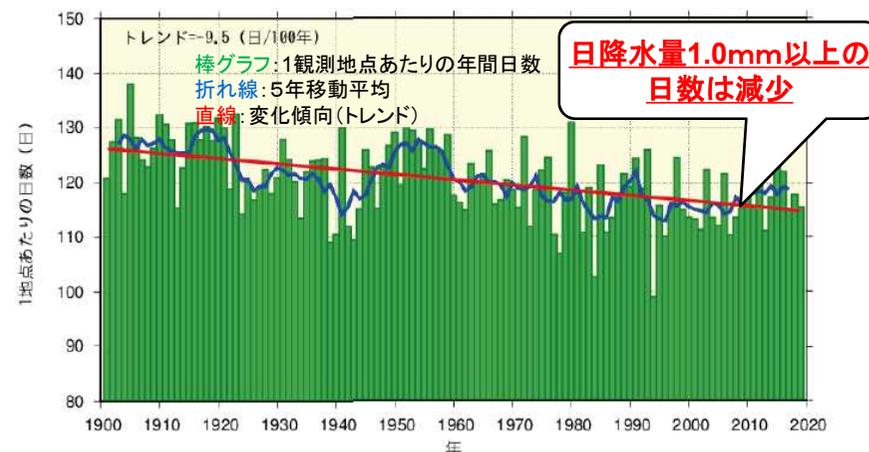
- 異常少雨の年間出現数は、増加傾向。
- 日降水量1.0mm以上の日数は、減少傾向。
- 取水制限などの渇水による影響は、依然として毎年のように発生。
- 令和元年も豊川水系の宇連ダムで34年ぶりに貯水率が一時的にゼロになるなど、深刻な渇水が発生。

異常少雨の年間出現数の経年変化(1901~2019)



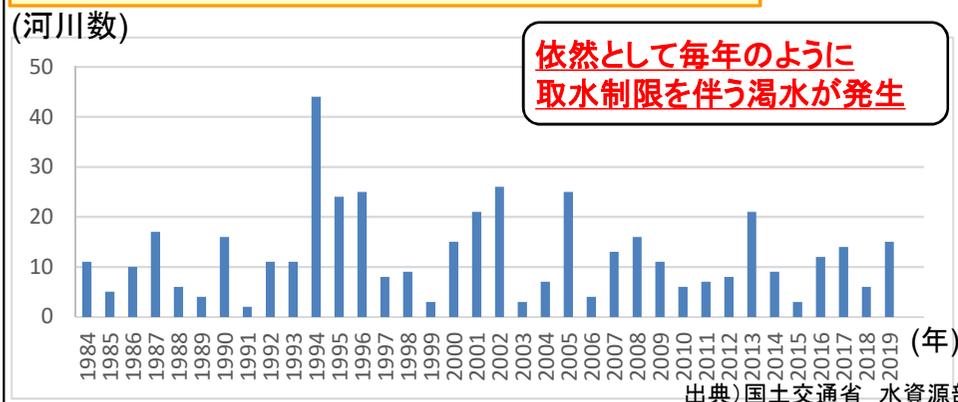
※1901~2019年の国内51観測地点での月降水量における異常少雨(少ない方から1~4位)の年間出現数。年々の値はその年の異常少雨の出現数の合計を有効地点数の合計で割った値で、1地点あたりの出現数を意味する 出典)気象変動監視レポート2019(気象庁)

日降水量1.0mm以上の年間日数の経年変化(1901~2019)



※棒グラフ(緑)は各年の年間日数の合計を有効地点数の合計で割った値(1地点あたりの年間日数)を示す。太線(青)は5年移動平均値、直線(赤)は長期変化傾向を示す。 出典)気象変動監視レポート2019(気象庁)

国管理河川における取水制限の推移(1984~2019)



出典)国土交通省 水資源部

貯水率が一時的にゼロとなった宇連ダム(2019年5月)



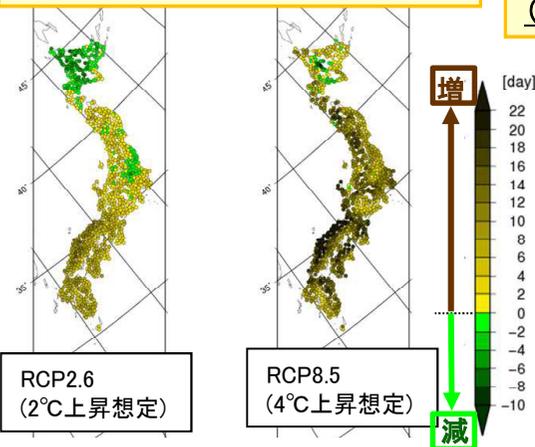
出典)水資源機構

気候変動リスク②

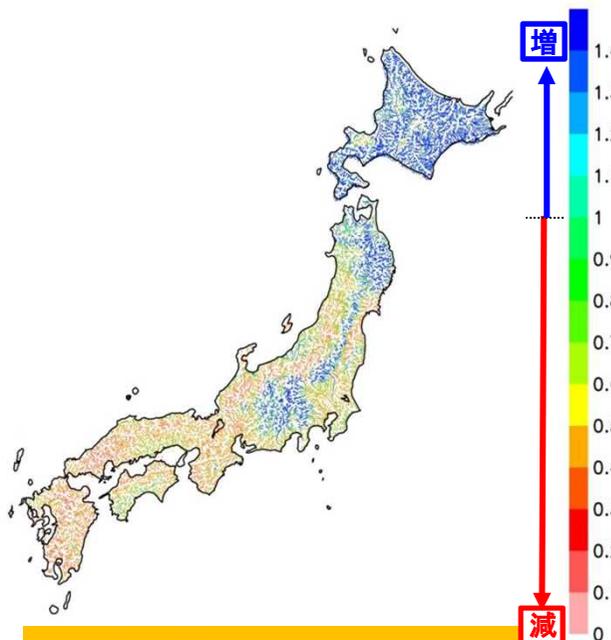
第1章 水資源政策を取り巻く現状 1. 日本の水資源の概要 (3) 新たな水資源政策の必要性

- 将来、無降水日の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測。地球温暖化などの気候変動により、渇水の頻発化、長期化、深刻化が懸念。
- 河川の源流域において積雪量が減少すると、融雪期の河川流量が減少。気温の上昇に伴い流出量のピークが現在より早まり、春先の農業用水の需要期における河川流量が減少する可能性。

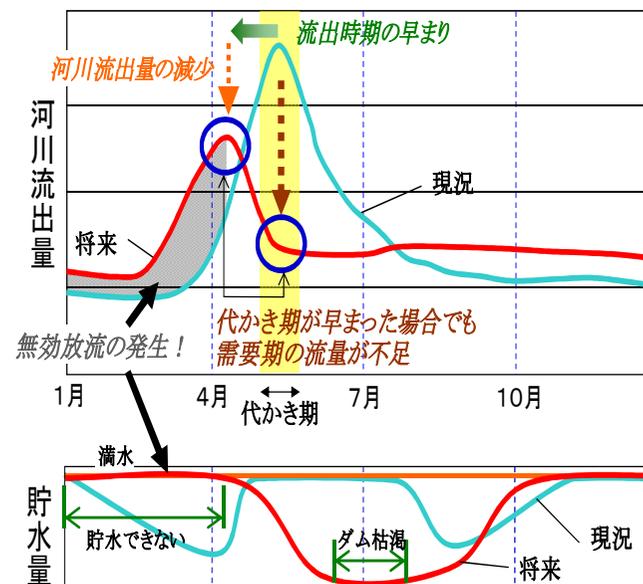
無降水日の年間日数の変化の分布



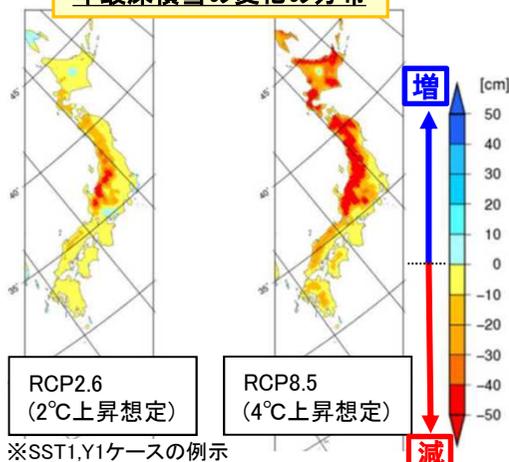
年超過確率1/10に対応する渇水流量の変化比率 (21世紀末)



少雪化に伴う河川流出量とダム貯水量の変化



年最深積雪の変化の分布



北日本と中部山地以外の地域では、河川の渇水流量が減少

※気象研究所全球気候モデル(MRI-AGCM20km)、SRES A1Bシナリオを利用。現在気候(1979-2003年)に対する21世紀末(2075-2099年)の変化比率を示す

出典)文部科学省 気象庁 環境省 気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート日本の気候変動とその影響(2012年度版)2013年3月

立川康人、滝野晶平、藤岡優子、萬和明、キムスンミン、椎葉充晴 気候変化が日本の河川流量に及ぼす影響の予測, 土木学会論文集 B1 (水工学), Vol. 67, No. 1, pp. 1-15 2011

積雪量の減少及び融雪水の早期流出により、春先(4~5月)の河川流出量が減少する。また、満水状態に達して貯留されずにそのまま下流に放流される「無効放流」も発生

出典) 国土交通省 「気候変動等によるリスクを踏まえた総合的な水資源管理のあり方について」研究会 第一回 参考資料

※SST1_Y1ケースの例示
出典)環境省 日本国内における気候変動予測の不確実性を考慮した結果について(お知らせ) 2014

大規模自然災害時における断水状況

第1章 水資源政策を取り巻く現状 1. 日本の水資源の概要 (3) 新たな水資源政策の必要性

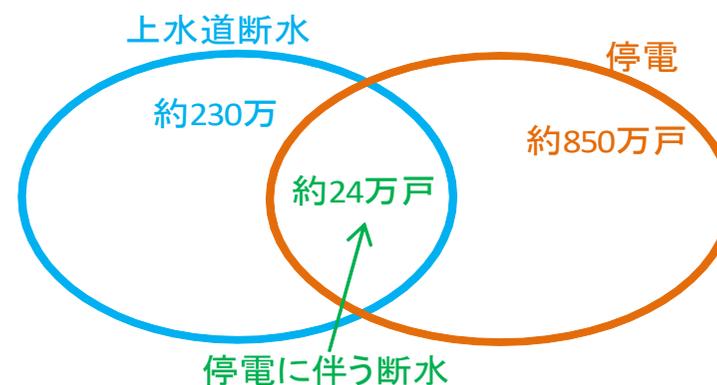
- 近年発生した東日本大震災、関東・東北豪雨、熊本地震、令和元年台風15号、19号などの災害時には、水道施設が甚大な被害を受けて広域かつ長期にわたる断水を強いられた。
- 東日本大震災時には、津波による塩水障害によって地下水源からの取水停止を余儀なくされるなど、災害に対する水インフラの脆弱性が明らかになった。

主な地震・水害による水道施設の被害状況

災害等名称	発生年月	被災地	被害内容
阪神・淡路大震災 (M7.3 震度7)	H7.1	兵庫県ほか	施設被害: 9府県81水道 断水戸数: 約130万戸 断水日数: 最大90日
新潟県中越沖地震 (M6.8 震度6強)	H19.7	新潟県ほか	施設被害: 2県9市町村 断水戸数: 約5.9万戸 断水日数: 最大20日
東日本大震災 (M9.0 震度7)	H23.3	岩手県、宮城県、福島県ほか	施設被害: 19都道府県264水道 断水戸数: 約257万戸 断水日数: 最大約5ヵ月 (津波被災地区等を除く)
新潟・福島豪雨	H23.7	新潟県ほか	施設被害: 2県15市町 断水戸数: 約5.0万戸 断水日数: 最大68日
平成23年台風第12号	H23.9	和歌山県、三重県、奈良県ほか	施設被害: 13府県 断水戸数: 約5.4万戸 断水日数: 最大26日 (全戸避難地区除く)
平成27年関東・東北豪雨	H27.9	宮城県、福島県、茨城県、栃木県	施設被害: 4県12水道 断水戸数: 約2.7万戸 断水日数: 最大11日
熊本地震 (M7.3 震度7)	H28.4	熊本県、大分県ほか	施設被害: 7県34市町村 断水戸数: 約44.6万戸 断水日数: 最大約1ヵ月
令和元年台風15号	R1.9	千葉県、東京都、静岡県	施設被害: 3都県38市町村 断水戸数: 約14.0万戸 断水日数: 最大17日
令和元年台風19号	R1.10	宮城県、福島県、茨城県ほか	施設被害: 14都県105市町村 断水戸数: 約16.8万戸 断水日数: 最大約1ヵ月
令和2年7月豪雨	R2.7	山形県、熊本県、大分県ほか	施設被害: 17都県47市町村 断水戸数: 約3.8万戸 断水日数: 最大56日

出典) 厚生労働省資料、内閣府資料より国土交通省作成

東日本大震災による断水と停電の発生状況図



(注) 内閣府中央防災会議資料、国土交通省水資源部調べをもとに国土交通省水資源部が作成

東日本大震災による浅井戸の塩水障害の状況 (影響期間100日以上)

県	事業体	施設名	影響期間等
宮城県	気仙沼市	南明戸水源場	270日間
		新圃の沢ポンプ場	100日間
	南三陸町	助作浄水場、助作第2浄水場、伊里前浄水場、戸倉浄水場	110日間

出典) 厚生労働省資料をもとに国土交通省水資源部が作成

水インフラの老朽化

第1章 水資源政策を取り巻く現状 1. 日本の水資源の概要 (3) 新たな水資源政策の必要性

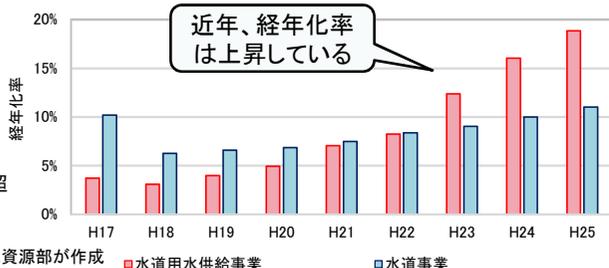
- 戦後の高度経済成長とともに整備された水インフラの老朽化が進行し、水道施設等の破損等による突発事故が発生している。
- 今後、耐用年数を超過した施設が増加し、事故発生リスクがさらに高まると考えられる。これに対し、地方公共団体等の財政事情・人員・技術力等には差があり、計画的な維持管理・更新ができずに深刻な事態に陥るおそれもある。

水道施設

○ 上水道管路における経年化率の推移 (水資源開発水系)

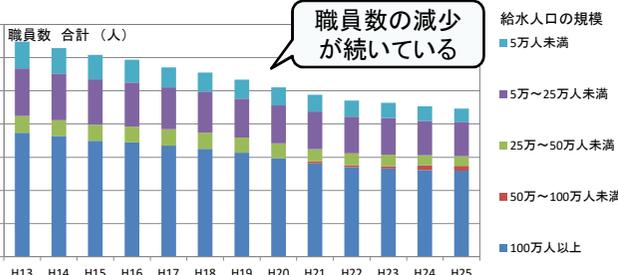
※経年化率 = 法定耐用年数を超えた管路延長 / 管路総延長

出典) 水道統計をもとに国土交通省水資源部が作成



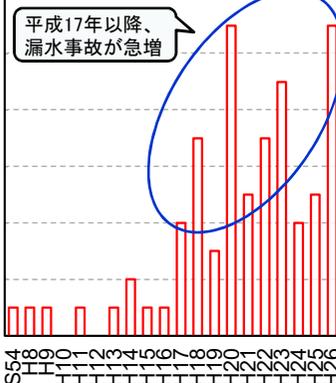
○ 利根川及び荒川水系における水道事業者職員数の経年変化

出典) 水道統計をもとに国土交通省水資源部が作成

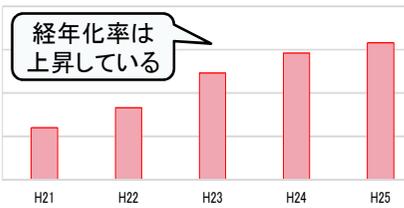


工業用水道施設

○ 工業用水道における漏水事故発生件数の推移



○ 工業用水管路における経年化率の推移 (水資源開発水系)



※経年化率 = 法定耐用年数を超えた管路延長 / 管路総延長

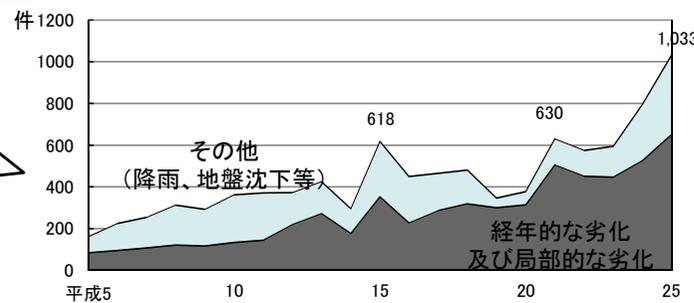
出典) 関係都府県からの聞き取り結果をもとに国土交通省水資源部が作成

出典) 平成20年度工業用水道事業効率化検討調査
平成21・22年度は経産省産業施設課調べ
東日本大震災によるものは除く

農業水利施設

○ 農業水利施設における突発事故の発生件数の推移

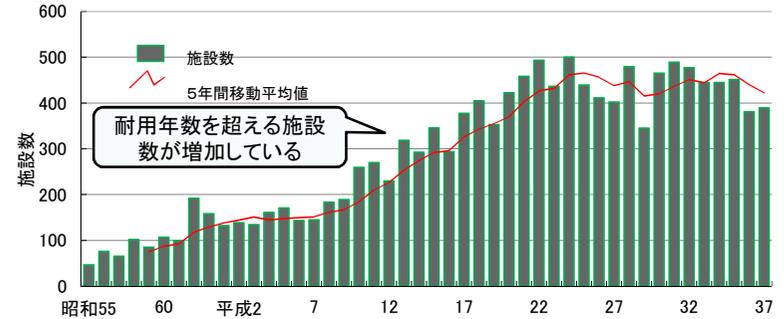
近年、経年的な劣化や局所的な劣化による突発事故が急増している



(注) 施設の管理者(国、都道府県、市町村、土地改良区等)に対する聞き取り調査

出典) 平成27年度水循環白書

○ 耐用年数を迎える基幹的農業水利施設



(注) 1. 基幹的水利施設とは、受益面積が100ha以上のダム、頭首工、用排水機場、水路等の施設
2. 土地改良事業経済効果算定に用いる標準耐用年数に達したものは更新されるものとして作成

出典) 平成27年度水循環白書

水資源開発基本計画の策定

第2章 これまでに実施した主な水資源施策とその評価、第3章 水資源施策の課題と今後の方向性

水資源政策	H26評価以降の主な取組	評価案 (成果・効果や残された課題、 新たな課題等)	今後の施策の方向性(案)
<p>●水資源開発基本計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危機的な渇水、大規模自然災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故など、顕在化するリスクに対応するため、「需要主導型の水資源開発の促進」から「リスク管理型の水の安定供給」に方針転換することについて、H29.5に国土審議会より答申 (参考資料1) ○ 当該答申を踏まえて、全7水系6計画のうち、渇水が頻発している吉野川水系を先行して水資源開発基本計画の全部変更に着手し、H31.4に閣議決定(参考資料2) ○ R1.7より、利根川水系及び荒川水系の水資源開発基本計画の全部変更に着手 ○ 国土交通省気候変動適応計画(H27.11策定、H30.11一部改訂)に位置づけられた、「渇水による被害を防止・軽減するための対策をとる上で前提となる既存施設の水供給の安全度と渇水リスクの評価」を行うための検討を実施 	<p>(成果・効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 渇水が頻発している吉野川水系水資源開発基本計画の見直し ○ 水資源開発水系における水資源開発施設の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水供給の安定化 ・ 渇水被害の軽減 等 <p>(残された課題・新たな課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 残る6水系5計画の水資源開発基本計画の早期見直し ○ 地球温暖化に伴う気候変動の影響を考慮した供給可能量の変化等の渇水リスク評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ リスク管理型水資源開発基本計画への見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 残る6水系5計画の早期見直しに向けた更なる取組の推進 ○ 水資源開発基本計画の中間点検 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間年の点検を適切に実施(吉野川水系はR5年度) ○ 危機時(危機的な渇水、大規模自然災害等)における必要最低限の水の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ ハード、ソフト対策の推進 ○ 気候変動の影響に伴う供給可能量の変化等の渇水リスク評価の実施と、水資源開発基本計画への反映に向けた検討

- 戦後の大都市圏における水需要の急増を背景として、昭和36年に「水資源開発促進法」を制定して以来、7つの水資源開発水系において、フルプランに基づく水資源開発施設の整備が進展。開発水量の確保がおおむね達成される見通しとなっているが、一部の施設は未だ整備中。
- また、近年、水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化している現状を踏まえ、平成25年度より国土審議会水資源開発分科会での議論が本格化。
- 平成29年5月の答申を受け、需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へと、フルプランの抜本的な見直しに着手。

平成27年3月の答申

『今後の水資源政策のあり方について』
国土審議会水資源開発分科会
H25.10.22諮問
H27. 3.27答申

- ・大規模災害、大規模な事故、危機的な渇水等の新たなリスクの顕在化を踏まえた、今後の水資源施策のあり方についての基本的な考え方を示したもの

【今後の水資源政策の基本理念】

『安全で安心できる水を確保し、安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指すこと』
～ 需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へ～

平成29年5月の答申

『リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について』

国土審議会水資源開発分科会
H28.12.22諮問
H29. 5.12答申

- ・先の答申を踏まえ新たなフルプランの策定指針を示したもの

新たな水資源開発基本計画のあり方

1. **水供給を巡るリスクに対応するための計画**
発生頻度は低いものの水供給に影響が大きいリスクにも対応
2. **水供給の安全度を総合的に確保するための計画**
不確定要素を考慮して、水需給バランスを総合的に評価
地域の実情に即した取組を着実に推進
3. **既存施設の徹底活用**
大規模災害等の危機時も含めて水の安定供給を確保
4. **ハード・ソフト施策の連携による全体システムの機能確保**
水供給の全体システムとしての機能を確保するため、ハード対策とソフト対策を一体的に推進

フルプランの全部変更に着手

- ・渇水が頻発しリスク管理型への転換が急がれる吉野川水系を先行水系として、全部変更手続きに着手
- ・新たなリスク管理型の計画(吉野川水系)を平成31年4月に閣議決定
- ・令和元年7月から、首都圏を抱え、最も産業と人口が集中する利根川・荒川水系について、計画見直しを進めているところ
- ・他水系(豊川、木曾川、淀川、筑後川)についても順次、計画見直しに着手していく予定

基本的な考え方

【水資源を巡る課題】

四国圏の社会、経済で重要な地位を占める、吉野川水系においては、**危機的な渇水、南海トラフ地震等による大規模自然災害、水資源開発施設等の老朽化に伴う大規模な事故等**、水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化

【課題への対応】

- ・ **水供給を巡るリスクに対応するための計画**
 水需給バランスの確保に加え、水資源を巡る、これらの新たなリスクや課題に対応
- ・ **水供給の安全度を確保するための計画**
 起こり得る渇水リスクを幅広く想定して水需給バランスを総合的に点検しつつ、地域に即した対策を確実に推進
- ・ **既存施設の徹底活用、ハード・ソフトの一体的推進**
 既存施設を維持管理していくことはもとより、既存施設を最大限に有効活用していくことと合わせ、必要なソフト対策を一体的に推進



早明浦ダムの枯渇
 (平成20年(2008)9月1日)

➡ **これにより、安全で安心できる水を安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受できる社会を目指す**

新たな計画のポイント

比較的発生頻度の高い渇水時を基準に水の安定供給を目指してきた前計画を新たな視点で転換

新たな視点

- ① **供給の目標に、発生頻度は低いものの水供給に影響が大きいリスク(危機的な渇水等)を追加**
 - ・ 危機的な渇水、地震等の大規模自然災害、老朽化に伴う大規模な事故に対しても新たに目標を設定
- ② **需要と供給の両面に存在する不確定要素を踏まえて、水需給バランスの点検を行い計画を策定**
 - 【需要面】
 - ・ 社会経済情勢等の不確定要素: 人口、経済成長率
 - ・ 水供給の過程で生じる不確定要素: 水供給過程での漏水等(利用率、有収率)、給水量の時期変動(負荷率)それぞれ、「高位」と「低位」の2ケースを想定
 - 【供給面】
 - ・ 「10箇年第1位相当の渇水」、「既往最大級の渇水」の2ケースを想定
- ③ **ソフト対策を供給の目標を達成するための必要な対策として計画に掲示**
 - ・ 「水供給の安全度を確保するための対策」、「危機時において必要な水を確保するための対策」に区分し、地域に即した対策を掲示
- ④ **PDCAサイクルの導入**
 - ・ 計画期間をおおむね10箇年とし、その中間時に対策効果などを点検。必要に応じ計画を見直す

計画期間

本計画の計画期間は、おおむね10箇年(2019～2028年度)

基本計画の改定の経緯

水資源開発促進法に基づき指定水系の水資源開発基本計画を決定

過去の計画変更

- 【水系指定】: 昭和41年(1966年)11月
- 【計画決定】: 1次 昭和42年(1967年)3月
- 2次 平成4年(1992年)4月
- 3次 平成14年(2002年)2月

今回改定の経過

- **平成29年5月**
 「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」(答申) 国土審議会

フルプラン全6計画のうち、
 渇水が頻発している吉野川を
 先行し全部変更に着手

- **国土審議会水資源開発分科会**
 平成30年3月～平成31年2月にかけて、3回審議
- **同 吉野川部会**
 平成30年2月～平成31年2月にかけて、6回審議
- **平成31年3月7日 国土審議会議長から大臣へ答申**
- **平成31年3月 水資源開発促進法に基づき、関係大臣協議、関係県知事意見聴取**
- **平成31年4月19日 閣議決定、国土交通大臣決定**

水利用の合理化

第2章 これまでに実施した主な水資源施策とその評価、第3章 水資源施策の課題と今後の方向性

水資源政策	H26評価以降の主な取組	評価案 (成果・効果や残された課題、 新たな課題等)	今後の施策の方向性(案)
<p>●水資源の利用の合理化等に関する重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水利用の合理化 	<p>【危機的な渇水への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 渇水被害を軽減するための対策等を時系列で整理した「行動計画」である「渇水対応タイムライン」の作成を推進するためのガイドライン(初版)を作成・公表するとともに、各地方整備局、都道府県等に通知(H31.3) ○ 「吉野川水系における水資源開発基本計画(H31.4)」に渇水対応タイムラインの作成を位置づけ、作成に着手 ○ 国が管理する2河川で渇水対応タイムラインの運用を開始(R2.10現在) <i>(参考資料3)</i> ○ オリンピック・パラリンピック開催に向け、水の安定的な供給に万全を期す「東京2020オリンピック・パラリンピック渇水対応行動計画」を策定(R1.8) <i>(参考資料4)</i> ○ 渇水による給水への影響の発生回数や水資源賦存量に対する水需要量の比率等を用いた「渇水リスク評価」の検討を開始(H30) <i>(参考資料5)</i> <p>【節水への取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間企業や関係省庁と連絡会議を通じて、関係機関との情報交換や取組推進に向けた連携のあり方などを意見交換。 ○ H28年度の渇水時において、道路情報表示板等を活用した節水広報、鉄道駅・交通ターミナルにおける節水広報など、節水への呼びかけを実施。<i>(参考資料6)</i> 	<p>(成果・効果)</p> <p>【危機的な渇水への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「吉野川水系における水資源開発基本計画」に渇水対応タイムラインの作成を位置づけるとともに、国が管理する2河川で渇水対応タイムラインの運用を開始 ○ 「東京2020オリンピック・パラリンピック渇水対応行動計画」により、ハツ場ダムの運用開始、北千葉導水路等の運用強化など、ハード・ソフト対策を組み合わせ、利根川上流ダム群においてH4年以降で最大の貯水量を確保(R2.4) <p>【節水への取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省がR2.1に実施したインターネットアンケートによると節水をしていると回答があったのは全体の約85%と高い結果となった。 ○ 近年の渇水時において、積極的に節水への呼びかけを実施したことにより、渇水による影響を緩和。 <p>(残された課題・新たな課題)</p> <p>【危機的な渇水への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 直轄河川における速やかな渇水対応タイムラインの作成 ○ 都道府県管理河川における渇水対応タイムラインの作成 ○ 渇水に関係する各主体との渇水リスク情報の共有 <p>【節水への取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 若者の認知度が低い傾向にあることから、若者への普及啓発を推進 	<p>【危機的な渇水への対応】</p> <p>渇水対応タイムラインの作成促進等、関係者が連携して危機的な渇水に備える取組を推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 直轄河川では、水資源開発水系や近年取水制限を行った水系等、特に渇水による影響が大きい水系から、順次、渇水対応タイムラインの作成を推進 ② 都道府県管理河川では、直轄河川の作成状況を提供しながら必要性を示し、各種会議等を通じて、渇水対応タイムラインの作成を促進 ③ 渇水リスク評価の検討を進め、わかりやすい指標を用いてとりまとめ、住民等各主体と渇水リスク情報を共有 <p>【節水への取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と連携し、普及啓発等の取組を推進

(参考資料3) 渇水対応タイムライン①

- 新たな水循環基本計画において「危機的な渇水への取組を推進するため、水系・地域の歴史、経緯、特性及び実情を踏まえつつ、関係者が連携して、渇水による影響や被害を軽減するための対策等を定める渇水対応タイムライン（時系列の行動計画）を作成するよう努める。」とされている。
- 「渇水対応タイムライン」の作成支援のため、「渇水対応タイムライン作成のためのガイドライン（初版）」を平成31年3月に公表。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_fr2_000024.html

渇水対応タイムラインのイメージ

平常時		気象・ダム貯水率等	渇水対応時			
渇水段階	平常時		渇水対応準備	渇水時	深刻な渇水時	危機的な渇水時
給水制限	—		—	減圧給水	時間断水	長期断水
国・自治体等	調整・対応等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水資源開発施設の整備 ◆ 雨水・再生水の利用促進 ◆ 水融通・応援給水体制検討 ◆ 地下水保全・利用ルール検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 渇水対策本部等の体制整備 ◆ 節水・渇水に関する広報 ◆ 広報・メディアとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共施設の節水（プール、公園の散水、噴水中止等） ◆ 情報の提供共有 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 用途間転用（許可水量範囲内） ◆ 優先給水の調整 ◆ 自衛隊出動要請 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 緊急病院等への緊急水の指定配水 ◆ 転院の支援 ◆ 衛生施設の確保
施設管理者等	水を提供する側	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設改良による利水機能強化 ◆ 発電、堆砂容量の利水活用、複数ダム統合運用等運用ルール設定 ◆ 緊急給水施設等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 海水淡水化施設 ◆ 給水タンク、輸送のためのトラック等の事前準備 ◆ 渇水対策本部等の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 節水広報 ◆ 給水制限（減圧） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水融通の調整 ◆ 給水制限（時間断水） ◆ 発電、堆砂容量の利水活用、複数ダム統合運用の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広域的な水融通 ◆ 病院、福祉施設へ優先給水 ◆ 緊急給水（ペットボトル等）
住民等	使用する側	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 節水、雨水・再生水の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 一般家庭の節水（風呂、洗車等） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農業用水の番水、反復利用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活様式の変更 ◆ 工場の操業短縮 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 最低限の水利用

(参考資料3) 渇水対応タイムライン②

- 国管理河川において、渇水による影響が大きい水系から「渇水対応タイムライン」を作成を進めている。
- 中国地方整備局が所管する斐伊川、芦田川において、「斐伊川事前渇水行動計画（渇水対応タイムライン）」、「芦田川水系渇水タイムライン」をとりまとめ、運用を開始。
 斐伊川（ http://www.cgr.mlit.go.jp/izumokasen/release/h31/files/200318_kassuitaimurain.pdf ）
 芦田川（ <https://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/press/r02/R020821/R020821.html> ）

斐伊川水系 事前渇水行動計画(渇水対応タイムライン)

令和2年3月18日から試行

斐伊川事前渇水行動計画(斐伊川・非洪水期)(11/1～6/10)

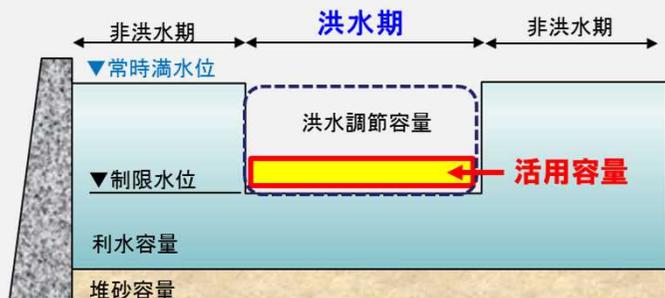
尾原ダム貯水率	渇水の状況・期間	河川管理者		水道事業		農業系利水者	
		管理者としての立場	管理者としての立場	利水者としての立場	管理者としての立場	利水者としての立場	
100% ～ 90%程度	渇水発生前 1週間程度 平時	【適正な河川管理】 ◇適正な利水補給、河川環境の確認 【事前行動:情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率など ◇国が発表する情報収集	【平時からの適正な施設管理】 ◇取水・送配水施設の点検・整備 ◇施設等の水回りの整備・点検 【事前行動:情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率など 【住民への水資源の啓発】 ◇水資源や節水に関する広報	【事前行動:情報収集】 ◇気象情報の収集 ◇ダム水位及び河川水位の監視 【平時からの適正な施設処理】 ◇取水・送配水施設の整備・点検	【平時からの適正な施設処理】 ◇施設等の水回りの整備・点検 【事前行動:情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率など 【住民への水資源の啓発】 ◇水資源や節水に関する広報	【平時からの適正な施設処理】 ◇取水・送配水施設の整備・点検 【事前行動:情報収集、対策検討】 ◇気象情報、ダム貯水率に注意 ◇自主節水等について検討	
90%程度 ～ 65%程度	自主節水期 2週間程度 貯水率が減少傾向にあり、水利用を自主的に制限している状況	【適正な河川管理】 ◇適正な利水補給、河川環境の確認 ◇渇水調整協議会の開催・参加(適宜) ・関係機関による対策の協議・情報共有	【自治体情報の確認】 ◇受水団体への情報提供(必要に応じて) 【情報確認・住民への発信】 ◇渇水に備えた体制整備(準備)	【情報収集】 ◇気象情報の収集 ◇ダム水位及び河川水位の監視 ◇取水地点の河川状況確認 【自治体情報の確認・対策検討】 ◇水源の状況監視	【情報確認・住民への発信】 ◇住民への節水呼びかけ ・ホームページなど ◇渇水に備えた体制整備(適宜)	【自治体情報の確認・対策検討】 ◇自主節水強化の検討 ◇渇水調整協議会への参加(適宜)	
65%程度 ～ 30%程度	渇水調整期 65%程度 50%程度 40%程度 3週間程度 貯水率の減少が進行し、段階的に水利用の制限を強化している状況	【適正な河川管理】 ◇適正な利水補給、河川環境の確認 ◇渇水調整協議会の開催・参加(適宜) ・関係機関による対策の協議・情報共有 ◇被害情報等の収集	【自治体情報の確認】 ◇受水団体への情報提供(適宜) 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備(適宜)	【情報収集】 ◇気象情報の収集 ◇ダム水位及び河川水位の監視 ◇取水地点の河川状況確認 ◇渇水調整協議会への参加(適宜) ◇水源の状況監視強化	【渇水対策の推進】 ◇住民への節水呼びかけ ・音声放送など ・被害情報の収集 ・節水呼びかけ等の強化 ・番水等の検討、実施依頼	【自治体情報の確認・対策推進】 ◇農業用水<番水等・反復作用> ・使用者への節水依頼 ・バルブ調節、ゲート調整 ・ポンプ運転の調整 ◇渇水調整協議会への参加(適宜)	
30%程度 ～ 0%	異常渇水期 5日程度 貯水率が概ねゼロの状況	【渇水対策の強化】 ◇河川環境の確認 ◇被害情報等の収集 ◇渇水調整協議会の開催・参加(適宜)	【自治体情報の確認・対策】 ◇貯水率30%以下 ・受水団体との渇水調整会議 ◇貯水率10%以下 ・受水団体へ給水制限要請 【渇水対策の強化】 ◇住民への節水呼びかけ ・ホームページ等 ◇渇水に備えた体制整備	【情報収集】 ◇気象情報の収集 ◇ダム水位及び河川水位の監視 ◇取水地点の河川状況確認 ◇渇水調整協議会への参加(適宜) ◇自治体が発表する情報の確認頻度の強化 ◇水確保の検討及び実施 【渇水対策の強化】 ◇利水者間での水融通	【渇水対策の強化】 ◇節水呼びかけ等の強化	【自治体情報の確認・対策強化】 ◇自治体が発表する情報の確認頻度の強化 【渇水対策の強化】 ◇利水者間での水融通 ◇渇水調整協議会への参加(適宜)	

- 水の安定的な供給に万全を期すため、国土交通省関東地方整備局が主体となり、国・1都6県等による「東京2020オリンピック・パラリンピック湧水対策協議会」を設立し、令和元年8月に「東京2020オリンピック・パラリンピック湧水対応行動計画」を策定。
- 令和2年4月には、令和元年から令和2年冬期における利根川上流域の少雪に伴う水利用への影響に備えるため、洪水期に弾力的管理を実施するダムを追加するなど、本行動計画の拡充・強化を図った。

水資源の確保対策(例)

<大会までに実施・準備し、期間中に水不足が発生した場合等に実施>

例1 洪水期におけるダムの弾力的管理



例3 下流利水施設の運用強化

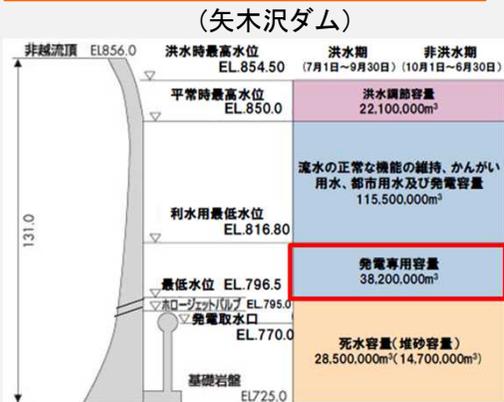


<大会までに実施>

例2 ハッ場ダム完成・運用開始



例4 ダムの用途外容量の活用の要請



継続的な供給の確保対策(例)

<期間中に水不足が発生した場合等に実施>

例1 全国の水道事業者からの給水支援



東日本大震災での避難所における応急給水の状況

例2 節水広報

国土交通省 國原ダム管理支所 @mit_sonohara_D · 2016年6月15日
 【國原便り】本日の國原ダム周辺の天候は曇りです。ダムの貯水率は13日16時時点で15.5%でしたが、15日16時時点で18.7%となっています。引き続きの節水のご協力をお願いします。写真：國原橋からダム方向を撮影(11時頃)



平成28年湧水でのSNSによる節水啓発

(参考資料5) 「渇水リスク評価」の検討

○渇水による給水への影響の発生回数、水資源賦存量に対する水需要量の比率、降水量の変動状況等を用いて、**各地域の「渇水リスク」を総合的に評価。**

渇水リスク評価の位置付け

○「気候変動適応計画」(平成30年11月27日閣議決定)抜粋

第2章 気候変動適応に関する分野別施策

第2節 水環境・水資源

(2) 水資源に関する適応の基本的な施策

○「国土交通省気候変動適応計画」(平成27年11月、平成30年11月一部改正)抜粋

Ⅲ 適応に関する施策

2. 水資源・水環境分野 水環境・水資源

(1) 水資源

<適応策の基本的な考え方>

・渇水による被害を防止・軽減するための対策をとる上で前提となる既存施設の水供給の安全度と渇水リスクの評価を行い、国、地方公共団体、利水者、企業、住民等の各主体が渇水リスク情報を共有し、協働して渇水に備える。(以下略)

○「水循環基本計画」(令和2年6月16日閣議決定)抜粋

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

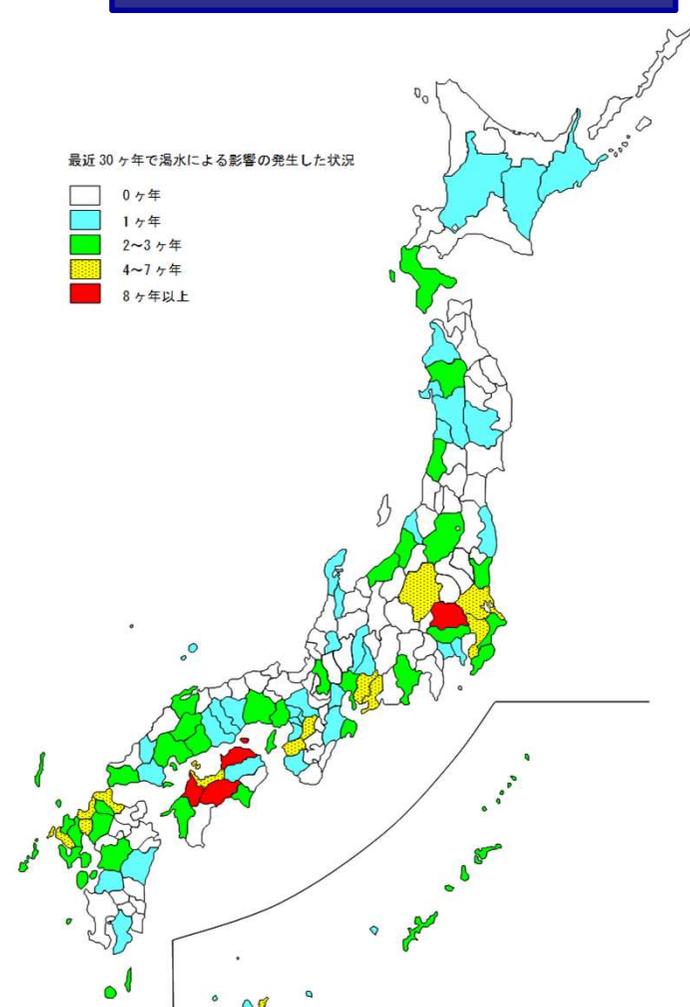
3 水の適正かつ有効な利用の促進等

(1) 安定した水供給・排水の確保等

<イ 危機的な渇水への対応>

・国は、既存施設の水供給の安全度と渇水リスクの評価を行い、地方公共団体、利水者、企業、住民等の各主体と渇水リスク情報を共有し、協働して渇水に備える。

渇水リスク評価(イメージ)



図：最近30ヶ年で渇水による上水道の減断水が発生した状況
出典)国土交通省 日本の水資源の現況

(参考資料6)平成28年渇水の政府、国土交通省の対応①

○利根川水系における10%の取水制限を前に、政府として対応に万全を期すため、渇水対策関係省庁会議(幹事会)を開催し、また国土交通省として全省を挙げての対応に万全を期すため、国土交通省渇水対策本部を立ち上げ、石井国土交通大臣出席のもと、第1回本部会議を開催し、今後の対応について指示がなされた。

【渇水対策関係省庁会議】 内閣官房:主催

●6月14日 幹事会(課長クラス)の開催

・各省の取組について情報共有と、節水の取組を行っていくことを確認。

【国土交通省渇水対策本部】

●6月14日 第1回本部会議開催

・石井国土交通大臣より今後の対応について指示

①「利水者間の渇水調整の実施」について

利根川水系での渇水対策協議会等を通じ、利水者間の円滑な調整を図ること。

②「渇水に関わる情報の共有と発信」について

渇水に関わる情報を共有・発信するとともに、**限られた水資源を有効に活用するべく、国民に節水等の協力を呼びかけること。**

③「今後の対応への準備」について

今後渇水の影響が拡大した場合に備え、関係部局において、必要な措置が講じられるよう準備を開始すること。

第1回本部会議で指示を行う石井国土交通大臣



(参考資料6)平成28年渇水の政府、国土交通省の対応②

○国土交通省においては、道路情報表示板等を活用した節水広報、鉄道駅・交通ターミナルにおける節水広報、道路や公園施設における雨水や下水処理水等の活用など、関係部局による全省的な取り組みを実施。

SNS等を活用した節水PR

国土交通省 @MLIT_JAPAN

【節水にご協力を】首都圏に水を供給する利根川上流8ダムの貯水量は、平成4年以降の同時期として最小の状況です。
本日から利根川水系で10%の取水制限を実施しています。節水にご理解ご協力をお願いします。

※新しい線が今年の貯水量

国土交通省ツイッター

イベントで節水PR

国土技術政策総合研究所

交通機関で節水PR

新宿南口交通ターミナル (バスタ新宿)

東京メトロ銀座駅

雨水、下水処理水等の活用(水を節約する取組み)

下水処理水等を活用した路面清掃

雨水を活用した植物への散水

気象情報で節水PR

気象庁 Japan Meteorological Agency

関東甲信地方や北関東の都県に対する少雨に関する気象情報で、国土交通省による節水の呼びかけをPR (関東甲信地方:3回、北関東の都県:のべ9回)

利根川上流8ダムの貯水量が低下していることから、国土交通省は、節水にご理解ご協力を呼びかけています。

情報表示板で節水PR

国道4号 栃木県那須町

○渇水が深刻化した場合、以下のような対応も想定された(平成6年のケース)

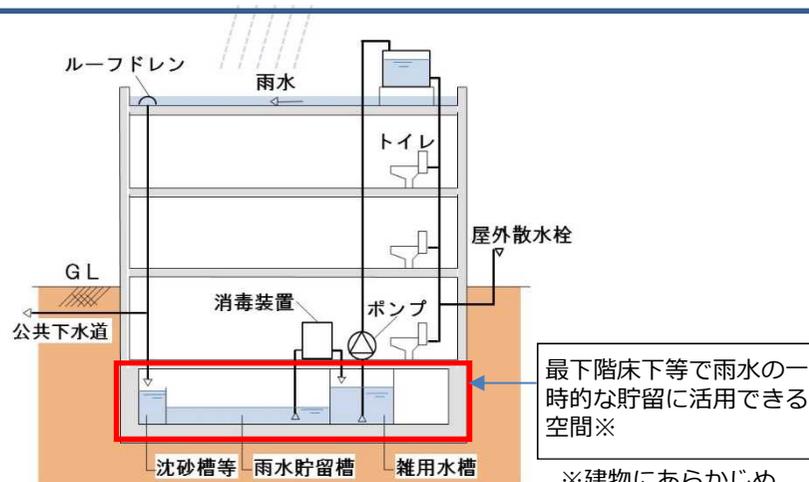
- ・断水が発生した地域への確実な給水支援
- ・渇水による経済的な影響に対する融資等の支援
- ・公営プール、学校プールの休止など一層の節水対策
- ・発電容量の活用に向けての関係機関との調整など準備 等

水資源政策	H26評価以降の主な取組	評価案 (成果・効果や残された課題、 新たな課題等)	今後の施策の方向性(案)
<p>・雨水利用の推進</p>	<p>○雨水の利用の推進に関する法律(H26.5)に基づき、コスト、水質等も考慮した「雨水の利用の推進に関する基本方針」をH27.3に策定するとともに、国等における雨水利用の施設の設置を原則100%とする目標をH27.3に閣議決定</p> <p>○雨水利用施設設置数の増加を図るため、雨水活用施設事例集をH27.2に国土交通省HPに公表し、地方公共団体に通知</p> <p>○雨水の利用の推進に関する法律に基づく、「都道府県方針」及び「市町村計画」の策定を推進するため、地方公共団体等の実務担当者向けに「雨水の利用の推進に関するガイドライン(案)」をH28.4に策定(H30.6改定)し、都道府県に通知</p> <p>○毎年度、雨水利用に関する調査を地方公共団体に対して実施し、雨水利用施設の設置状況等を把握するとともに、地方公共団体職員に対するセミナーを開催するなど普及啓発活動を推進 (参考資料7)</p>	<p>(成果・効果)</p> <p>○「雨水の利用の推進に関する基本方針」を踏まえ、雨水利用施設の設置数は、年々増加(H30年度末、3,593件)。また、国等の設置目標の対象建築物における設置率は、100%を達成。</p> <p>(残された課題・新たな課題)</p> <p>○雨水の利用の推進に関する法律に基づく、「都道府県方針」・「市町村計画」の計画策定数の増加を図ることが必要。</p> <p>○雨水利用施設の設置数の更なる増加を図ることが必要。</p>	<p>○「都道府県方針」及び「市町村計画」の策定促進等を図るため、以下の取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関心の高い地方公共団体をターゲットにしたセミナーの開催 ・地方公共団体の公共施設担当部局への積極的な情報発信 ・雨水まちづくりサポート、雨水市民の会などのNPO法人と連携した普及啓発活動の推進

(参考資料7)雨水の利用の推進に関する取組と課題

雨水の利用の推進に関する法律第 10条【目標】

国及び独立行政法人等は、建築物を新たに建設するに当たり、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、原則として、自らの雨水の利用のための施設を設置する。

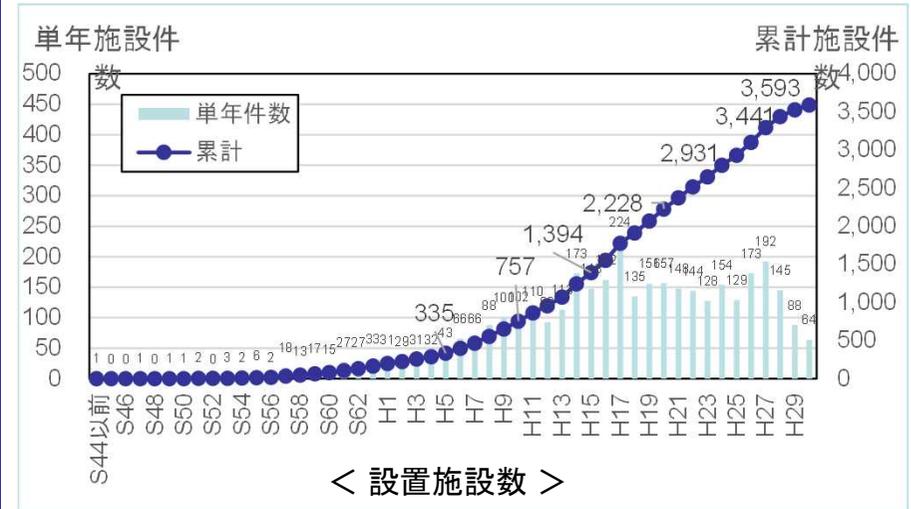


〔雨水利用施設のイメージ〕

○国等が整備する公共建築物の目標達成状況（100%達成）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
目標の対象となる建築物[棟]	1棟	2棟	11棟
目標の対象となる建築物のうち、雨水利用施設を設置した建築物[棟]	1棟	2棟	11棟
目標の達成状況[%]	100% (1棟/1棟)	100% (2棟/2棟)	100% (11棟/11棟)

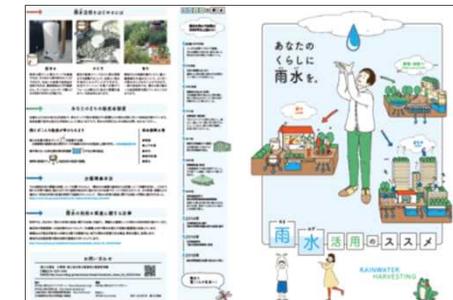
○雨水利用施設実態調査（都道府県の公共施設等）



- ・雨水利用施設設置と「雨水利用計画」等の策定を促進するため、雨水利用・雨水貯留等に関心の高い地方公共団体担当職員向けのセミナー等を開催
- ・地方公共団体の公共施設担当部局への情報発信
- ・NPO等と連携して製品規格のとりまとめや一般向けのセミナー等を開催して、普及啓発を推進する。



・雨水利用推進勉強会



・パンフレット「雨水活用のススメ」24 78

地下水利用と地盤沈下対策

第2章 これまでに実施した主な水資源施策とその評価、第3章 水資源施策の課題と今後の方向性

水資源政策	H26評価以降の主な取組	評価案 (成果・効果や残された課題、 新たな課題等)	今後の施策の方向性(案)
<ul style="list-style-type: none"> 地下水利用と地盤沈下対策 	<ul style="list-style-type: none"> 濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部の3地域において、地盤沈下防止等対策要綱に基づく取組を実施 (参考資料8) 水循環基本法(H26.7)に基づく水循環基本計画(H27.7策定、R2.6改定)に流域水循環計画の策定等による流域マネジメント(地下水マネジメントを含む)の推進を位置づけ (参考資料9) 水循環基本計画等に基づき地下水マネジメントの推進に向けた取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> 全国の地下水に関する条例を網羅的に分類・整理した資料の作成・公表(H30.10) 地方公共団体等の職員が地下水マネジメントに取り組む際に参考となるノウハウ等を取りまとめた「地下水マネジメントの手順書」を作成・公表(R1.8) 国・地方公共団体が収集・保有する地下水に関するデータを相互に活用することを可能とする地下水データベースの開発に着手(R1.5) 内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)において研究開発が進められている「非常時地下水利用システム」(H30着手)について、システムの社会実装に向けた支援を実施 (参考資料10) 	<p>(成果・効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地盤沈下防止等対策要綱の対象3地域では、採取規制、代替水源の確保等の取組が行われ、地盤沈下は沈静化 地下水対策が位置づけられた流域水循環計画が18計画認定されるなど、地下水マネジメントの取組が推進 <p>(残された課題・新たな課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 要綱の対象地域においては、特に渇水時に短期的な地下水位の低下により地盤沈下が進行する恐れがあり、要綱に基づく取組を引き続き行うことが必要 地下水対策が位置づけられた流域水循環計画の策定数が未だ少ないことから、地下水マネジメントの全国展開と更なる質の向上が必要 持続可能な地下水の保全と利用を図るため、地方公共団体等を中心として、地域の実情に応じた地下水マネジメントの取組をさらに促進することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 要綱に基づき地下水の観測を行うとともに、地下水の採取規制、代替水源の確保等の取組を推進 地下水マネジメントをさらに推進するため、流域水循環計画策定に関するアドバイザーの派遣やノウハウ事例集の作成等の支援を実施 地下水マネジメントを推進するため、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)において研究開発が進められている「非常時地下水利用システム」(R4年度完成予定)と連携しつつ、地下水データベースの開発(R4年度末運用開始予定)を推進

- 広域的に地盤沈下が激しい地域については、地盤沈下防止等対策要綱として地域を指定（濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部の3地域）
- 地下水採取量の目標量の設定や代替水源の確保等により地下水を保全
- 地盤沈下による災害の防止及び被害の復旧等、地域の実情に応じた総合的な対策を実施
- 要綱地域においては各機関の取組により、地盤沈下は沈静化している
- 令和2年2月に「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」を開催し、引き続き要綱の取組を推進することを確認



地盤沈下防止等対策要綱の概要

	濃尾平野		筑後・佐賀平野		関東平野北部		
名称	濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱		筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱		関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱		
決定年月日	昭和60年4月26日		昭和60年4月26日		平成3年11月29日		
一部改正年月日	平成7年9月5日		平成7年9月5日		—		
評価検討年度	平成16年度・平成21年度・平成26年度・令和元年度						
地下水採取量 ^{※1} (規制、保全地域) m ³ /年	濃尾平野(規制地域)		佐賀地区(規制地域)	白石地区(規制地域)	関東平野北部(保全地域)		
	昭和57年度	4.1億	昭和57年度	7百万	12百万	昭和60年度	7.3億
	平成28年度	1.3億	平成28年度	3百万	1百万	平成28年度	4.9億
	目標量	2.7億	目標量	6百万	3百万	目標量	4.8億
地盤沈下の状況 (平成29年度)	最大沈下量	1.28cm	最大沈下量	1.18cm		最大沈下量	1.16cm
	1cm以上沈下面積	1km ² 未満 ^{※2}	1cm以上沈下面積	0.9km ²		1cm以上沈下面積	3km ²
対象地域	岐阜県、愛知県及び三重県の一部地域		福岡県及び佐賀県の一部地域		茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び千葉県の一部地域		

※1: 地下水採取量で、青色欄は目標採取量を達成、赤色欄は未達成
 ※2: 1km²未満とは、沈下した水準点は存在するものの、沈下域の形成にはいたらなかったもの



年間地盤沈下等量線図(平成29年1月1日～平成30年1月1日:単年)



過去5年間の累積地盤沈下等量線図(平成25年1月1日～平成30年1月1日)

課題：要綱地域においては、未だ地盤沈下の進行が認められる地域があり、渇水時の短期的な地下水位低下により地盤沈下が進行するおそれもある

- 水循環基本計画は、水循環基本法(平成26年7月施行)に基づき、政府が水循環に関する基本的な計画として定めるもの。
- 流域マネジメントは、流域の基本方針等を定める流域水循環計画を策定し、地域の実情に応じて実施するよう努めるものとされている。
- 新たな水循環基本計画(令和2年6月閣議決定)は、重点的に取り組む主な内容として「流域マネジメントによる水循環イノベーション ～流域マネジメントの更なる展開と質の向上～」を位置づけ、流域水循環計画の更なる策定と内容の充実など質の高い流域マネジメントの取組を全国的に展開。

■「流域水循環計画」を策定

水循環基本計画では、流域水循環計画において以下の項目を地域の実情に応じて段階的に設定することとしている。



- ①現在及び将来の課題
- ②理念や将来目指す姿
- ③健全な水循環の維持、回復に関する目標
- ④目標を達成するために実施する施策
- ⑤健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標

■これまでに策定された流域水循環計画(合計44計画)

平成28年度公表 (1月) 17計画		平成29年度公表 (4月) 10計画		平成30年度公表 (4月) 1計画		令和元年度公表 (1月) 12計画	
提出機関	計画名	提出機関	計画名	提出機関	計画名	提出機関	計画名
福島県	うつくしま「水との共生」プラン	宮城県	鳴瀬川流域水循環計画	神奈川県	酒匂川総合土砂管理プラン	青森県	ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本方針及び流域保全計画(10流域)
千葉県	印旛沼流域水循環健全化計画・第2期行動計画	宮城県	北上川流域水循環計画	(12月) 5計画		宮城県	鳴瀬川流域水循環計画(第2期)
富山県	とやま21世紀水ビジョン	宮城県	名取川流域水循環計画			秋田県	秋田県「水と緑」の基本計画
兵庫県	ひょうご水ビジョン	奈良県	なら水循環ビジョン			富山県	とやま21世紀水ビジョン
熊本県	熊本地域地下水総合安全管理計画・第2期行動計画	高知県	四万十川流域振興ビジョン			徳島県	とくしま流域水管理計画
宮崎県	都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画・同実施計画(最終ステップ)	高知県	第2次仁淀川清流保全計画			熊本県	熊本地域地下水総合安全管理計画・第3期行動計画
さいたま市	さいたま市水環境プラン	長崎県	第2期島原半島窒素負荷低減計画(改訂版)	滋賀県	琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画(第2期改定版))	大船渡市	大船渡湾水環境保全計画
八王子市	八王子市水環境計画	豊田市	水環境協働ビジョン～地域を支える流域の水循環～	鹿児島県	鹿児島湾ブルー計画	葛飾区	河川環境改善計画
国立市	国立市水循環基本計画	京都市	京都市水共生プラン	鹿児島県	第4期池田湖水質環境管理計画	品川区	水とみどりの基本計画・行動計画
秦野市	秦野市地下水総合安全管理計画	福岡市	福岡市水循環型都市づくり基本構想	高知市	2017鏡川清流保全基本計画	五泉市	第2次五泉市環境基本計画の一部
座間市	座間市地下水保全基本計画	(1月) 2計画		合計44計画 (令和2年3月末現在)			
人野市	越前おおの湧水文化再生計画	千葉県	千葉県水環境保全計画				
静岡市	第2次静岡市環境基本計画の一部、及び、しずおか水ビジョン	安曇野市	安曇野市水環境基本計画・同行動計画				
岡崎市	岡崎市水環境創造ビジョン						
高松市	高松市水環境基本計画						
熊本市	第2次熊本地下水保全プラン						

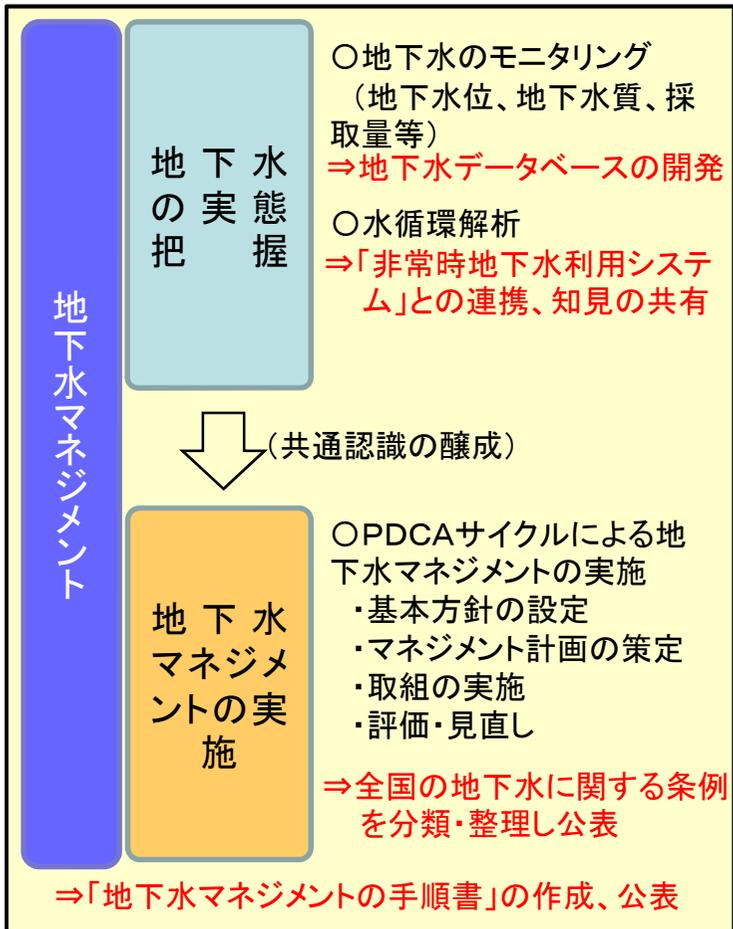
地下水対策が位置づけられた流域水循環計画 18計画



(うち3計画は、これまでに「流域水循環計画」として認定・公表した計画について、新たな課題や取組の進捗を踏まえて改定されたもの)

資料)内閣官房水循環政策本部事務局

- 水循環基本法に基づく水循環基本計画(H27. 7策定、R2. 6改定)に、地下水マネジメントの推進を位置付け。
- 地下水マネジメントは、地下水の利用や地下水に関する課題等が一般的に地域性が極めて高いことから地方公共団体等の地域の関係者が主体となって取り組み、国はその取組を支援するとされている。
- また、地下水の賦存状況、収支や挙動等は未解明な部分が多いため、地域における合意形成を図りつつ持続可能な地下水の保全と利用を推進するためには、地下水の利用や挙動等の実態把握等から始める必要がある。
- 「地下水マネジメントの手順書」の作成・公表や地下水データベースの開発等を通じて地域の関係者が主体となって取り組む地下水マネジメントの推進を支援。



○全国の地下水に関する条例を分類・整理し公表

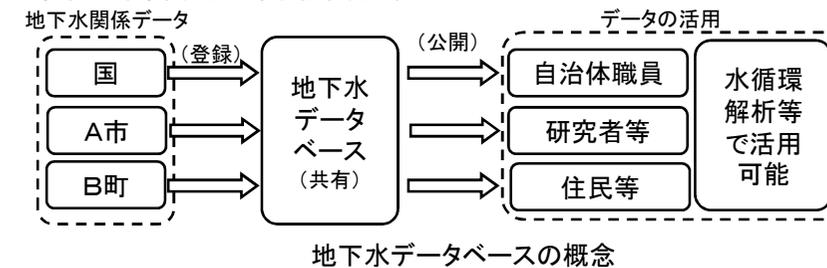
水資源としての利用や過剰な地下水採取に起因する地盤沈下のリスクなど、地域において、地下水の利用や課題等に取り組む地下水マネジメントの実施状況を把握するため、全国の地方公共団体の地下水保全や利用等に関する条例の制定状況を調査、分類・整理し公表(H30. 10)。

○「地下水マネジメントの手順書」の作成、公表

地方公共団体等の職員が地下水マネジメントに取り組む際に参考となるノウハウ等を取りまとめた手順書を作成・公表(R元. 8)。

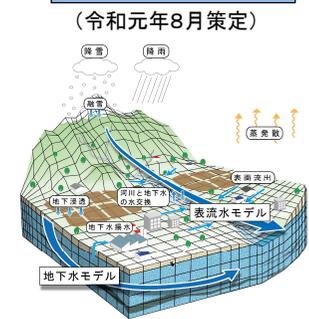
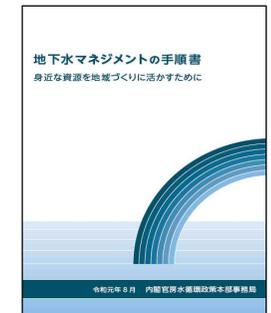
○「地下水データベース」の開発

内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)において研究開発が進められている「非常時地下水利用システム」と連携しつつ、国・地方公共団体が収集・保有する地下水位、地下水質、採取量などのデータを相互に活用することを可能とするデータベースの開発に着手(令和4年度末運用開始予定)。



○「非常時地下水利用システム」との連携、知見の共有

内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)において研究開発が進められている「非常時地下水利用システム」との連携を図り、地下水挙動の推計手法についての知見を共有。



水源地域の振興

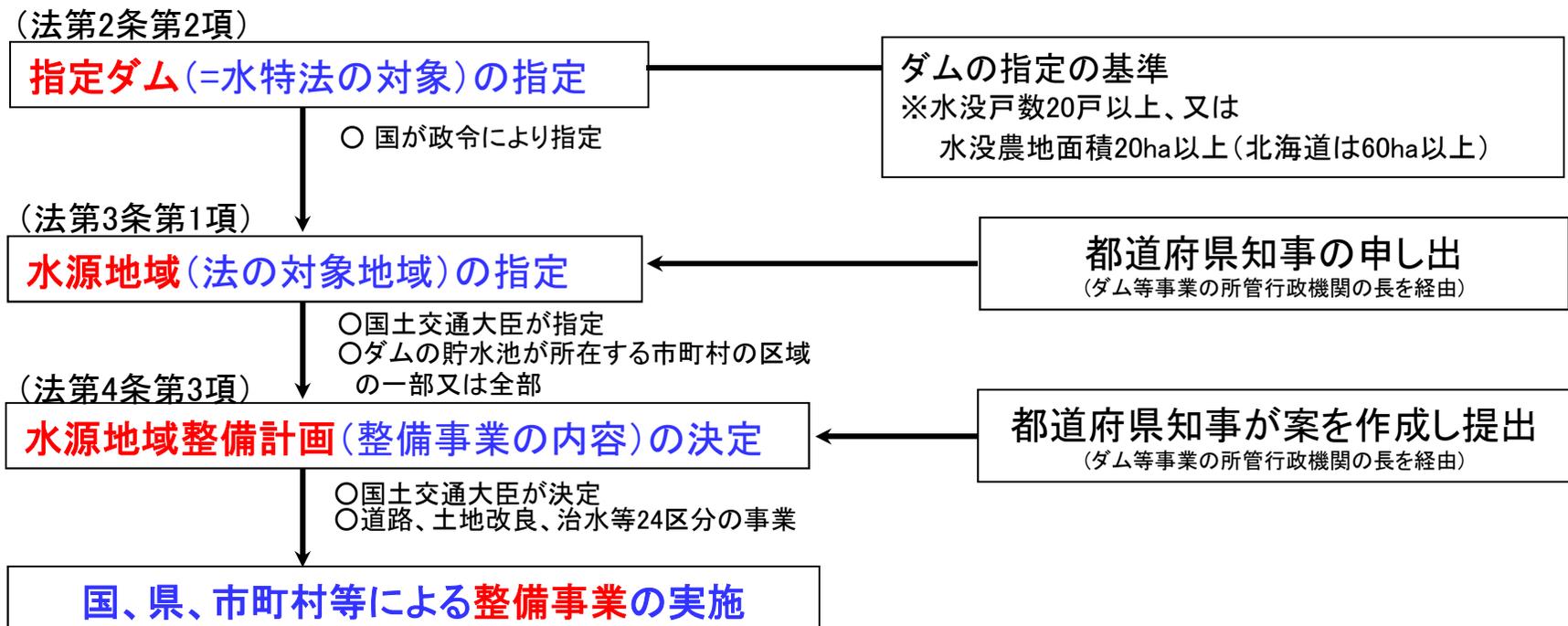
第2章 これまでに実施した主な水資源施策とその評価、第3章 水資源施策の課題と今後の方向性

水資源政策	H26評価以降の主な取組	評価案 (成果・効果や残された課題、 新たな課題等)	今後の施策の方向性(案)
<p>●水源地域の振興</p>	<p>○新たに1つの「指定ダム」の指定、2つのダムで水源地域整備計画を決定し、15のダムで整備事業が完了 (参考資料11)</p> <p>○下流受益地域の地方公共団体など様々な主体による水源地域との交流等の取組拡大のため、年2回、水源地と東京で地方公共団体やNPO法人が参加する「水源地域支援ネットワーク」による会議を開催 (参考資料12)</p> <p>○水源地域の企業などの担い手による地域活性化の取組を推進させるため、効果の高い観光の振興を図る観点から、水源地域の観光資源を活かした旅行企画を募集する「水の里の旅コンテスト」を開催 (参考資料13)</p>	<p>(成果・効果)</p> <p>○水源地域整備計画が決定している94のダム等の内79のダム等で整備事業が完了</p> <p>○「水源地域支援ネットワーク」による会議を開催し、26の地方公共団体から延べ344名(H27～R1)が参加し、水源地交流の知見・ノウハウが全国的に共有されるなど水源地交流の拡大に寄与</p> <p>○「水の里の旅コンテスト」を実施し、延べ73旅行企画(H27～R1)の応募があり、一部は商品化されるなど水源地域活性化に寄与</p> <p>(残された課題・新たな課題)</p> <p>○15ダムで整備事業が進行中であり、引き続き、着実な事業の推進が必要</p> <p>○「水源地域支援ネットワーク」等を活用した水源地交流の一層の拡大</p> <p>○「水の里の旅コンテスト」等を通じた観光振興等による水源地域の一層の活性化</p>	<p>○水源地域整備計画に基づく整備事業を、着実に推進</p> <p>○「水源地域支援ネットワーク」等について、流域内の地方公共団体にとどまらず、他流域の地方公共団体を含め水源地交流の拡大を図るため、交流活動の情報蓄積を進め、SNS等様々な媒体で共有・発信するなど、取組を充実</p> <p>○観光振興等による水源地域の一層の活性化を図るため、水の里である水源地域の魅力ある特産品や観光資源の発掘・プロモーション活動の取組を充実</p>

目的： 水源地域の生活環境、産業基盤等の整備によるダム等の建設の促進

【水源地域対策特別措置法の主な効果】

- 水源地域整備計画に基づく計画的な事業の実施(法第4条)
- 水没する住宅戸数や農地面積が特に大きいダムにおける補助事業の補助率の嵩上げ (法第9条)
- 事業費(地元負担分)の下流の受益地域による一部負担(法第12条)
 - ※ 地方財政法による規定の例外として、水源地域の地方公共団体が実施する事業に対して、ダムの受益地域の地方公共団体が費用の一部を負担できることを規定
- 固定資産税の不均一課税に伴う措置(法第13条)
- 国及び地方公共団体による水源地域の活性化のための努力義務(法第14条)



(参考資料12)水源地地域支援ネットワーク

○水源地地域の活性化に取り組む全国の団体が情報を共有し、それぞれの地域課題の解決や新たな取組につなげていくこと、またお互いに切磋琢磨できる関係を構築する場づくりを目的としている。

○年2回、水源地と東京で会議を開催し、水源地域活性化の取組における活動発表、意見交換、有識者からの講演を行う。NPO法人、学識経験者、民間団体等の有識者を中心に、水源地域振興に取り組む地方公共団体も参加。

○川上村開催の時には、水源地の村づくりの取組(吉野川紀の川流域連携、移動スーパー)を視察し、大滝ダムサイト・湖面の活用方策や特産品のPR方法について意見交換を行った。

○平成30年度の東京開催の時には、7つの団体(地方公共団体、観光協会等)から水源地域振興に向けた取組についての発表やワークショップを行うとともに、SDGsの先進的な取組事例について下川町の講演を実施した。

奈良県川上村開催の様子(令和元年9月)

東京開催の様子(平成31年2月)



大滝ダムの視察



移動スーパーの視察



意見交換の様子



観光協会からの発表



下川町の講演

課題:「水源地域支援ネットワーク」等を活用した水源地交流の一層の拡大

(参考資料13)水の里応援プロジェクト(水の里の旅コンテスト)

○水の里の暮らしの中から生まれた特産品や文化を全国に紹介するプロモーション活動を実施。“水の安心・安全”の恩恵について、下流の立場から見つめ直し、水の里の人々への共感と感謝の環を広げて、上下流が共に支え合う地域づくりを目指している。

○水の里の観光資源を活かした、地域活性化につながる旅行企画のコンテストを毎年実施している。コンテストには水の里の地域の旅行会社、観光協会、市町村、大学、専門学校、高校、個人等から応募があり、その中から優れた企画について表彰するとともに、観光業界と協力したプロモーション活動等を実施している。

水の里応援プロジェクト

水の里の人々を応援する環を、全国にひろげるプロジェクト



水の里は、私たちの“水”の出发点



水の里の
隠れた
観光資源
や特産品

水の里の魅力ある観光資源や特産品の
発掘・プロモーション (水の里の旅コンテスト)

国土交通省

協力

産業界
○旅行業界
(観光資源)

旅行・購買

下流地域
の消費者
や観光客

水の里の旅コンテスト

水の里の観光資源を活用した観光・旅行の企画を公募・審査し、優れたものについて表彰

— 2019 一般部門最優秀賞・絶景賞 —



御射鹿池と水の郷をめぐる 日帰りバスツアー
(長野県茅野市)
(一社)ちの観光まちづくり推進機構

○景勝地 御射鹿池(みしゃかいか)



○指北庵の昼食



○お土産品「御射鹿池の恵み」

・課題: 「水の里の旅コンテスト」等を通じた観光振興等による水源地域の一層の活性化

(参考)委員からの主なご指摘と今後の取組方針①

	ご意見・ご質問	今後の対応方針
全体構成	<p>水資源政策として水資源部が所掌する部分分かるように整理すること。一般の方は、利水と治水の分けなどの認識が無いため、冒頭で水資源政策の全体像を整理すること。</p> <p>具体的には、一般の人が「水資源政策」と聞いた場合、河川、雨水、地下水、洪水、濁水、海や水質などをまでイメージする。全体像を整理した上で今回の政策レビュー対象が水資源部該当部分という説明ができるように整理すること。</p>	<p>前回(平成26年)の構成を軸としつつ、冒頭部分で水資源政策の全体像と国土交通省水資源部の政策範囲を明確にした上で、報告書を作成する。</p>
	<p>水資源政策としての政策評価は、2度目(今回は平成26年度)であることから、基本的には前回の構成を軸としつつ、前回から今回までの社会情勢等の変化や政策の進捗状況を踏まえて評価書を作成すること。</p>	
	<p>評価書の構成としては、前回の政策レビューの目次を基本とし、第3章に水資源開発基本計画(フルプラン)の需要主導型からリスク管理型への転換について詳細に記述し、第4章に新たな取り組みとして、地下水や雨水などを記載していくこと。</p>	
水資源開発基本計画(フルプラン)	<p>水資源開発基本計画(フルプラン)について、リスク管理型に方向転換したことが主であれば、実際のリスク(濁水、水質事故など)が何かを分かりやすく伝えるための事例を追加し、リスク対応の重要性をしっかりと説明すること。例えば、老朽化の話であれば、施設の老朽化の状況(建設〇年以上の割合が〇%など)をデータで示してはどうか。</p>	<p>リスク管理型の水資源開発基本計画で想定しているリスクを具体事例やデータをもとに整理を行う。</p>
	<p>吉野川水系については、水資源開発施設の整備は終わっており、また水資源開発基本計画も改定されているので今回リスク管理型として考慮したリスクと対策としてどのような対応を行うのかを具体的に示すこと。</p>	<p>吉野川水系の水資源開発基本計画で考慮したリスクや対策を明示する。</p>
	<p>地球環境変動に応じた降雨や降雪の量と集中度の変化が想定され供給能力自体が大きく振れるため、過去のトレンドと同時に将来を見越した計画となっているかの検証が重要ではないか。</p>	<p>リスク管理型の水資源開発基本計画の将来の需要や供給の設定方法を明示する。</p>

(参考)委員からの主なご指摘と今後の取組方針②

	ご意見・ご質問	今後の対応方針
雨水関係	雨水の貯留や利用は重要であり、 <u>民間を含めた進捗状況の整理が必要</u> ではないか。	雨水貯留施設の民間等への設置の進捗状況を整理し、事例として公表する。
その他	<u>日本の水資源の全体量や全体の使用量、その内訳としての用途別利用状況(農業用水、水道用水、工業用水など)などを示すこと。水資源政策の対象は全国なので、全国のデータを示したあと、詳しくフルプラン水系のデータを示すこと。</u>	日本の水資源の全体量や全体の使用量、その内訳データなどを整理して明示する。
	これまで水資源開発基本計画において施設整備をしてきた結果、 <u>どの程度渇水に対する安全度があがっているのか、もしくは現時点でまだどの程度渇水への危険性があるのかなどを示す</u> べき。	これまでの水資源開発施設の整備に伴う効果や現時点における渇水の危険性をフルプラン水系で整理し、明示する。
	水資源機構の概要等の資料について、前回(平成26年)の資料に記載があり、 <u>今回の資料でも前回同様の資料を記載し、内容に不足があれば追加</u> すること。	水資源機構の概要等についても整理する。
	一般の方は、災害として地震や洪水の認識は高まっていると感じるが、渇水については、認識が低いと感じる。災害や防災対応にくらべてPRやリスクコミュニケーションが不足しているのではないかと。 <u>今後、水資源施策を推進していくに当たり、PRやリスクコミュニケーションをどのようにしていくかを考える</u> 必要がある。	今後、渇水の認知度向上に向けて、PRやリスクコミュニケーションのあり方を検討する。

政策レビュー

住生活基本計画

令和2年11月13日

住宅局

評価書の要旨

テーマ名	住生活基本計画（全国計画）	担当課 （担当課長名）	（住宅局） 担当課：住宅政策課（課長 三浦 逸広） 関係課：総務課（課長 久保田 誉） 住宅総合整備課（課長 山下 英和） 安心居住推進課（課長 藤田 一郎） 住宅生産課（課長 石坂 聡） 建築指導課（課長 深井 敦夫） 市街地建築課（課長 宿本 尚吾）
評価の目的、必要性	<p>「住生活基本法」（平成18年法律第61号）に基づき、「住生活基本計画（全国計画）」（平成18年9月閣議決定）を策定し国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について総合的かつ計画的な推進を図ってきた。現行計画については、社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、おおむね5年後に見直し、所要の変更を行うこととされており、新たな住生活基本計画の策定に向け、現行計画における目標の達成状況等について評価を行う必要がある。</p> <p>現行計画における目標の達成状況等の分析・評価を通じ、新たな住生活基本計画に反映することを目的とする。</p>		
評価対象	社会経済情勢の変化を踏まえつつ、現行計画に掲げる8つの目標、及び目標の達成状況を定量的に測るために設定している各成果指標を評価対象とし、評価・分析を実施する。		
政策の目的	住生活基本計画(全国計画)は、住生活基本法第15条に基づき、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。		
評価の視点	<p>以下の視点から評価を行う。</p> <p>①住生活基本計画（全国計画）の目標（※）が達成されているか。</p> <p>②目標を達成するための基本的な施策は具体的にどのように実施され、どのような効果があったのか。</p> <p>③成果指標は、住生活基本計画（全国計画）の目標の達成状況を把握するのに適切なものとなっているか。</p> <p>（※）・結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現 ・住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保 ・住宅すざろくを超える新たな住宅循環システムの構築 ・建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新 ・急増する空き家の活用・除却の推進 ・強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長 ・住宅地の魅力の維持・向上 		
評価手法	<p>以下の手法により評価を実施する。</p> <p>①現行計画において設定している成果指標について、住宅・土地統計調査、住生活総合調査、住宅市場動向調査、空家実態調査等に基づく定量的・定性的な分析を行い、その達成状況を評価するとともに、効果や課題を分析。</p> <p>②目標の達成状況や近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、現行計画における基本的な施策等に関し、施策の効果や課題について評価・分析を実施。</p>		
評価結果	現在、上記手法にて、各目標及び各成果指標の評価分析中。		
政策への反映の方向	評価結果を踏まえ、国民の豊かな住生活を実現するための新たな住生活基本計画(全国計画)を策定する。		
第三者の知見の活用	国土交通省政策評価会のほか関係機関・学識者等への意見聴取を実施。 社会資本整備審議会住宅宅地分科会にて、新たな住生活基本計画の策定に向けてご議論いただいている。		
実施時期	令和2年度		
改善方策の実施状況の把握予定	令和6年度		

第1章 評価の概要

1. 評価の目的・必要性
2. 対象政策
3. 評価の視点
4. 評価手法
5. 第三者の知見の活用

第2章 我が国の住生活をめぐる現状

1. 住宅政策の変遷
2. 住生活基本法に基づく住生活基本計画(全国計画)の策定背景と各計画の概要
3. 我が国の住生活をめぐる現状

第3章 分析・評価

1. 分析・評価の手法
2. 現行計画における各目標の達成状況
3. 現行計画における主な施策の実施状況と課題

第4章 今後の方向性

1. 我が国の住生活をめぐる状況の変化
2. 新たな成果指標の設定の必要性
3. 住生活基本計画(全国計画)における成果指標の見直しの方向性

住宅政策の制度的枠組みの変遷

“住宅難の解消”

“量の確保から質の向上へ”

“市場機能・ストック重視へ”

“豊かな住生活の実現”

1945

1975

2000

2006

	(1958)	(1968)	(1973)	(1978)	(1988)	(1998)	(2003)	(2008)	(2010)	(2013)
住宅総数	1,793万戸	2,559	3,106	3,545	4,201	5,025	5,389	5,759	6,063	6,063
総世帯数	1,865万世帯	2,532	2,965	3,284	3,781	4,435	4,726	4,997	5,245	5,245
総人口	9,177万人	10,133	10,910	11,519	12,275	12,647	12,762	12,769	12,806	12,730

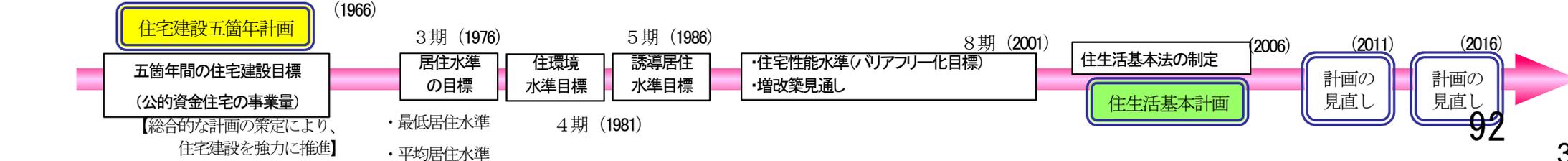
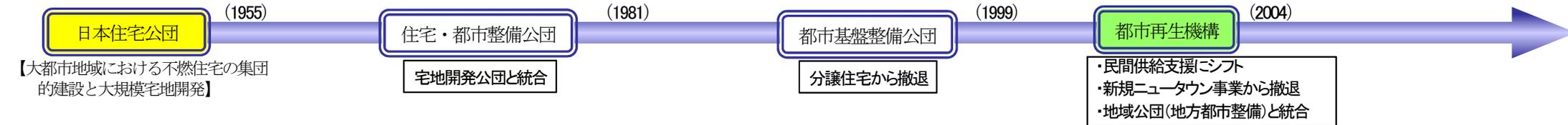
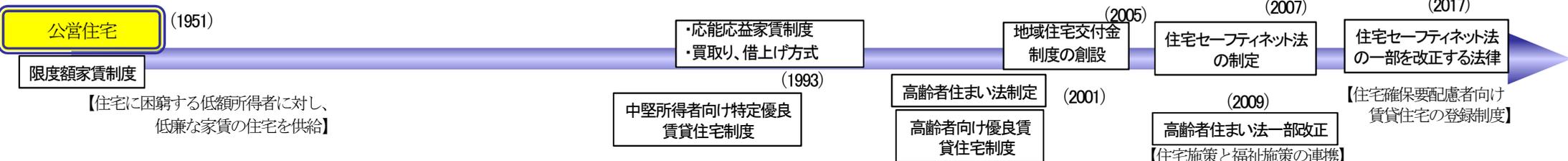
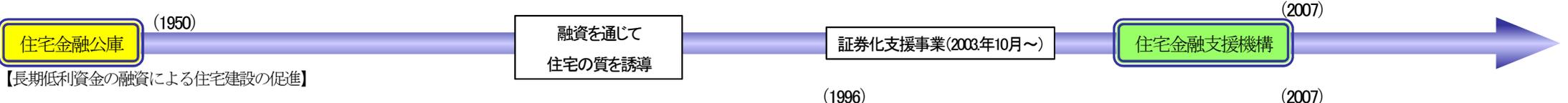
戦災・引揚者等による約420万戸の住宅不足

全国の住宅総数が世帯総数を上回る

全都道府県で住宅総数が世帯総数を上回る

最低居住水準未満世帯が1割を下回る

全国の世帯の約半分が誘導居住水準を達成



住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日閣議決定）の概要

現状と
今後
10年
の
課題

(1) 少子高齢化・人口減少の急速な進展。大都市圏における後期高齢者の急増【高齢化問題】

・後期高齢者：2010年 約1,419万人→2025年 約2,179万人（首都圏：約318万人→約572万人）・高齢化に伴い生活保護受給世帯が増加：1992年 約59万世帯 → 2015年 約162万世帯

(2) 世帯数の減少により空き家がさらに増加【空き家問題】・2013年 約820万戸（賃貸・売却用等以外：約320万戸）

(3) 地域のコミュニティが希薄化しているなど居住環境の質が低下

(4) 少子高齢化と人口減少が、1)高齢化問題 2)空き家問題 3)地域コミュニティを支える力の低下といった住宅政策上の諸問題の根本的な要因【少子化問題】・希望出生率1.8に対して1.4の現状

(5) リフォーム・既存住宅流通等の住宅ストック活用型市場への転換の遅れ

(6) マンションの老朽化・空き家の増加により、防災・治安・衛生面等での課題が顕在化するおそれ【マンション問題】

計画の目標（計画期間：2016年度～2025年度）

居住者からの視点

目標1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現

- ①民間賃貸住宅の活用
- ②公的賃貸住宅への入居支援
- ③持家の取得支援
- ④三世帯同居・近居の促進 等

目標2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現

- ①高齢者向けの住まいや多様な住宅関連サービスのあり方を示した「新たな高齢者向け住宅のガイドライン」を策定
- ②需要に応じたサービス付き高齢者向け住宅等の供給や「生涯活躍のまち」の形成
- ③公的賃貸住宅団地の建替え等の機会をとらえた地域拠点の形成
- ④リバースモーゲージの普及による高齢者の住み替え等の資金の確保 等

目標3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

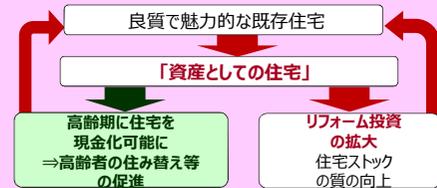
- ①空き家の活用を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築も含めた住宅セーフティネット機能を強化
- ②公的賃貸住宅の適切な供給・管理 等

住宅ストックからの視点

目標4 住宅すざろくを超える新たな住宅循環システムの構築

「住宅購入でゴール」のいわゆる「住宅すざろく」を①建物状況調査(インスペクション)、住宅瑕疵保険等を活用した品質確保を超えて、既存住宅が資産となり、次の世代にも承継される「新たな住宅循環システム」の構築

⇒「資産としての住宅」への転換
リフォーム投資の拡大・住み替え需要の喚起
⇒人口減少時代の住宅市場の新たな牽引力



- ②住宅性能表示、住宅履歴情報等を活用した消費者への情報提供の充実
- ③住みたい・買いたいと思うような既存住宅の「品質+魅力」の向上（外壁・内装のリフォーム、デザイン等）
- ④既存住宅の価値向上を反映した評価方法の普及・定着
- ⑤資産として承継できる長期優良住宅等の良質で安全な新築住宅の供給 等

目標5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新

- ①耐震性を満たさない住宅の建替え等による更新
※居住されている住宅のうち、耐震性を満たさない住宅：約900万戸
- ②リフォームによる耐震性・耐久性等・省エネ性の向上と適切な維持管理の促進
- ③投資意欲を刺激するリフォーム（健康増進・デザイン等）の促進
- ④マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進 等

目標6 急増する空き家の活用・除却の推進

- ①良質な既存住宅が流通し、空き家増加が抑制される流れの創出
- ②空き家を活用した地方移住や二地域居住等の促進
- ③古民家等の再生・活用や介護・福祉・子育て支援施設、宿泊施設等の他用途への転換
- ④防災・衛生・景観等の生活環境に悪影響を及ぼす空き家の解体・撤去の推進 等

産業・地域からの視点

目標7 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長

- ①地域経済を支える地域材を用いた木造住宅の供給促進、設計者・技能者の育成、伝統的な技術の承継・発展、CLT等の部材・工法等の技術開発を推進
- ②住宅ストックビジネス※の活性化、多角化する住生活産業に対応した担い手の確保・育成
※既存住宅の維持管理、リフォーム建物状況調査（インスペクション）、住宅ファイル、空き家管理 等
- ③子育て世帯・高齢者世帯など幅広い世帯のニーズに答える住生活関連の新たなビジネス※市場の創出・拡大、住生活産業の海外展開を支援するなど我が国の住生活産業の成長を促進
※家事代行、食事宅配、ICT対応型住宅、遠隔健康管理、IoT住宅、ロボット技術 等

目標8 住宅地の魅力の維持・向上

- ①スマートウェルネスシティやコンパクトシティなどのまちづくりとの連携、交通・買い物・医療・教育等の居住者の利便性向上
- ②住宅団地の再生・その機会をとらえた高齢者・子育て支援施設等の地域拠点形成
- ③良好な景観の形成、豊かなコミュニティの維持・向上
- ④密集市街地の改善整備や無電柱化の推進等による居住者の災害時の安全性の向上 等

目標1 結婚・出産を希望する 若年世帯・子育て世帯が 安心して暮らせる住生活の実現

- ①子育て世帯※における誘導居住面積水準達成率
 【全国】 42% (H25) → 50% (H37)
 【大都市圏】 37% (H25) → 50% (H37)
 ※構成員に18歳未満の者が含まれる世帯

目標2 高齢者が自立して暮らす ことができる住生活の実現

- ②高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合
2.1% (H26) → 4% (H37)
- ③高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合
77% (H26) → 90% (H37)
- ④都市再生機構団地（大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象）の地域の医療福祉拠点化
0団地 (H27) → 150団地程度 (H37)
- ⑤建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率
平成28～37の期間内に建替え等が行われる団地の
おおむね9割
- ⑥高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率
41% (H25) → 75% (H37)

目標3 住宅の確保に特に配慮を 要する者の居住の安定の確保

- ⑦最低居住面積水準未達率
4.2% (H25) → 早期に解消
- （再掲）都市再生機構団地（大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象）の地域の医療福祉拠点化
 - （再掲）建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率

目標4 住宅すごろくを超える 新たな住宅循環システムの構築

- ⑧既存住宅流通の市場規模
4兆円 (H25) → 8兆円 (H37)
- ⑨既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合
5% (H26) → 20% (H37)
- ⑩新築住宅における認定長期優良住宅の割合
11.3% (H26) → 20% (H37)

目標5 建替えやリフォームによる 安全で質の高い住宅ストックへの更新

- ⑪耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率
18% (H25) → おおむね解消 (H37)
- ⑫リフォームの市場規模
7兆円 (H25) → 12兆円 (H37)
- ⑬省エネ基準を充たす住宅ストックの割合
6% (H25) → 20% (H37)
- ⑭マンションの建替え等の件数（S50からの累計）
約250件 (H26) → 約500件 (H37)
- ⑮25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合の割合
46% (H25) → 70% (H37)

目標6 急増する空き家の 活用・除却の推進

- ⑯空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合
0割 (H26) → おおむね8割 (H37)
- ⑰賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数
318万戸 (H25)
→ 400万戸程度におさえる (H37)

目標7 強い経済の実現に貢献する 住生活産業の成長

- （再掲）既存住宅流通の市場規模
- （再掲）リフォームの市場規模

目標8 住宅地の魅力の維持・向上

- ⑱地震時等に著しく危険な密集市街地の面積
約4,450ha（速報） (H27)
→ おおむね解消 (H32)
- （再掲）都市再生機構団地（大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象）の地域の医療福祉拠点化
 - （再掲）建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率
 - （参考）景観計画に基づき取組を進める地域の数（市区町村数）
458団体 (H26) → 約700団体 (H32)
 - （参考）市街地等の幹線道路の無電柱化率
16% (H26) → 20% (H32)
 - （参考）最大クラスの洪水・内水・津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合
 【洪水】 - (H26) → 100% (H32)
 【内水】 - (H26) → 100% (H32)
 【津波】 0% (H26) → 100% (H32)
 【高潮】 - (H26) → 100% (H32)
 - （参考）土砂災害ハザードマップを作成・公表し、地域防災計画に土砂災害の防災訓練に関する記載のある市町村の割合
約33% (H26) → 約100% (H32)
 - （参考）国管理河川におけるタイムラインの策定数
148市区町村 (H26) → 730市区町村 (H32)

第3章 分析・評価

	成果指標		実績		現行計画の目標値
			策定時	最新値	
1	子育て世帯（18歳未満が含まれる世帯）における誘導居住面積	全国	42%(H25)	42%(H30)	50%(R7)
		大都市圏	37%(H25)	39%(H30)	50%(R7)
2	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合		2.1%(H26)	2.5%(H30)	4%(R7)
3	高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合		77%(H26)	75%(R元)	90%(R7)
4	都市再生機構団地（大都市圏のおおむね1000戸以上の団地約200団地が対象）の地域の医療福祉拠点化		0団地(H27)	84団地（R元）	150団地程度(R7)
5	建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率		—	86%(H30)	概ね9割（H28～R7の建替団地）
6	高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率		41%(H25)	42%(H30)	75%(R7)
7	最低居住面積水準未達率		4.2%(H25)	4.0%(H30)	早期に解消
8	既存住宅流通の市場規模		4兆円(H25)	4.5兆円(H30)	8兆円(R7)
9	既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合		5%(H26)	14%(R元)	20%(R7)
10	新築住宅における認定長期優良住宅の割合		11.3%(H26)	12.1%(R元)	20%(R7)
11	耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率		18%(H25)	13%(H30)	概ね解消(R7)
12	リフォームの市場規模		7兆円(H25)	7兆円(H30)	12兆円(R7)
13	省エネ基準を充たす住宅ストックの割合		6%(H25)	11%(H30)	20%(R7)
14	マンションの建替え等の件数		約250件(H26)	325件(H30)	約500件(R7)
15	25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合		46%(H25)	54%(H30)	70%(R7)
16	空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合		0割(H26)	6.3割（R元）	概ね8割(R7)
17	賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数		318万戸(H25)	349万戸(H30)	400万戸程度に抑制(R7)
18	地震時等に著しく危険な密集市街地の面積		約4450ha(H27)	2982ha(R元)	概ね解消(R2)

① 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率

① 子育て世帯(18歳未満が含まれる世帯)における誘導居住面積水準達成率

指標の考え方

- 誘導居住面積水準は住生活の豊かさを示す基本的な指標として世帯人員に応じて設定。世帯全体では約6割達成しているが、子育て世帯については達成率が低いことから、18歳未満の子供が含まれる世帯の達成率を指標として設定。

【参考】誘導居住面積水準

	一般型(戸建住宅)	都市居住型(共同住宅)
単身者	55㎡	40㎡
2人以上の世帯	25㎡×世帯人数+25㎡	20㎡×世帯人数+15㎡

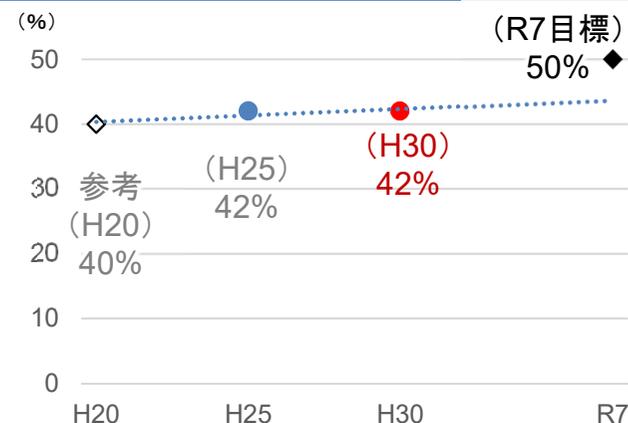
- (注) ① 住戸専用面積(壁芯)で算出
 ② 世帯人数は3歳未満は0.25人、3～6歳未満は0.5人、6～10歳未満は0.75人として算定(ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする)
 ③ 世帯人数が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除
 ④ 単身の学生、単身赴任者など、比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合や、共用の台所・浴室があり上記の面積から共用部分の面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合等については、上記によらないことができる

現状・課題

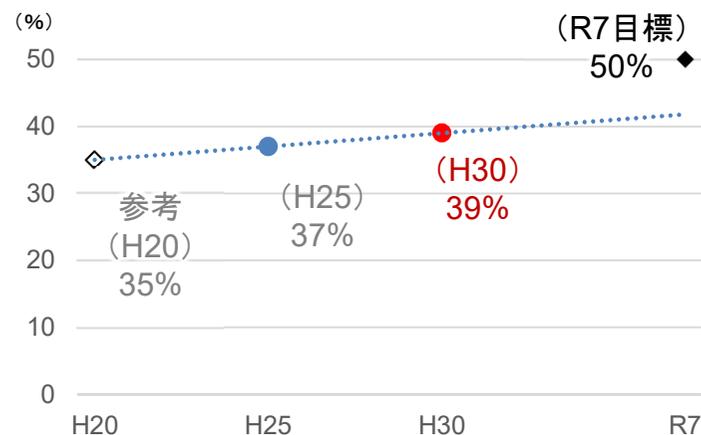
- 全国値では、10年前よりやや改善(40%(H20)→42%(H30))したものの、直近5年間の実績値は横ばい傾向。大都市圏では10年前・5年前と二期連続でやや改善(35%(H20)→39%(H30))。
- 全国値(42%(H30))を建て方別に見ると、戸建住宅は50%を達成しているが、共同住宅では29%に留まっている。一方で、改善状況は共同住宅が7ポイント改善(22%(H20)→29%(H30))しており、全体(2ポイント改善)よりも高い伸び率を示している。
- 子育て世帯にあっても共働き世帯の増加等により、広さや間取りよりも通勤・通学の利便性等を重視する傾向にあるが※、共同住宅の達成割合の更なる底上げを図りつつ、全体として目標値の達成を目指しているところである。

※ 住生活総合調査(H30) 子育て世帯(長子17歳以下)が重要と思う個別要素：
 ①治安(48%)、②通勤・通学の利便性(46%)、・・・⑤広さや間取り(38%)

子育て世帯(18歳未満が含まれる世帯)における誘導居住面積水準達成率(全国)



子育て世帯(18歳未満が含まれる世帯)における誘導居住面積水準達成率(大都市圏)



②高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合

③高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合

② 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合

指標の考え方

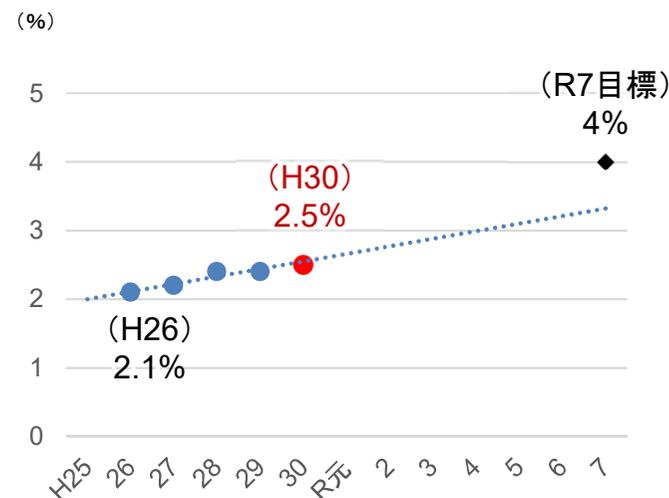
- 高齢者の居住の安定確保を図るため、高齢者向け住宅※の整備状況を示す指標として設定。

※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム等

現状・課題

- 平成26年～30年の4年間で0.4ポイント増加(2.1%→2.5%)しており、目標をやや下回るペースではあるものの比較的順調に推移。
- 高齢者向け住宅の供給量は、平成26年の約70万戸から平成30年には約90万戸に増加。
- 目標達成に向け、介護人材の不足や建設費の高騰への対応が課題となる。
※ 介護サービスの有効求人倍率：3.99倍（全国平均1.08倍）（2020年7月）
（厚生労働省「職業安定業務統計」より）
建設費：115.9（2011年度を100とした場合）（2020年6月）
（国土交通省「建設工事費デフレーター」より）

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合



③ 高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合

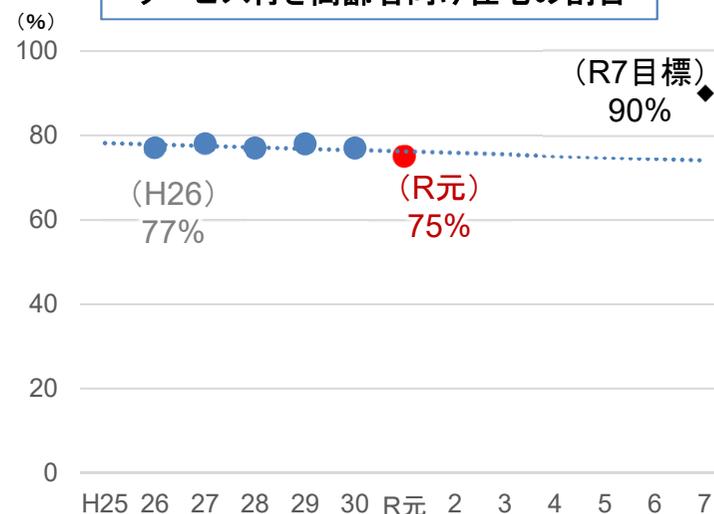
指標の考え方

- サービス付き高齢者向け住宅の入居者や周辺住民の介護ニーズ等に対応できるよう、高齢者生活支援施設が併設されたものの割合を指標として設定。

現状・課題

- 実績値は平成26年の77%から横ばい傾向が続いたが、平成29年以降は令和元年の75%へとやや低下傾向（棟数は約4,200棟(H26)から約5,700棟(R1)へと増加）。
- 高齢者の多様なニーズを踏まえるべき、居住者への過剰なサービス提供を適正化すべき等の指摘もあり、併設割合を増加させることが必ずしも最適な手法とは言えないケースも考えられる。

高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合



④ 都市再生機構団地の医療福祉拠点化

⑤ 建替え等が行われる公的賃貸住宅団地における高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率

④ 都市再生機構団地の医療福祉拠点化

(大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象)

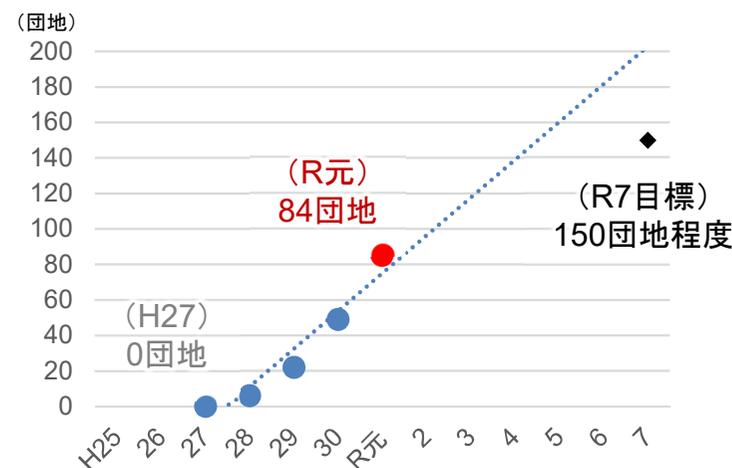
指標の考え方

- 大都市圏の急速な高齢化に対応するため、既存のUR団地のストック活用・再生等に合わせて、医療・福祉施設の誘致、居住環境の整備を図ることで、UR団地を地域の医療福祉拠点とすることが求められており、その進捗状況を示す指標として設定。

現状・課題

- (独)都市再生機構中期計画等に基づき、目標達成に向け概ね計画通り順調に推移。
- 平成26年度 of 取組開始後、令和元年度末時点で131団地着手・84団地形成に達しており、令和7年度までに150団地程度で形成できる見通し。

都市再生機構団地の医療福祉拠点化



⑤ 建替え等が行われる公的賃貸住宅団地における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率

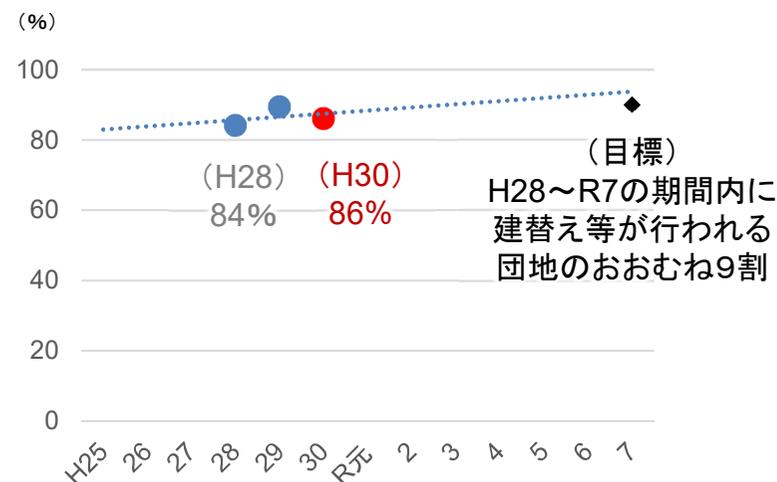
指標の考え方

- 公的賃貸住宅団地においては、生活を支える機能を充実させる観点から、建替えの際に施設併設を進めていくことが重要であるため、「高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設」について、計画期間中の供給に係る併設率を指標として設定。

現状・課題

- 平成28～30年度までに建替え等が行われた対象団地242団地のうち、対象施設を併設する団地は209団地(86%)となるなど、比較的順調に推移。
- 対象施設が併設される一定の公的賃貸住宅団地の整備を重点的に支援するなどの取組を行っている。

建替え等が行われる公的賃貸住宅団地における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率



⑥ 高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率

⑦ 最低居住面積水準未満率

⑥ 高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率

指標の考え方

- 高齢者が安全に安心して住み続けられる住宅ストックの形成、介護負担の軽減等に資する指標として、住宅内の一定のバリアフリー化率※を設定。

※「一定のバリアフリー化率」:2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消

現状・課題

- 平成20～25年では4ポイント増加(37→41%)していたものの、平成25～30年では1ポイントの増加(41→42%)に留まっている。
- 高齢者の居住する世帯のうち、要介護者のいる世帯では57%に達するものの、要介護者のいない世帯では39%にとどまっている。身体的、経済的な余力のある早い段階でのバリアフリー等の必要性が十分に認識されていないものと考えられ、高齢者世帯、要介護世帯における指標のあり方について検討。

⑦ 最低居住面積水準未満率

指標の考え方

- 最低居住面積水準は、健康で文化的な住生活を営む上での基礎として、全ての世帯において達成すべき住宅の広さに関する「最低水準」として設定。

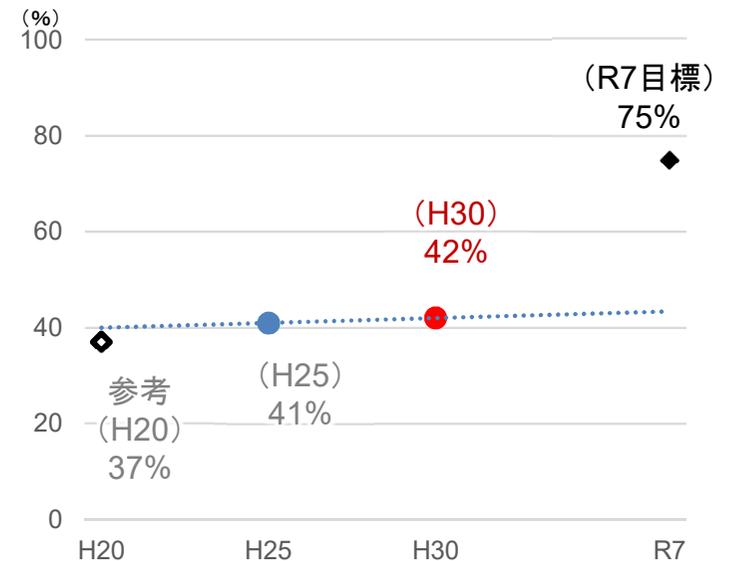
【参考】最低居住面積水準

単身者:25㎡、2人以上の世帯:10㎡×世帯人数+10㎡
(世帯人数の換算方法等については「誘導居住面積水準」に同じ)

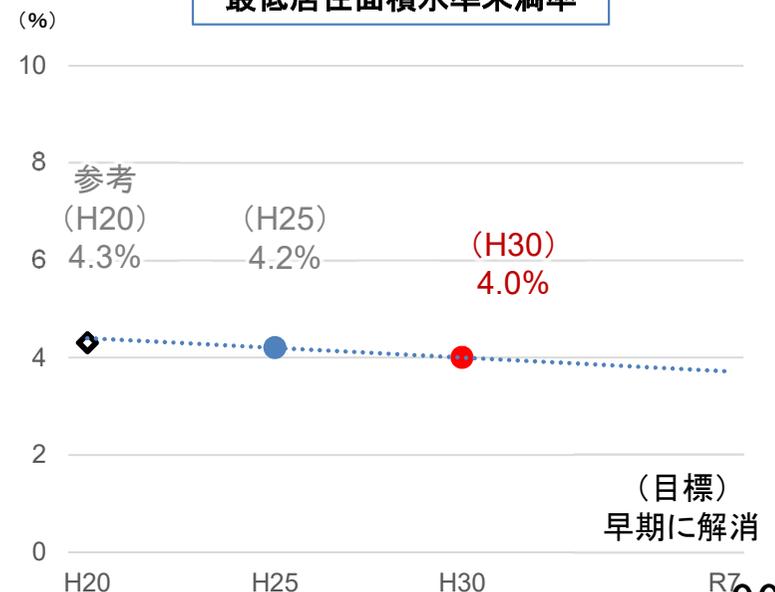
現状・課題

- 平成20～25年では0.1ポイント(4.3→4.2%)、平成25～30年では0.2ポイント(4.2→4.0%)改善したものの、全世帯のストックベースでの指標であることから、改善には一定の時間を要するものと考えられる。
- 持ち家世帯では最低居住面積水準の未満率は1%未満となっているが、借家世帯では10%近くに留まっており、適正な水準の住宅を適正な負担で確保することが困難な世帯に対して、公営住宅や住宅セーフティネットの強化等を通じた支援を行っている。

高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率



最低居住面積水準未満率



⑧ 既存住宅流通の市場規模

⑨ 既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合

⑧ 既存住宅流通の市場規模

指標の考え方

○ 良質で魅力的な既存住宅が市場で評価され、流通することにより、資産として承継されていく新たな住宅循環システムの構築、住宅市場の新たな牽引力の創出に向け、既存住宅流通の市場規模を指標として設定。

現状・課題

- 既存住宅の流通市場規模は、平成25年の約3.9兆円から、平成30年に4.5兆円に増加しているものの、流通戸数は16.9万戸から16.0万戸に減少しており、更なる市場の活性化が課題。
- 既存住宅流通に占める共同住宅の戸数は、平成25年の8.2万戸から、平成30年の7.9万戸に減少しているが、首都圏では増加している（3.3万戸（平成26年度）→3.8万戸（令和元年度））。
- 一方、戸建住宅の流通戸数は、平成25年の8.7万戸から平成30年の8.1万戸に減少している。戸建住宅は、その価値が市場で適正に評価されにくい面があり、また、消費者の多くが既存住宅の質や不具合に対する不安を有している。
- 質の高い既存住宅流通に向け、長期優良住宅の制度改正を含め検討。

⑨ 既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合

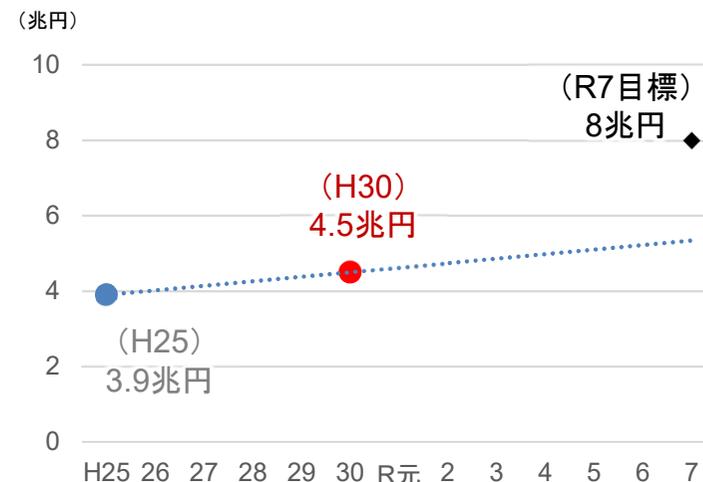
指標の考え方

○ 質の高い既存住宅の流通を促進するため、流通する既存住宅の品質を示す指標として設定。

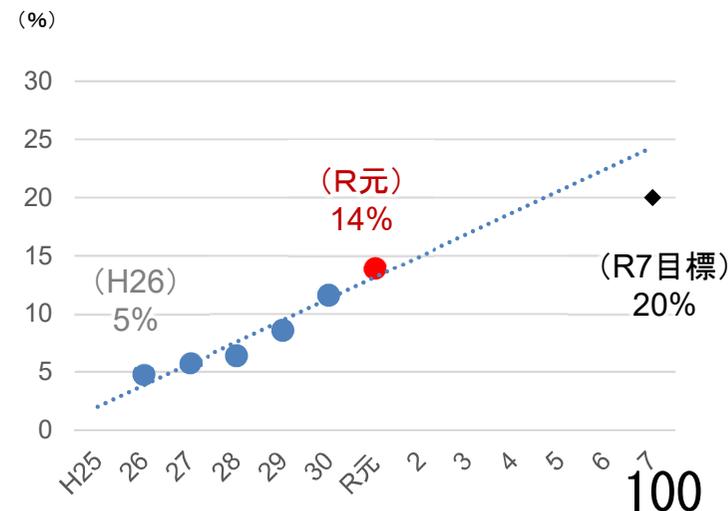
現状・課題

- 平成26～30年の4年間で7ポイント増加（5%→12%）しており、概ね順調に推移。
- 既存住宅売買瑕疵保険の付保証明書の取得により、減税や給付金の適用を受けられることなどから、当該保険制度の普及が進んでいると考えられる。

既存住宅流通の市場規模



既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合



⑩ 新築住宅における認定長期優良住宅の割合

⑪ 耐震基準が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率

⑩ 新築住宅における認定長期優良住宅の割合

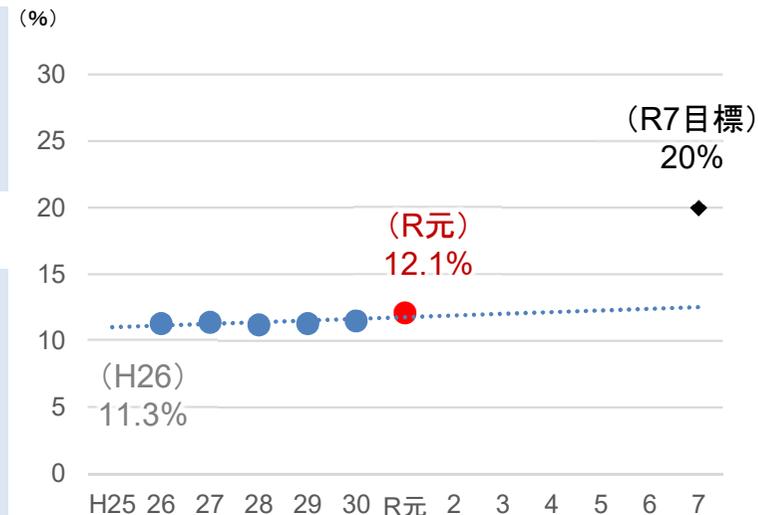
指標の考え方

- 既存住宅が資産となり、良質なストックとして次の世代にも承継されるよう、耐久性に優れた長期優良住宅の普及を図るため、新築住宅に占める長期優良住宅の認定戸数を指標として設定。

現状・課題

- 平成26年の11.3%から令和元年の12.1%と、ほぼ横ばい状態が続いているが、特に共同住宅の認定取得が進んでいない。
- 長期優良住宅の認定対象及び水準の妥当性や、住宅性能表示制度と評価項目が重複することによる申請者の書類作成等の負担等について課題が指摘されている（第1回 既存住宅流通市場活性化のための優良な住宅ストックの形成及び消費者保護の充実に関する小委員会（令和2年10月）より）。
- 上記課題を踏まえ、長期優良住宅の普及に向けて、共同住宅の対象及び認定基準の合理化等を含めた制度改正のあり方について検討。

新築住宅における認定長期優良住宅の割合



⑪ 耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率

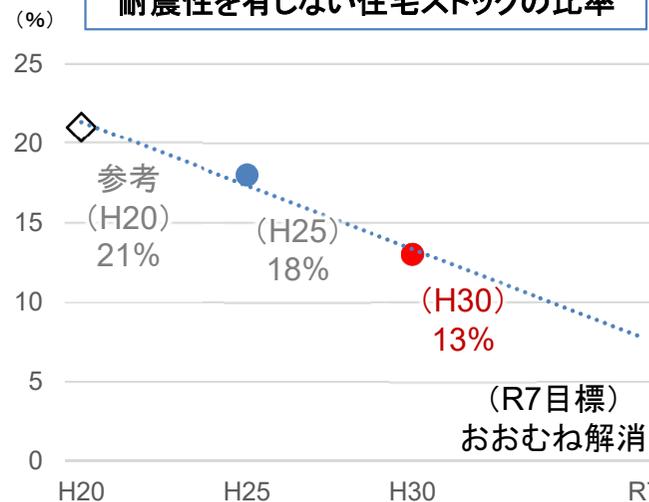
指標の考え方

- 住宅に求められる基本的性能を確保する観点から、地震に対する基礎的な安全性の水準である耐震基準を有しない住宅ストックの削減を指標として設定。

現状・課題

- 全住宅のストックベースでの指標であり、改善には時間を要しているものの、直近5年間（H25～30年）で5ポイント改善し、13%となっている。
- 建方別では、戸建が19%、共同住宅が6%となっており、特に耐震化が進んでいない木造戸建住宅は高齢者世帯が居住している割合が高く、築年の古い住宅の耐震化に消極的な傾向が見られることなどが進捗に影響を与えていると考えられる。

耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率



⑫ リフォームの市場規模

⑬ 省エネ基準を充たす住宅ストックの割合

⑫ リフォームの市場規模

指標の考え方

- 住宅ストックの有効活用やリフォーム市場の動向を示す指標として設定。

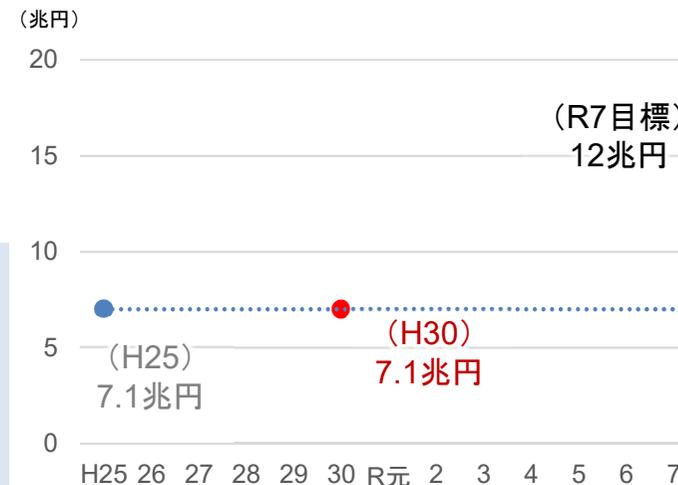
[下記費用の合計値]

- ・増改築工事、設備の維持修繕、大規模修繕等
- ・賃貸住宅のリフォーム等

現状・課題

- 平成30年のリフォームの市場規模は約7兆円であり、平成25年からほぼ横ばいで推移。
- リフォームの市場規模の大半は「設備の維持修繕」が占めるが（H25：4.7兆円→H30：4.8兆円）、今後、世帯数の減少が見込まれる中「設備の維持修繕」については市場規模の大きな拡大は見込みにくい。
- 更なる市場の活性化に向けて、既存住宅取得時のリフォームや、省エネやバリアフリー改修等の性能向上リフォームなど、住宅の資産価値を高めるリフォームへの投資を拡大していく必要があると考えられる。

リフォームの市場規模



⑬ 省エネ基準を充たす住宅ストックの割合

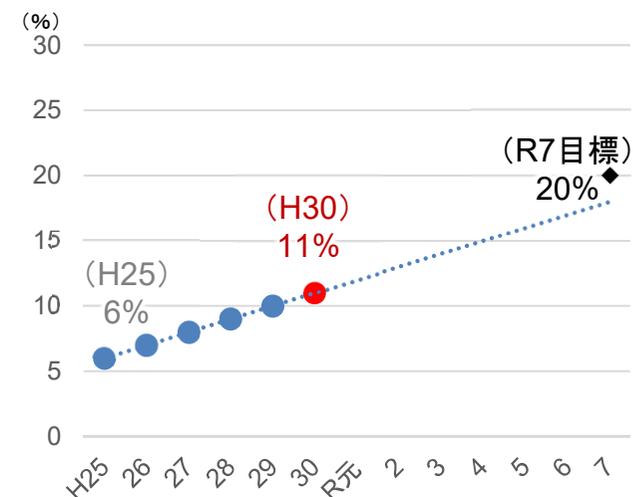
指標の考え方

- 居住者の快適性確保と冷暖房コスト削減とともに地球温暖化対策（CO2削減）の観点から、住宅ストックの省エネ性能の状況を示す指標として設定。

現状・課題

- 平成25～30年の5年間で5ポイント増加（6→11%）しており、目標達成に向けて概ね順調に推移。
- 昨年改正された建築物省エネ法の施行やBELS等の評価・表示の普及、ネット・ゼロ・エネルギー住宅の取組への支援等を通じた更なる省エネ性能の向上に努めている。

省エネ基準を充たす住宅ストックの割合



⑭ マンションの建替え等の件数

⑮ 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合

⑭ マンションの建替え等の件数

指標の考え方

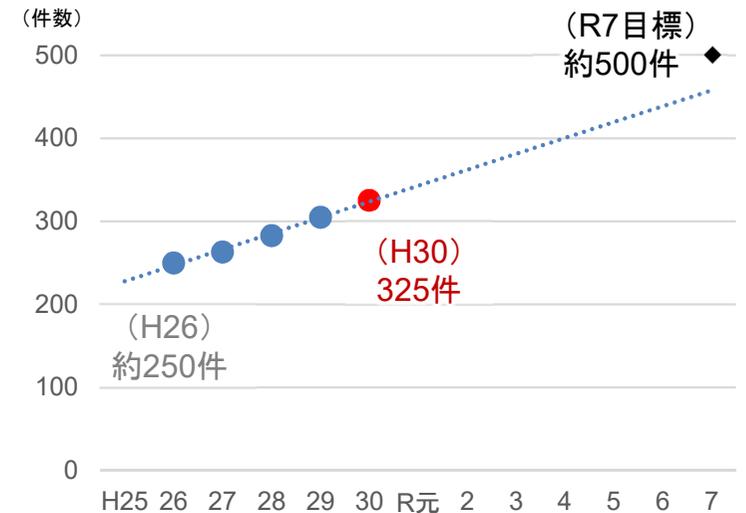
- 今後、高経年マンションの増加が急速に進み、建物・設備の老朽化等が見込まれることから、マンションの改修・建替え等による再生を促進するため、改修・建替え等の着手件数※を指標として設定。

※ 昭和50年度からの累計

現状・課題

- 実績値は平成26年の約250件からH30年には325件へと年間約20件のペースで増加しており、目標達成ペースをやや下回るものの、概ね順調に推移。
- 本年6月のマンション管理適正化法・マンション建替え円滑化法の改正等により、更なる取組みの強化に努める。

マンションの建替え等の件数

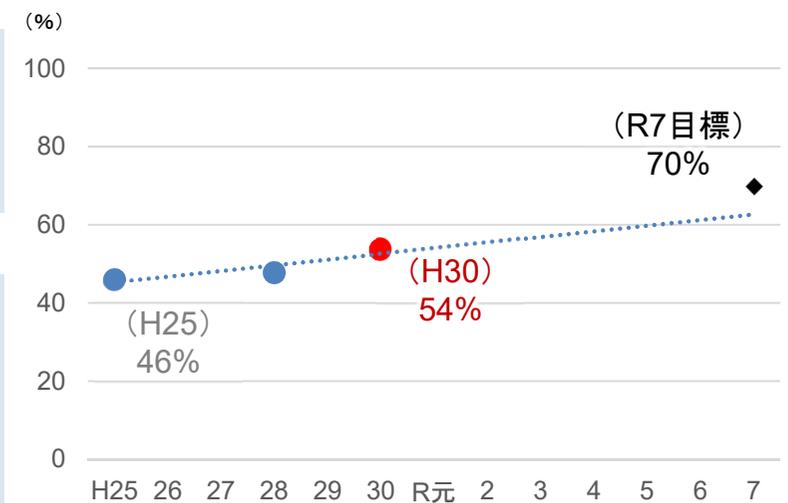


⑮ 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合

指標の考え方

- マンションの資産価値や良好な居住環境の確保、周辺地域の居住環境への悪影響の防止等の観点から、適時適切な維持修繕のために必要な計画・資金を設定しているマンションの割合を指標として設定。

25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合



現状・課題

- 平成25～30年の5年間で8ポイント増加(46%→54%)しており、目標達成ペースをやや下回るものの、概ね順調に推移。
- 本年6月のマンション管理適正化法・マンション建替え円滑化法の改正等により、更なる取組みの強化に努める。

⑯ 空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合

⑰ 賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数

⑯ 空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合

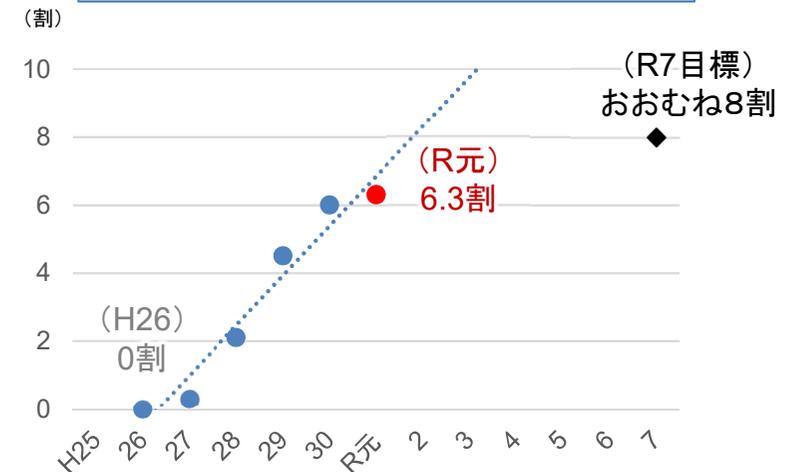
指標の考え方

- 空き家対策を推進する上で、各市町村が、地域の実情に応じて、空き家等の有効活用、生活環境に悪影響を及ぼす空き家等への対策を講ずることが重要となるため、各地域における空き家対策の取組状況を示す指標として設定。

現状・課題

- 空家等対策計画は、平成27年の空き家特措法施行後、令和元年までの4年間で約6割の市区町村で策定済みとなっている。
- 今後策定予定の市区町村を含めると9割となり、概ね当初の計画通り推移している。

空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合



⑰ 賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数

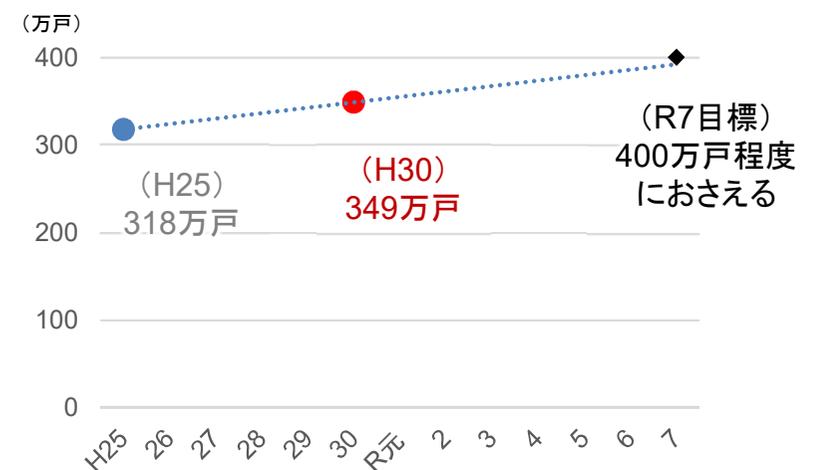
指標の考え方

- 周辺に悪影響を及ぼすおそれのある「その他空き家」（賃貸・売却用等以外の用途不特定の空き家）の戸数について、空き家対策の取組を示す指標として設定。

現状・課題

- 賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数については、空き家特措法に基づく国・自治体における取組みの強化等により、平成25年～平成30年においては目標とする400万戸を下回るペースでその増加抑制が図られている。
- 349万戸の「その他空き家」のうち、4割以上（144万戸）が耐震性が不足しているものと想定される。今後、世帯数の減少等が見込まれ、空き家の更なる増加が想定されることから、取組みの強化が必要となる。

賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数



⑱ 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積

⑱ 地震時に著しく危険な密集市街地の面積

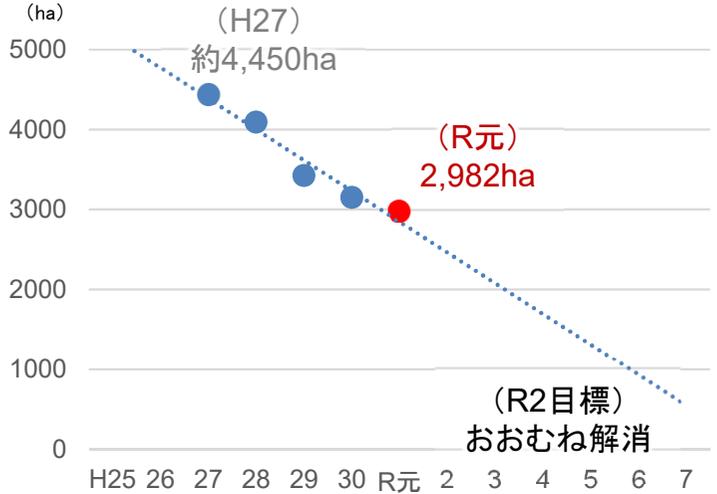
指標の考え方

- 地震時等における最低限の安全性を確保し、生命・財産を守る観点から、密集市街地の改善整備の進捗を示す指標として設定。

現状・課題

- 地震時等に著しく危険な密集市街地は、平成27年度末～令和元年末の4年間で約1,500haが解消したものの、約3,000haが残存。
- 地震時等における最低限の安全性の確保に向けたハード対策に取り組みつつ、より地域防災力を高めるためソフト対策を推進することが必要。

地震時に著しく危険な密集市街地の面積



住宅政策を 取り巻く現状

- (1) 人口減少、少子高齢化の進展。住宅ストック数が総世帯数を大きく上回る
- (2) 共働き世帯・ひとり親世帯・高齢者世帯の増加
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、働き方やライフスタイルが大きく変化
- (4) 我が国全体で約4分の1の世帯が何らかの災害リスクの高い地域に居住
- (5) 空き家のうち賃貸・売却用等以外の「その他の住宅」が20年間で約2倍に増加

「居住者」 の視点

- ① 子どもを産み育てやすい住まいの実現
- ② 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らし続けられる住生活の実現
- ③ 住宅確保要配慮者が安心して暮らせる居住環境の整備
- ④ 柔軟な働き方や新技術の活用による新しい住まい方の実現

「地域・まちづくり」 の視点

- ⑤ 将来にわたって災害に強い居住空間の実現
- ⑥ 多様な住民や世代が支え合い、いきいきと安心して暮らせる地域共生社会づくり
- ⑦ 持続可能で賑わい・うるおいのある住宅地の形成

「ストック」 の視点

- ⑧ 将来世代に継承できる良質な住宅ストックの形成・更新
- ⑨ 良質なストックが市場で評価され、循環するシステムの構築
- ⑩ 魅力の向上や長寿命化に資する既存ストックのリフォーム・リノベーションや建替え等の推進
- ⑪ 空き家の状況に応じた適切な管理・再生・活用・除却の一体的推進
- ⑫ 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展

参考資料

平成30年住生活総合調査結果のポイント(1/2)

- 住宅・居住環境に対して不満のある世帯の割合(不満率)は堅調に低下。住宅に対する不満率は20年前と比較して半減。
- 住宅に対する不満率は、持ち家で約2割、借家で約3割。持ち家・借家のいずれも共同住宅が一戸建等の不満率を下回っている。
- 住宅・居住環境の個別要素の重要度について、「全世帯」では「治安」「日常の買物などの利便」、「子育て世帯」では「治安」「通勤・通学の利便」、「高齢者世帯」では「日常の買物などの利便」「地震時の安全性」等を重視。重要度の高い項目の不満率は総じて低い傾向にあるが、「全世帯」の「地震時の安全性」、「子育て世帯」の「収納の多さ、使い勝手」、高齢者世帯の「高齢者への配慮」等については不満率が高い。

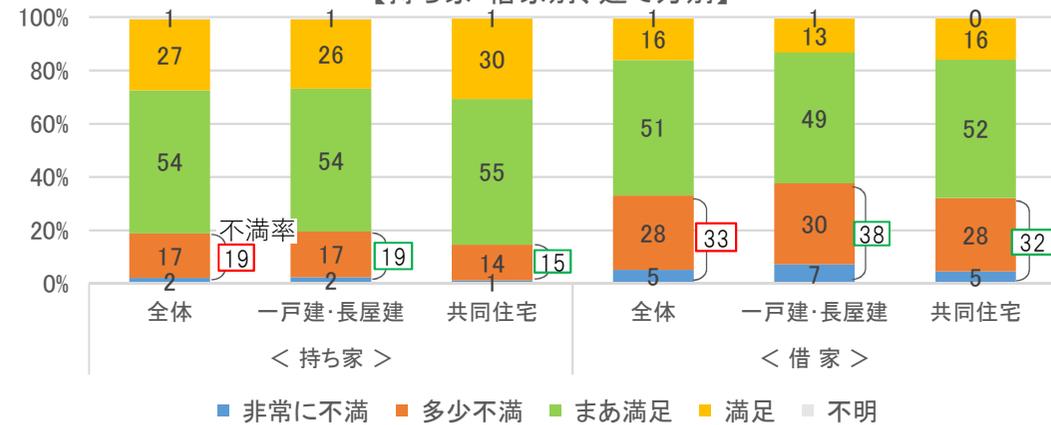
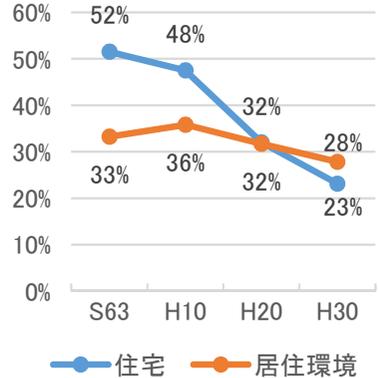
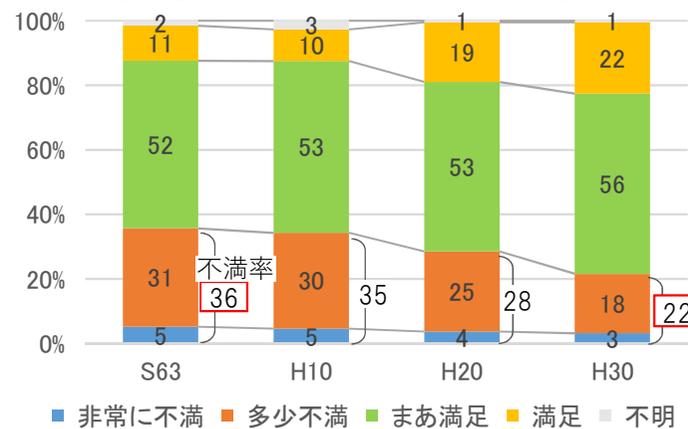
(1) 住宅・居住環境に対する評価

(2) 住宅に対する評価(持ち家・借家別、建て方別)

【住宅・居住環境に対する総合評価】

【住宅・居住環境それぞれに対する不満率の推移】

【持ち家・借家別、建て方別】

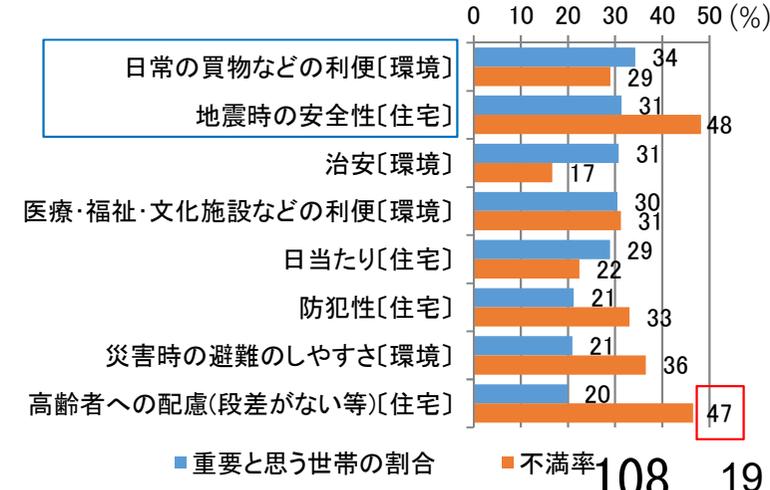
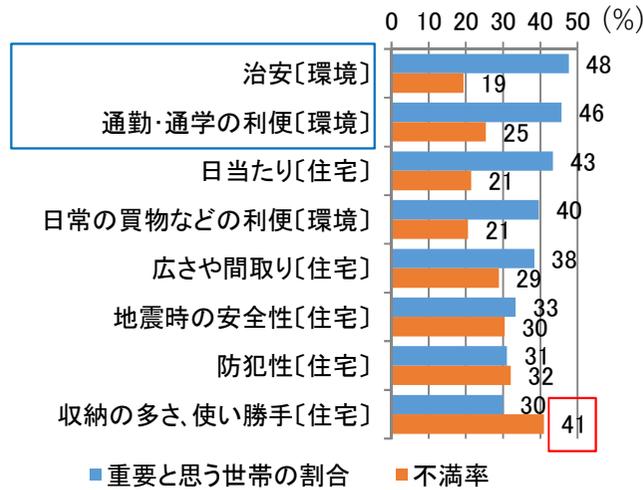
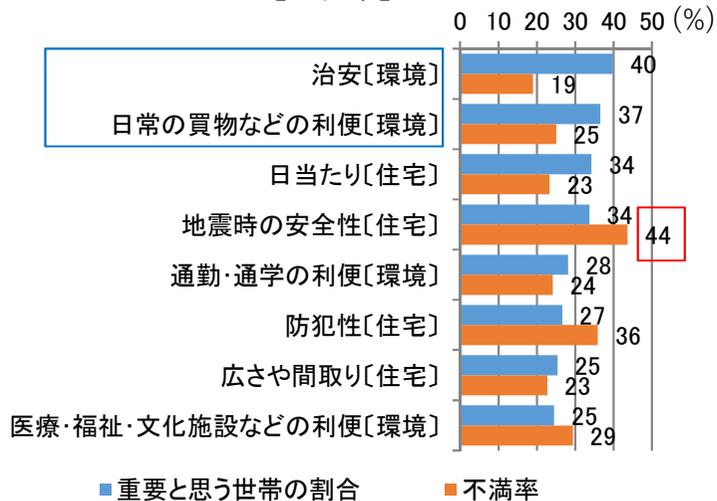


(3) 住宅・居住環境の個別要素の重要度・評価 ※

【全世帯】

【子育て世帯(親と子(長子17歳以下))】

【高齢者世帯(単身・夫婦)】



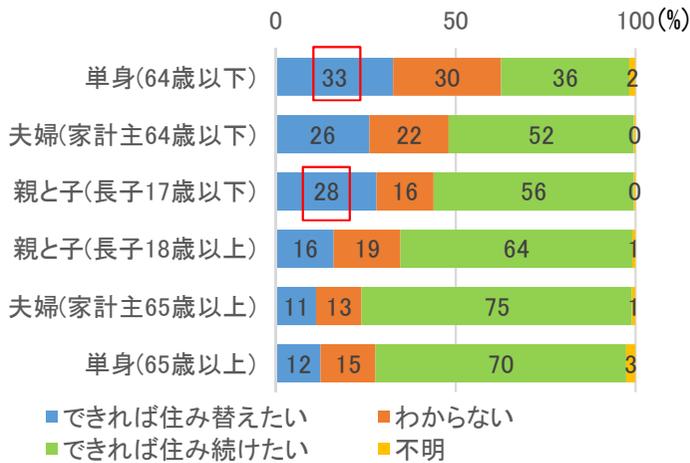
※ 住宅・居住環境の個別要素各16項目(合計32項目)のうち、重要度の割合が高い8項目について掲載

平成30年住生活総合調査結果のポイント(2/2)

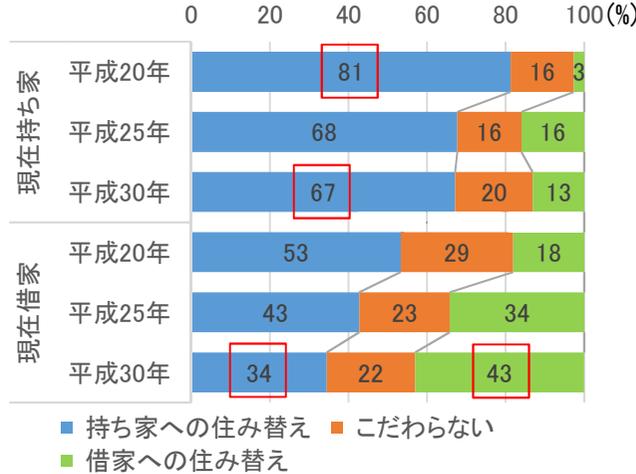
- (1) 単身世帯(高齢世帯を除く)、子育て世帯の順に住み替え意向が高い(約3割)。今後の住み替え先について、持ち家に住んでいる世帯の「持ち家」への住み替え意向は、10年で概ね8割から7割に減少。借家に住んでいる世帯は「借家」への住み替え意向が「持ち家」への住み替えを上回る。持ち家の取得にあたっては、既存(中古)住宅の取得意向が10年で大幅に増加。子育て世帯は共同住宅への住み替え意向が最も低い。戸建てへの住み替え意向を持つ世帯は約7割が新築住宅を、共同住宅への住み替え意向を持つ世帯は新築住宅と既存(中古)住宅をそれぞれ約4割ずつ希望。
- (2) 今後の住み替えの目的は「広さや部屋数」「使いやすさの向上」の順に割合が高い。
- (3) 継続居住意向のある持ち家世帯のうち、リフォームの意向のある世帯の割合は、家計主が55~59歳で最も高く1/3以上となっている。

(1) 今後の住み替え意向、住み替え先の意向

【今後の住み替え意向】

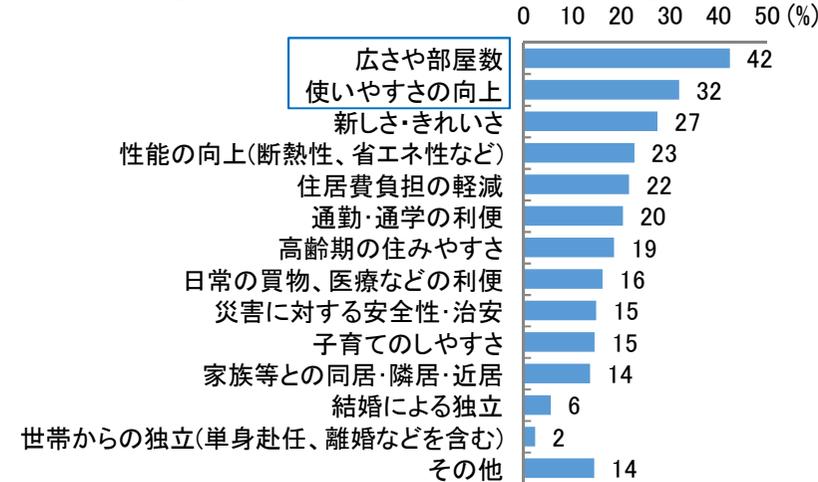


【持ち家か、借家か※1】

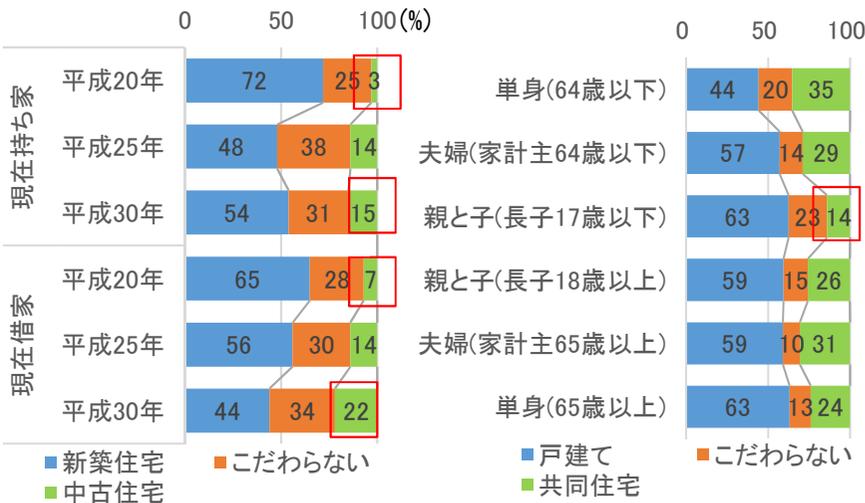


(2) 今後5年以内の住み替えの目的

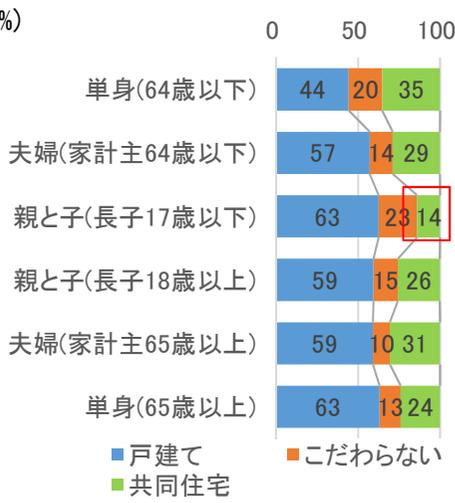
【今後5年以内の住み替えの目的※1】



【新築住宅か、既存(中古)住宅か※2】



【戸建てか、共同住宅か※2】



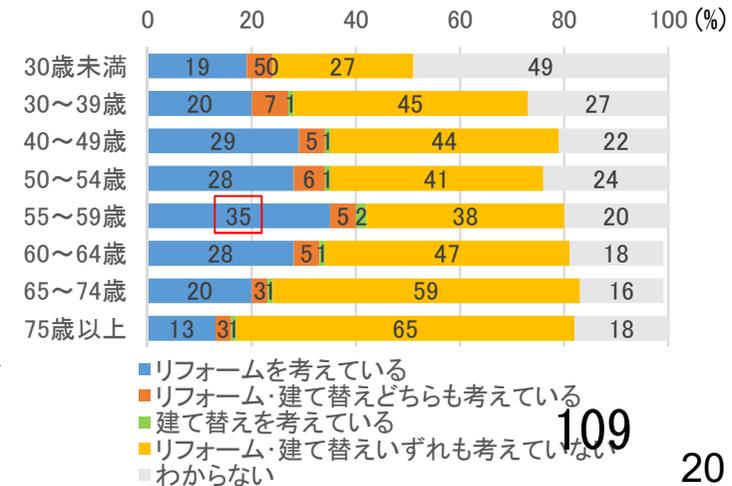
【戸建て・共同住宅別の
新築住宅・既存(中古)住宅※2】



※1 住み替え意向のある世帯について集計
 ※2 持ち家への住み替え意向のある世帯について集計
 ※3 継続居住意向のある(「できれば住み続けたい」と回答した)持ち家世帯について集計

(3) 住宅の改善意向

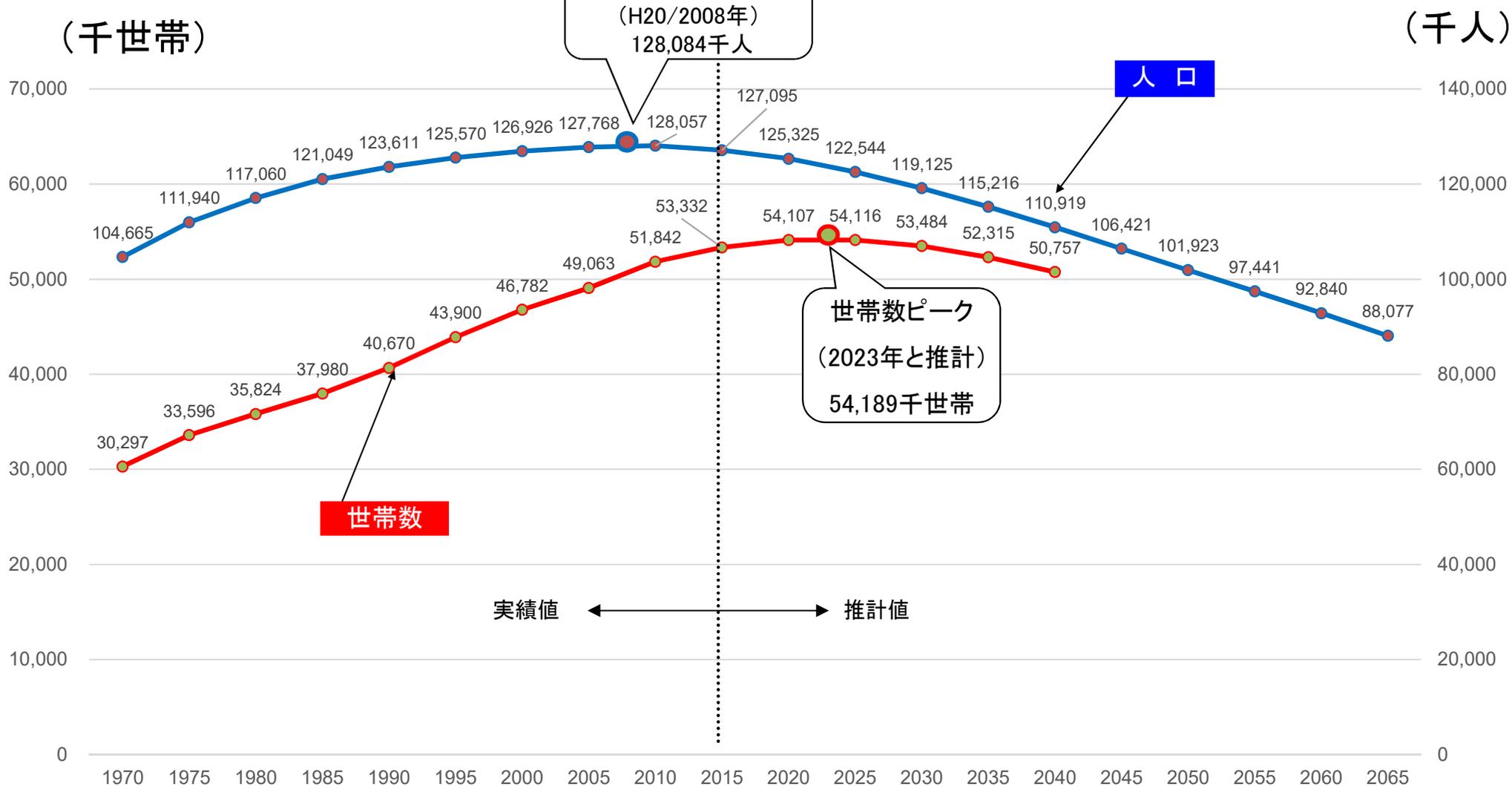
【今後の住宅の改善意向(家計主の年齢区分別)※3】



人口・世帯数の推移・将来推計

- 我が国の人口は平成20年(2008年)頃をピークに減少
- 世帯数は2015年まで増加を続けているものの、2023年以降、世帯は減少に転じる(推計)

【人口・世帯数の推移及び将来推計】

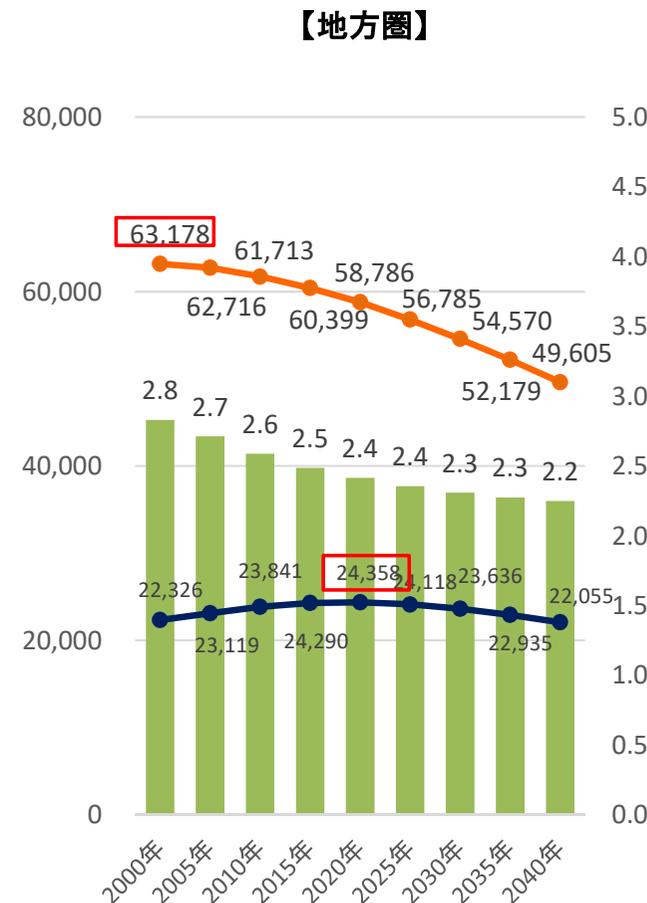
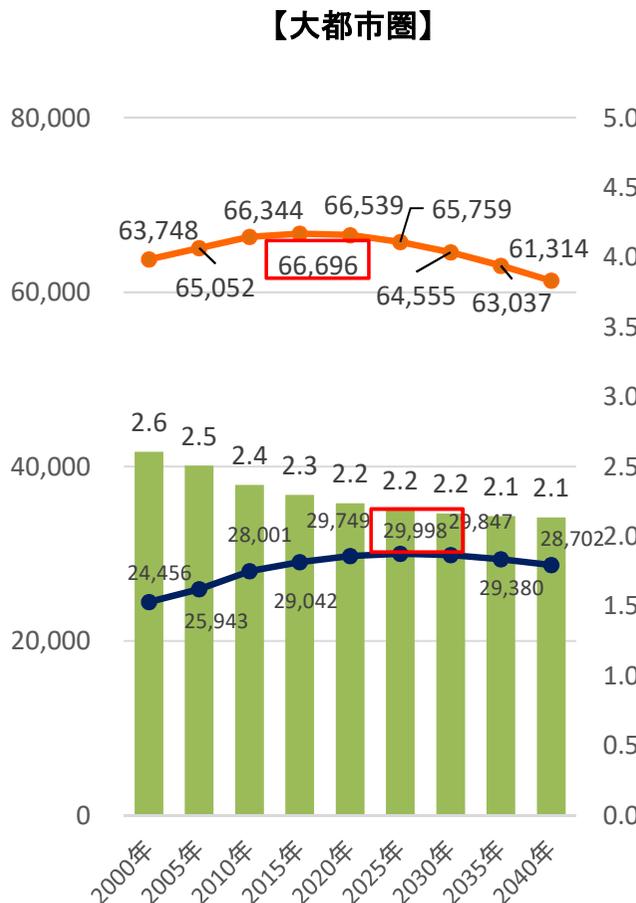
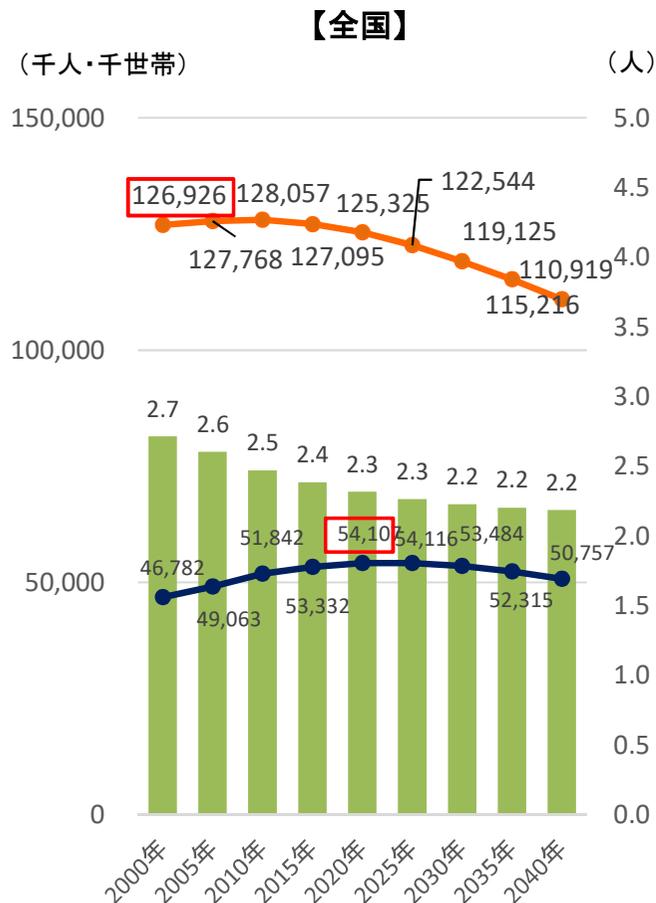


(資料) 実績値: 総務省「国勢調査」(2008年(H20)人口は「人口推計」(総務省))
 推計値: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」[出生中位(死亡中位)推計]
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(平成30年推計)

人口・世帯数の推移と将来推計 (圏域別)

○我が国の人口は、既に減少局面に入っており、世帯数も2025年頃をピークに減少を続けていく見通し
 ○地方圏では、大都市圏より世帯数の減少が早く始まり、2020年頃をピークに減少を続けていく見通し

【人口・世帯数の推移と将来推計】



【凡例】●:人口、●:世帯、■:1世帯あたりの人員数、□:ピーク

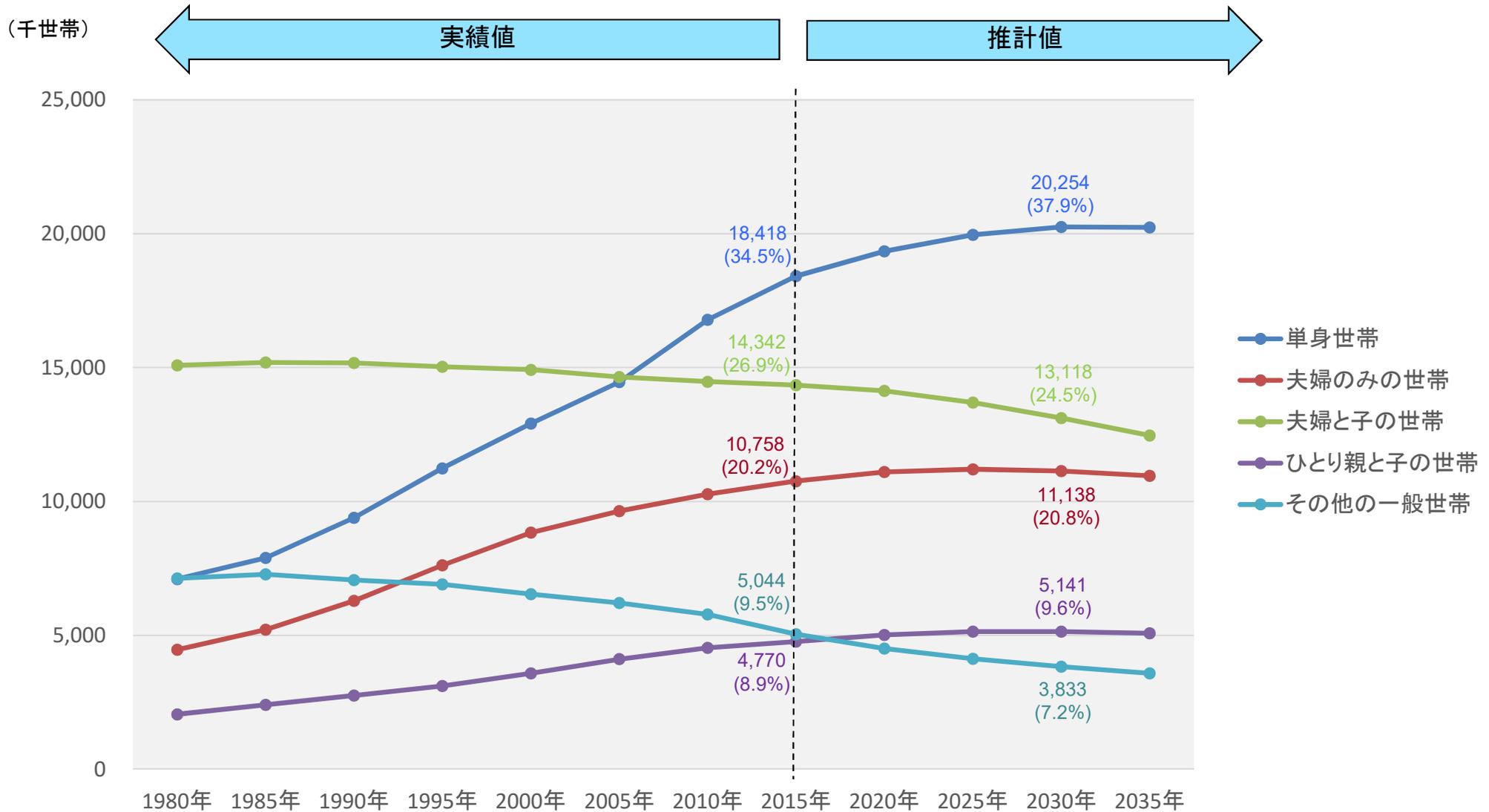
大都市圏: 住生活基本法施行令で定める都府県(茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県)

地方圏: 大都市圏以外の道県

(出典)
 人口: 国勢調査[総務省]、日本の将来推計人口(全国: 2017年4月推計)・日本の地域別将来推計人口(その他: 2018年3月推計) [国立社会保障・人口問題研究所]
 世帯数: 国勢調査[総務省]、日本の世帯数の将来推計(全国: 2018年1月推計、その他: 2019年4月推計) [国立社会保障・人口問題研究所]

世帯類型別世帯数の変化

- 2010年には単身世帯が最も多い類型（総世帯の1/3）となっており、今後も増加する見通し
- 今後、夫婦と子の世帯が減少していく一方で、ひとり親と子世帯は増加する見通し

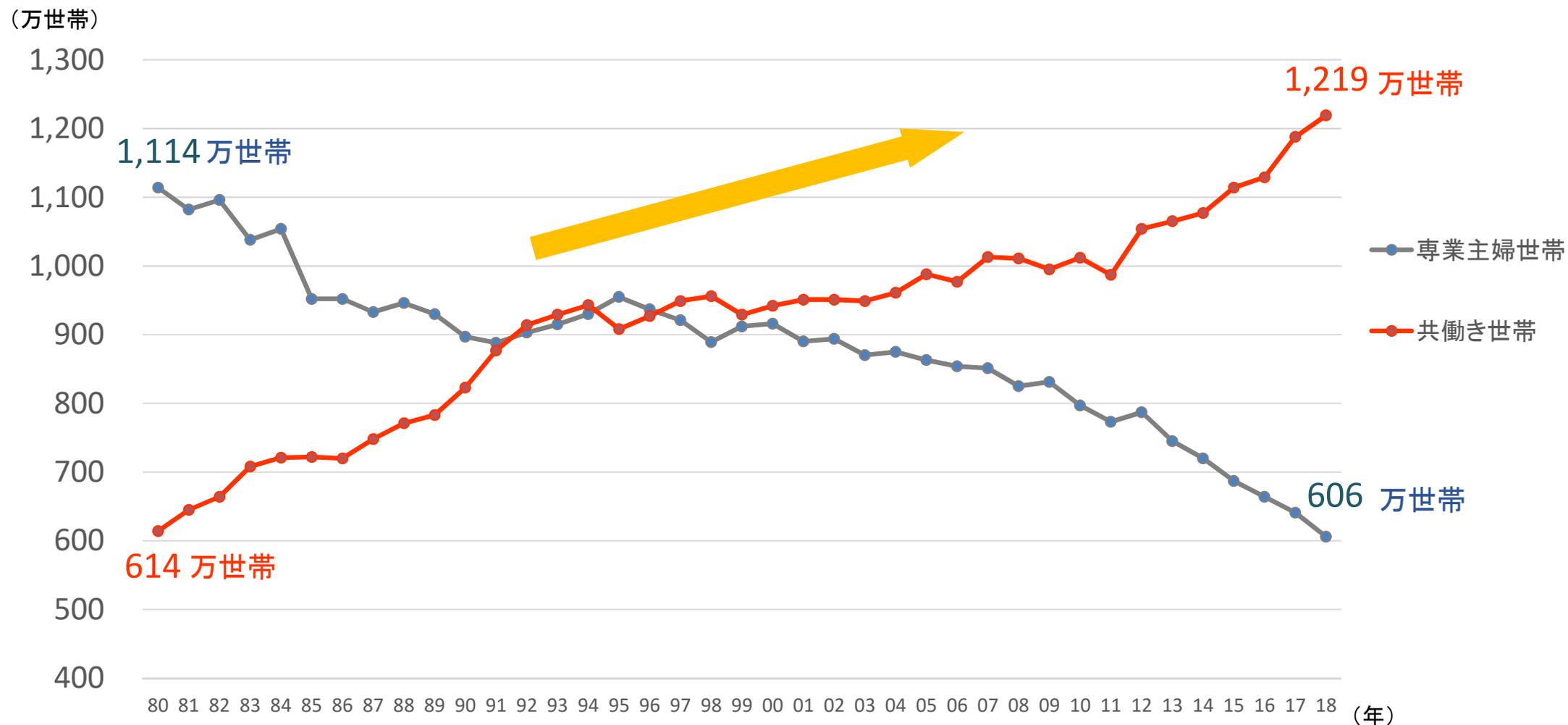


注:「その他の一般世帯」は、夫婦と両親、夫婦とひとり親、夫婦と子どもと親、夫婦と他の親族、夫婦と子どもと他の親族、夫婦と親と他の親族、兄弟姉妹のみからなる世帯や他に分類されない世帯を対象としている

出典: 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(平成30年推計)

共働き世帯数の推移

○ 共働き世帯数は増加しており（1980年：約614万世帯 → 2018年：約1,219万世帯）、専業主婦世帯数の約2倍となっている



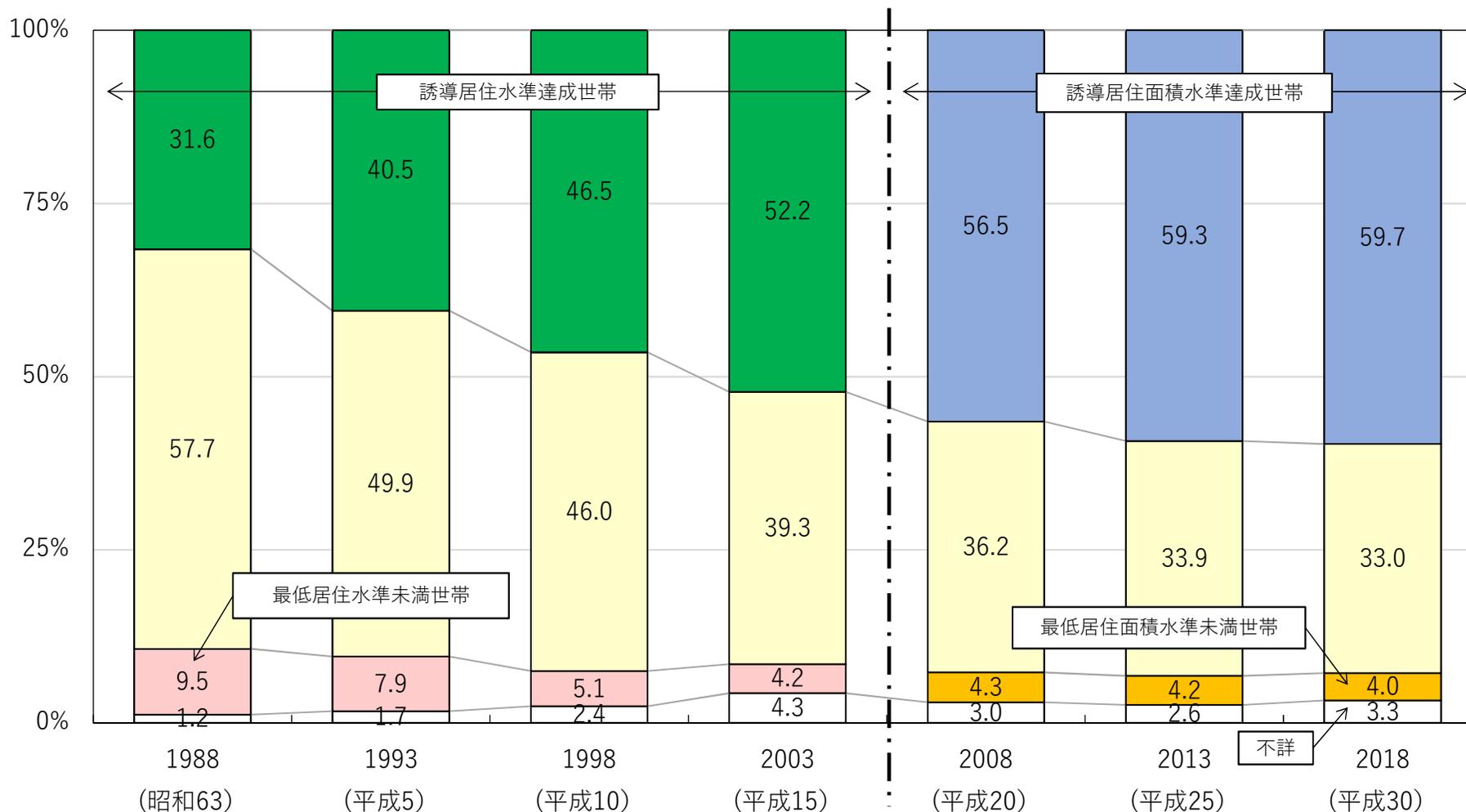
出典：厚生労働省「厚生労働白書」、内閣府「男女共同参画白書」、総務省「労働力調査特別調査」、総務省「労働力調査(詳細集計)」

注1「専業主婦世帯」は、夫が非農林業雇用者で妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。

注2「共働き世帯」は、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

注3 2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

○ 2018年(平成30年)の誘導居住面積水準達成世帯は全体の約60%、最低居住面積水準未達世帯は約4%

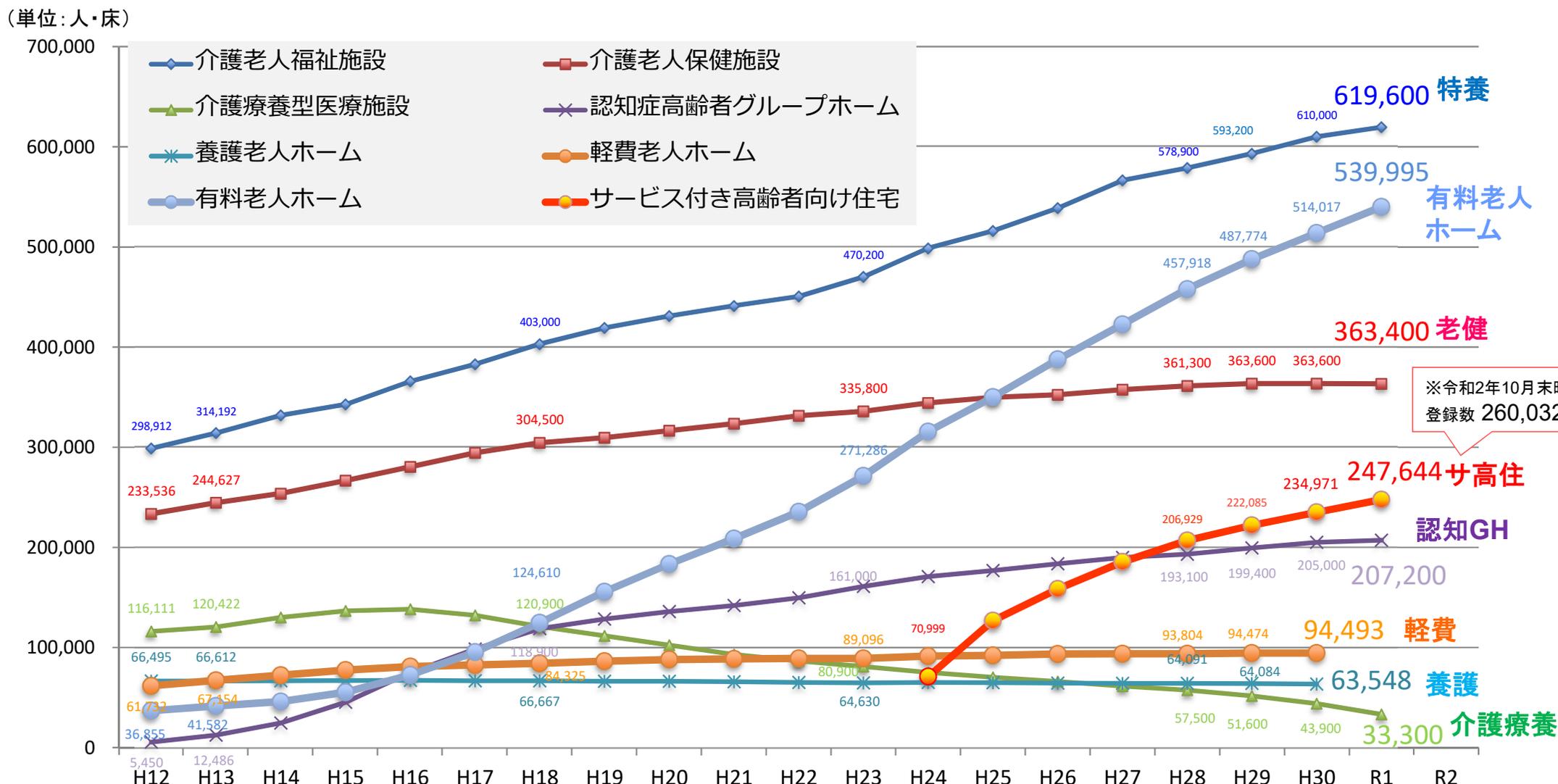


注) 平成20年以降の最低居住面積水準未達率及び誘導居住面積水準達成率は、住生活基本計画(平成18年9月閣議決定)で新たに定められた居住面積水準を基に、住宅・土地統計調査及び住生活総合調査の結果を活用して国土交通省で独自に集計、平成15年調査までは住宅建設五箇年計画の最低居住水準及び誘導居住水準を基に集計したもの。

資料：総務省「住宅・土地統計調査」、国土交通省「住生活総合調査」を基に国土交通省で独自集計

高齢者向け住まい・施設の利用者数

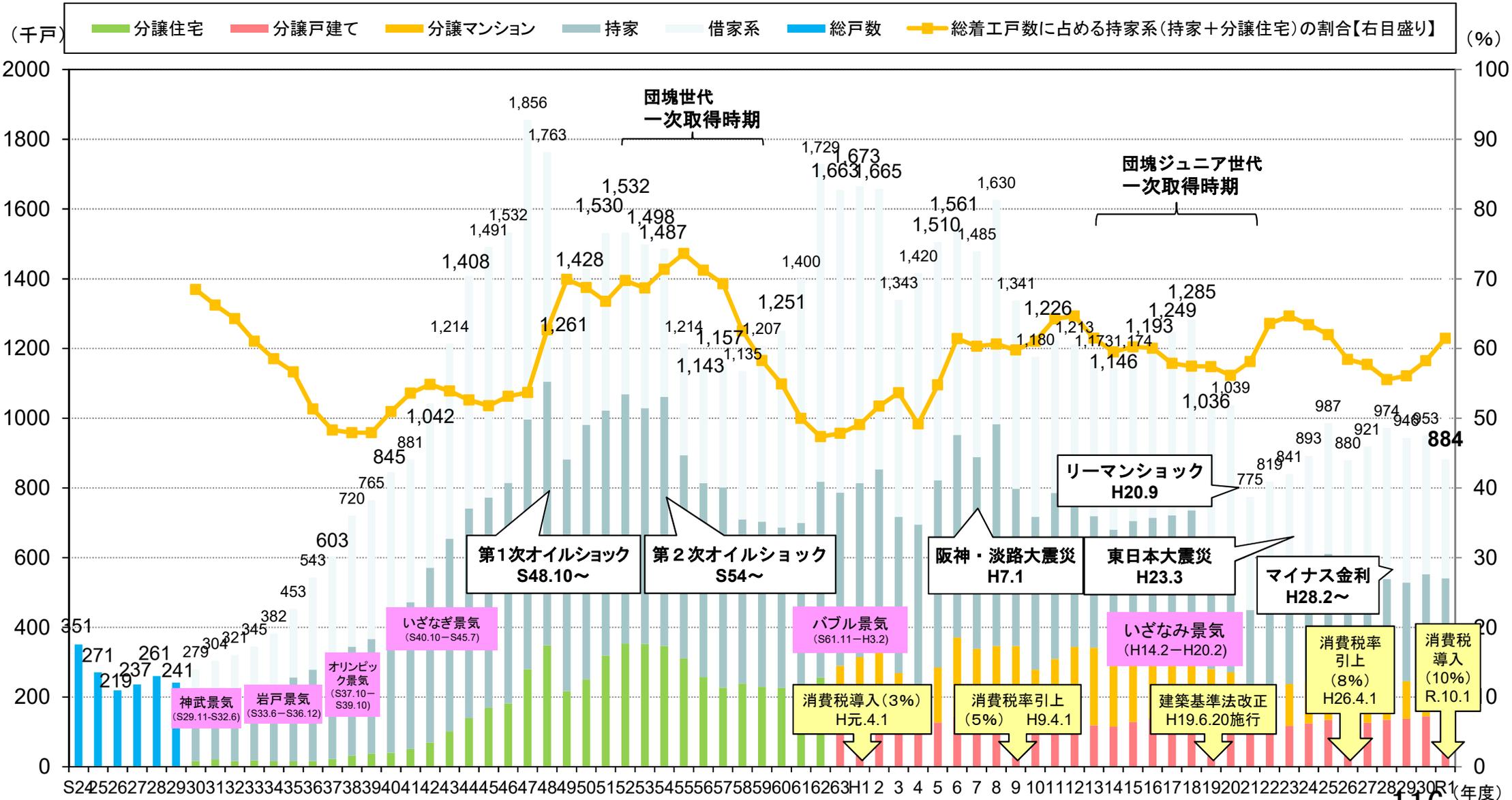
○ 近年、特養、有料老人ホーム、老健、サ高住、認知症グループホームが増加



※1: 介護保険3施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査(10/1時点)【H12~H13】」、「介護給付費等実態調査(10月審査分)【H14~H29】」及び「介護給付費等実態統計(10月審査分)【H30~】」による。
 ※2: 介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を合算したもの。
 ※3: 認知症高齢者グループホームは、H12~H16は痴呆対応型共同生活介護、H17~は認知症対応型共同生活介護により表示。(短期利用を除く)
 ※4: 養護老人ホーム・軽費老人ホームは、「社会福祉施設等調査(10/1時点)」による。ただし、H21~H23は調査票の回収率から算出した推計値であり、H24~H29は基本票の数値。(利用者数ではなく定員数)
 ※5: 有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果による。(利用者数ではなく定員数)
 ※6: サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(9/30時点)」による。(利用者数ではなく登録戸数)

新設住宅着工戸数の推移【長期】(年度)

○昭和42年度に100万戸を越えた以降、景気の影響などにより増減を繰り返しながらも、100万戸を超える水準で推移。
 ○リーマンショックにより大幅な減少が見られ、40年ぶりに100万戸を下回ったものの、平成21年度以降は緩やかな持ち直しの傾向が継続。
 ○平成31/令和元年度は、分譲戸建てが増加する一方、持家、貸家、分譲マンションが減少し、全体として2年ぶりの減少(▲7.3%)となった。

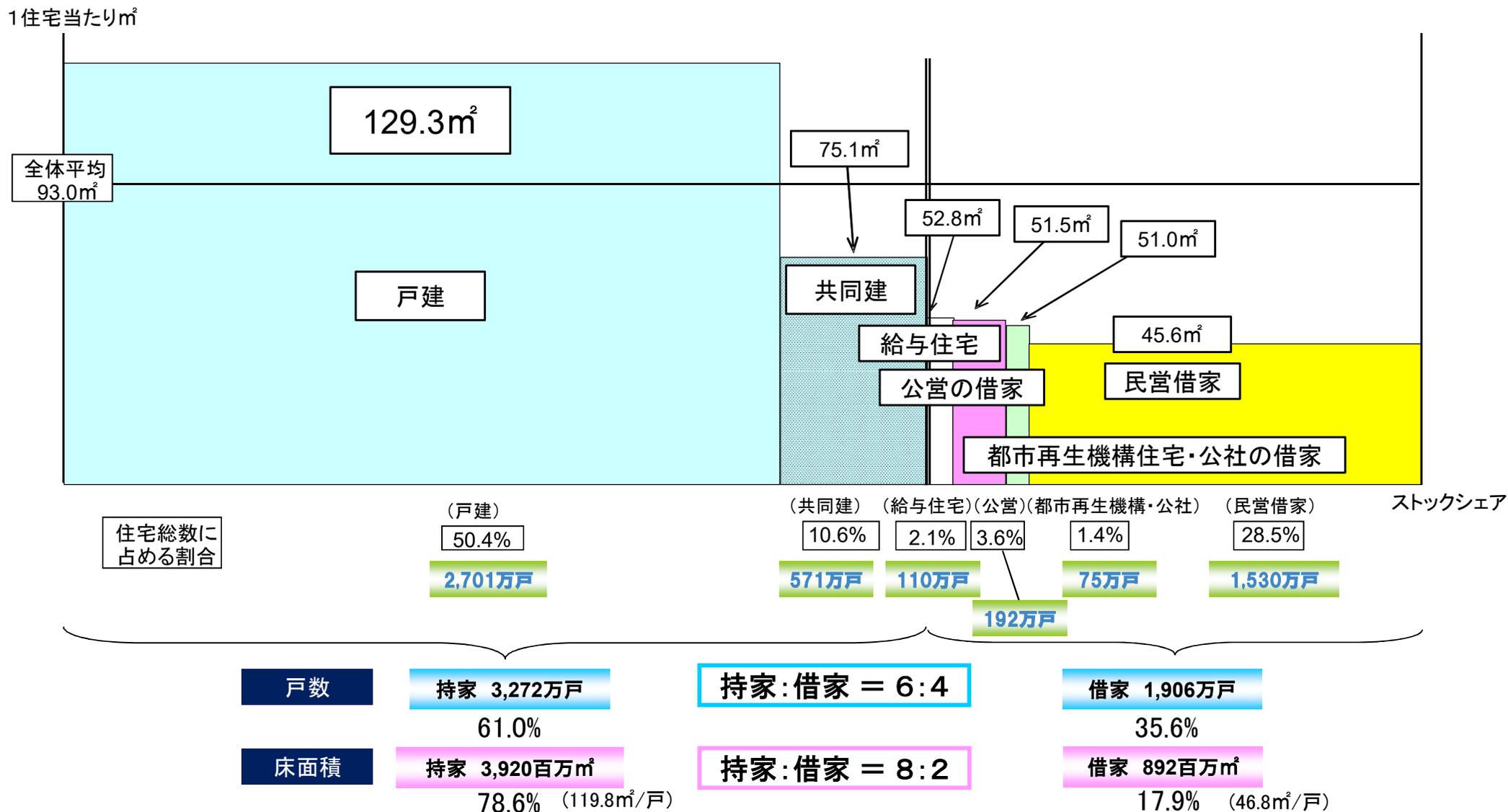


※S24~29年度は、利用関係別に統計をとっていない。

※一次取得時期は30代前半(30-34歳)とした。

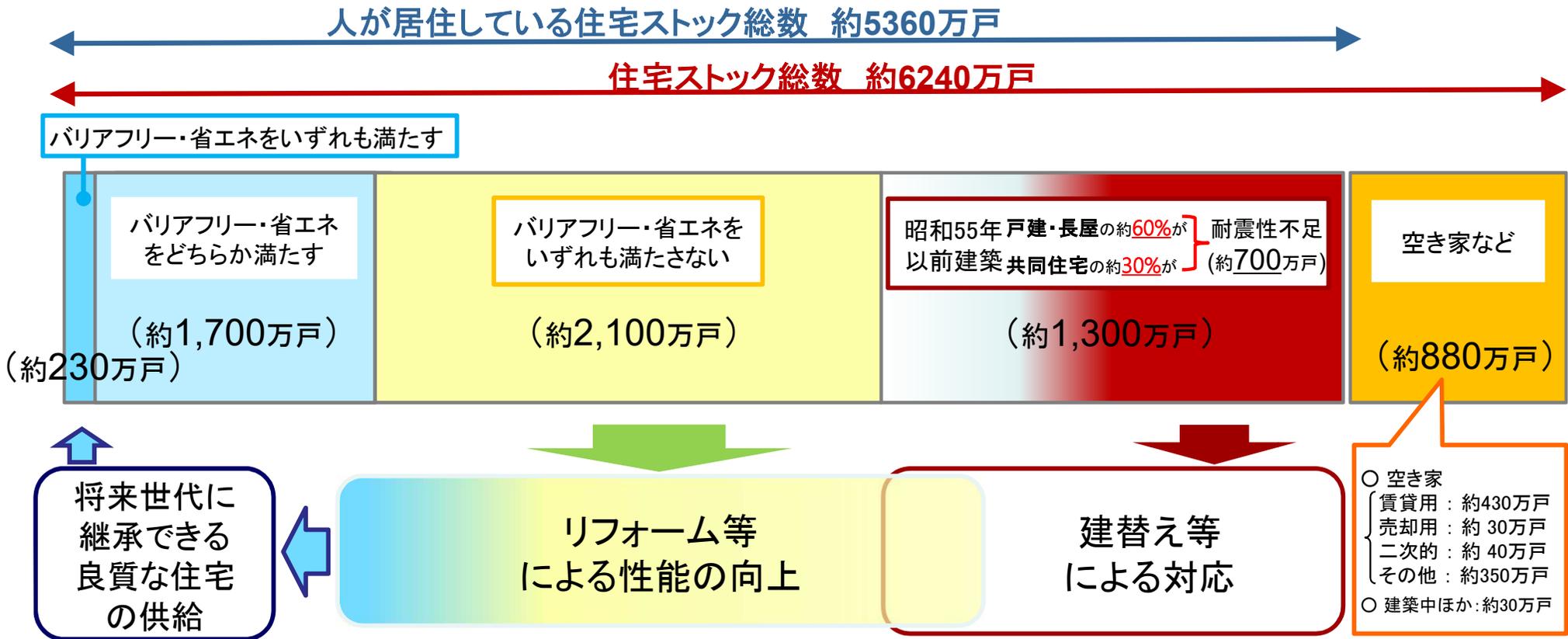
住宅ストックの姿

- 我が国の居住されている住宅ストックは5,362万戸あり、うち6割が持家で4割が借家となっている
- 床面積の総和の持家と借家の比率は8：2で、持家が大きく上回っている



※数値は居住世帯あり住宅総数を示す。なお、空き家等を含む住宅総数は6,241万戸。
 ※持家3,272万戸の内数として、「戸建」に「長屋建」分(30万戸(0.6%))が含まれている。「その他」は含まれない。
 ※持家・借家の他、不詳(175万戸(3.3%))がある。

- 人が居住している住宅ストックのうち、S55年以前に建築された住宅は約1,300万戸あり、省エネ性能が不十分な住宅等も多数あることから、これらの住宅の建替等による性能向上が必要
- 新築・既存住宅全体として、国民の住生活に対する多様なニーズに応えつつ、将来世代に継承できる良質な住宅の供給を推進



出典：平成30年住宅・土地統計調査(総務省)

※ 建築時期等が不詳であるものについては按分して加算

※ 建築時期が昭和55年以前の「耐震性不足」とされているストック数については、国交省推計による建て方別の耐震割合をもとに算定

※ 「バリアフリーを満たす」とは、住宅・土地統計調査データより、高度のバリアフリー(段差のない室内+2か所以上の手すり+住居内を車いすで移動可能)を満たしている住宅について集計

※ 「省エネを満たす」とは、平成4年省エネルギー基準を達成しているものとし、国交省推計による建築時期別の達成割合をもとに算定

※ 「建築中ほか」とは、「建築中の住宅」及び「一時現在者のみの住宅(昼間だけ使用している住宅等)」

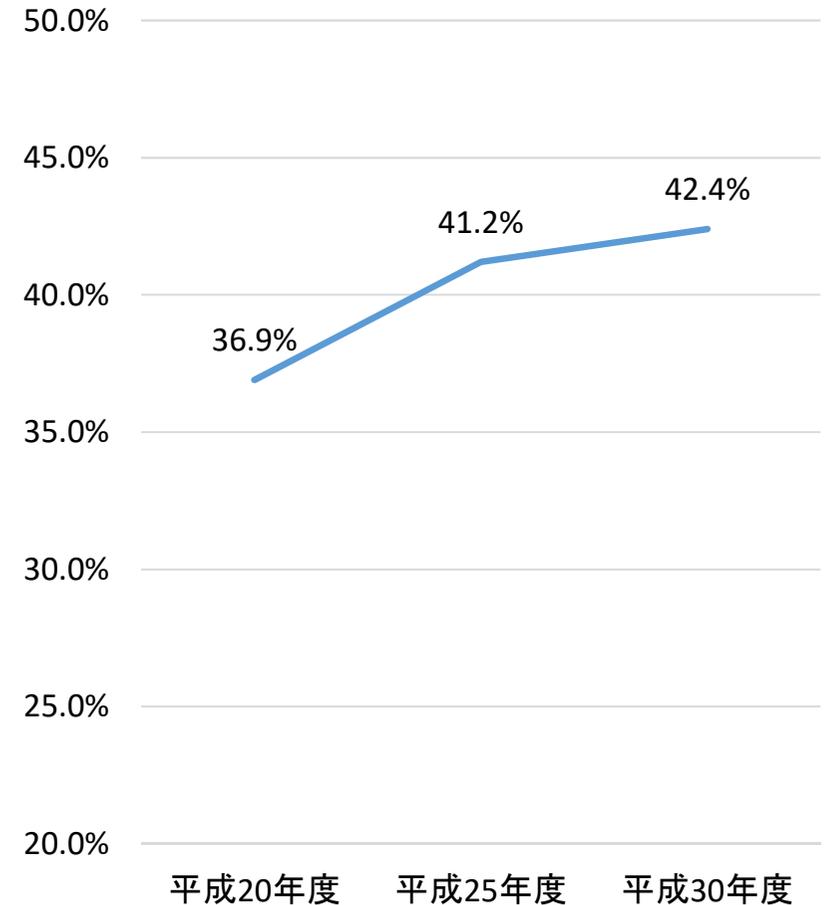
住宅のバリアフリー化の状況

- 高齢者が居住する住宅において高度なバリアフリー化(2箇所以上の手すりの設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当するもの)がなされた住宅の割合は平成30年時点で8.8%となっている
- このうち、一定のバリアフリー化(2箇所以上の手すりの設置又は屋内の段差解消)がなされた住宅の割合は、平成30年時点で42.4%となっている

【65歳以上が居住する住宅ストック約2,250万戸のバリアフリー化の状況】
(3点セット等の実施率(ストックに対する割合))

		全体	持家	借家	高齢居住	
住戸内(専用部分)	A. 手すり(2ヶ所以上)	24.8% 【23.6%】	34.2% 【32.9%】	10.8% 【9.3%】	34.8% 【33.5%】	
	B. 段差のない屋内	20.9% 【21.4%】	26.2% 【27.1%】	13.9% 【13.3%】	21.5% 【20.7%】	
	C. 廊下幅が車椅子通行可	15.5% 【16.2%】	20.1% 【21.4%】	9.0% 【8.5%】	20.0% 【20.4%】	
	ABCいずれかに対応	37.3% 【37.0%】	48.5% 【48.6%】	21.5% 【19.8%】	45.8% 【42.2%】	
	A又はBに対応(一定対応)	34.6% 【34.0%】	45.5% 【45.0%】	19.2% 【17.6%】	42.4% 【41.2%】	
	ABC全て対応(3点セット)	6.5% 【8.7%】	8.5% 【11.7%】	3.6% 【4.2%】	8.8% 【8.5%】	
共用部分	D. 道路から玄関まで車椅子通行可	全体	12.0% 【12.4%】	14.3% 【15.0%】	9.3% 【8.7%】	14.6% 【14.8%】
		共同住宅	17.2% 【17.2%】	41.3% 【42.1%】	10.0% 【9.5%】	26.2% 【25.9%】

【住宅のバリアフリー化の状況】
(一定のバリアフリー化:2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消)



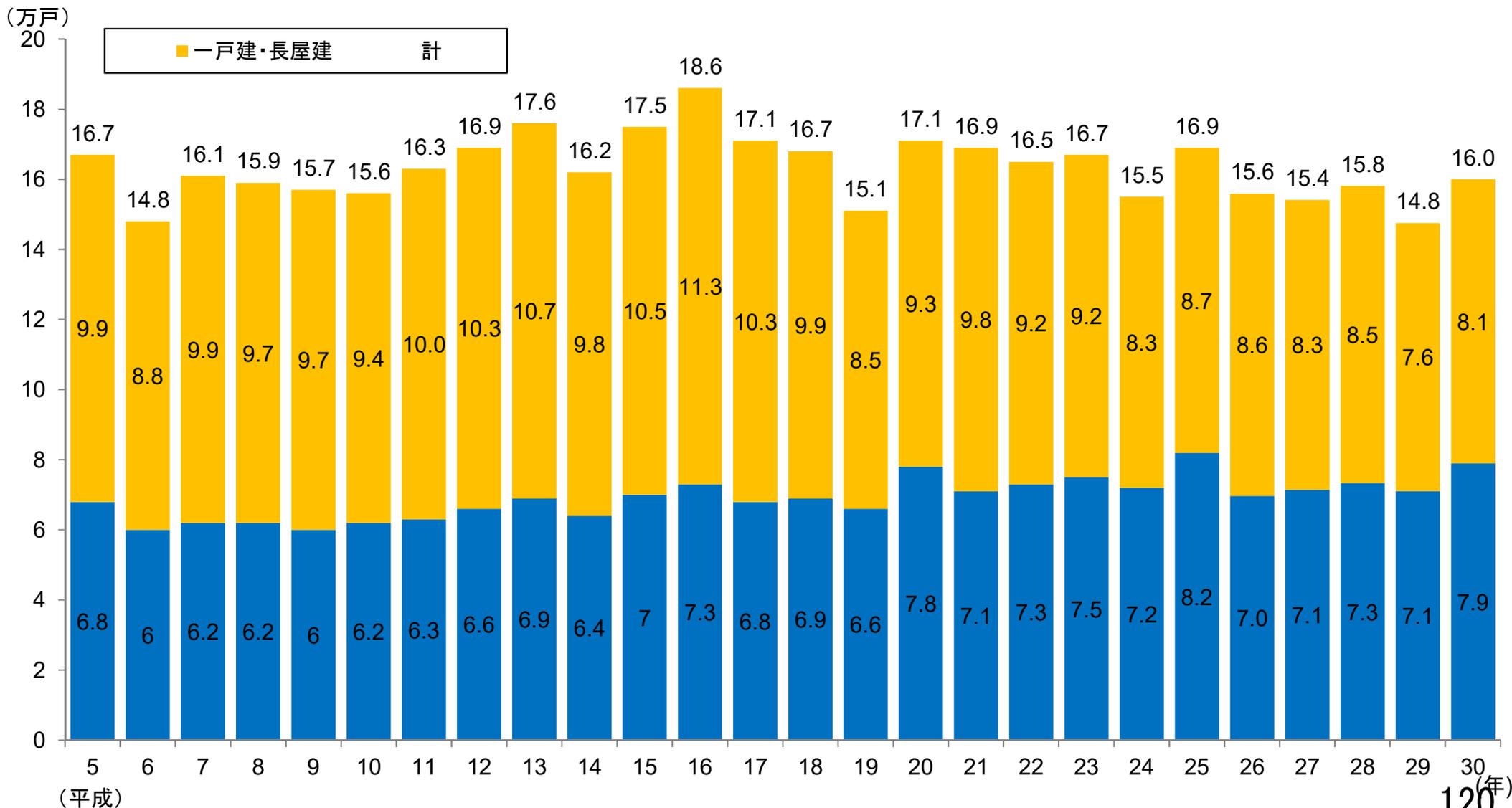
注)【 】の値は平成25年値。「3点セット」は、「廊下幅」データが実態と乖離があることを勘案した補正值を用いて推計。「高齢居住」欄は、65歳以上の者が居住する住宅における比率。

出典:総務省「平成30年住宅・土地統計調査」(一部特別集計)

既存住宅流通量（一戸建・共同建）

- 平成5年から平成30年の間で、一戸建・長屋建が9.9万戸から8.1万戸に減少（▲18%）
- 共同建は6.8万戸から7.9万戸に増加（+16%）

既存住宅流通量（持家として取得した中古住宅数）



注:各調査年(平成5年から5年毎)分は1月~9月の合計値に12/9を乗じて算出

出典:総務省「住宅・土地統計調査」

買取再販事業について

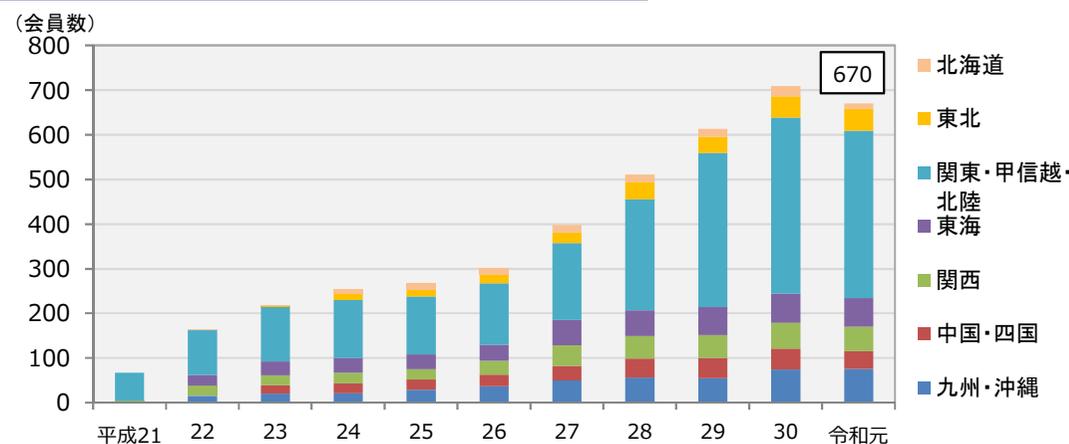
- 買取再販は、不動産取引について様々なノウハウを有する宅地建物取引業者が、既存住宅を取得し、効率的・効果的にリフォームを行った後に販売する事業形態
- 買取再販物件の販売戸数の多い上位50社の販売戸数は、2012年度から2019年度にかけて約2倍に増加するなど堅調に推移

買取再販事業の概要



- ・買取再販の販売戸数は年間約2.6万件で、増加傾向。
- ・買取再販における販売比率は、戸建て:26%、マンション:74%。

リノベーション協議会に所属する正会員数の推移



出典:リノベーション協議会HPより国土交通省作成

買取再販事業の役割

既存住宅流通の課題

既存住宅の質への不安

購入後のリフォームへの不安

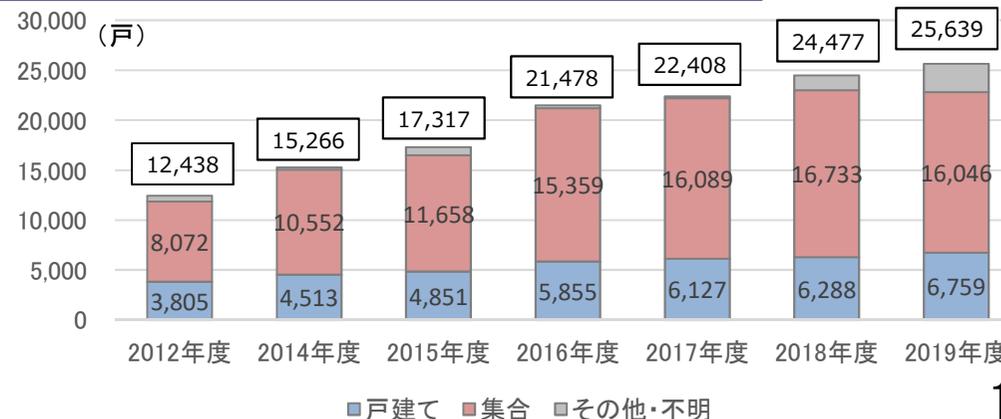
- ・購入時にリフォームが発生するか判断することが困難
- ・どのようなリフォームが適切か判断することが困難

買取再販事業のメリット

- ・個人でリフォームを行うよりも、確実に物件の質が確保される
- ・宅地建物取引業者(買取再販事業者)は、最低2年間は必ず瑕疵担保責任を負うため、個人間売買よりも**買主が保護**される

消費者の既存住宅への不安感を払拭し、既存住宅市場を活性化に大きな役割を果たすものとして期待

買取再販販売戸数の推移(販売戸数上位50社の実績合計)



※ 2013年度は調査未実施

■ 戸建て ■ 集合 ■ その他・不明

出典:中古住宅市場データブック、リフォーム産業新聞(株式会社リフォーム産業新聞社)

※本とりまとめの対象とする「マンション」…おおむね二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるもの

マンションストックの状況

- 全国のマンションのストック数は約655万戸※1)、1,500万人超が居住都市部等を中心になくはならない居住形態として定着
- 築40年超のマンションは現在81万戸、10年後には198万戸、20年後には367万戸となる見込み※1)
- マンションの建替えは累計244件、約19,200戸※2)に留まる

※1 平成30年末時点 ※2 平成31年4月時点

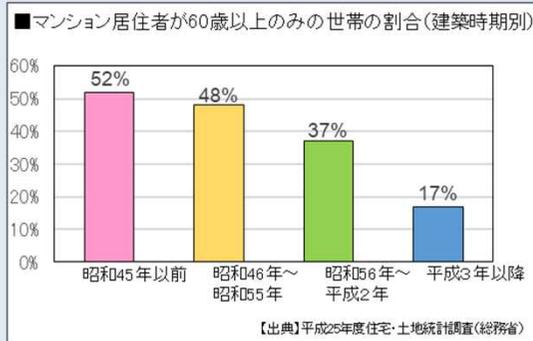
マンションの特殊性

- 維持管理等に係る意思決定に、意識・価値観・経済力等が異なる区分所有者間の合意形成が必要
- 区分所有者の多くは、建物の維持管理等に必要の専門的知識や経験を必ずしも有していない
- 適切に維持管理されない場合、戸建て住宅に比べ、その規模ゆえに、周辺の住環境に与える影響が大きい

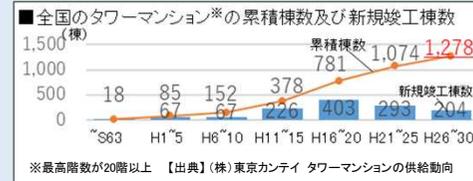


マンションの管理に関する現状と課題

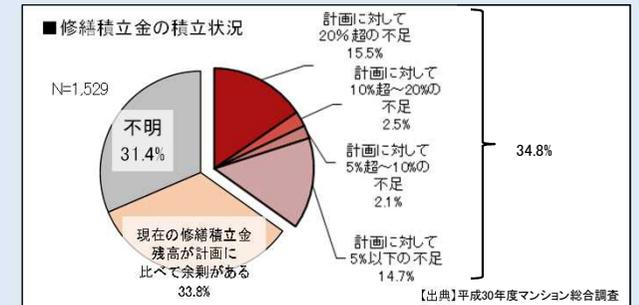
- 高齢化・非居住化、管理組合の担い手不足
⇒高経年マンションにおける区分所有者の高齢化、非居住化による管理組合の役員の担い手不足等の課題



- マンションの大規模化等
⇒マンション管理の専門化・複雑化による合意形成の困難さの増大



- 適切な長期修繕計画・修繕積立金の不足
⇒適切な長期修繕計画の不足や修繕積立金の不足等により必要な修繕がなされない懸念



- 既存住宅流通量の増加、管理情報の不足
⇒管理状況等に対する情報ニーズの高まり

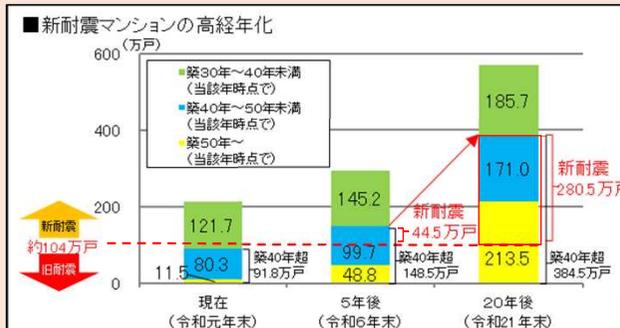
■ 既存マンション流通量は過去30年で1.76倍に
(平成元年:4.5万戸⇒平成30年:7.9万戸)
【出典】住宅・土地統計調査(総務省)

マンションの再生に関する現状と課題

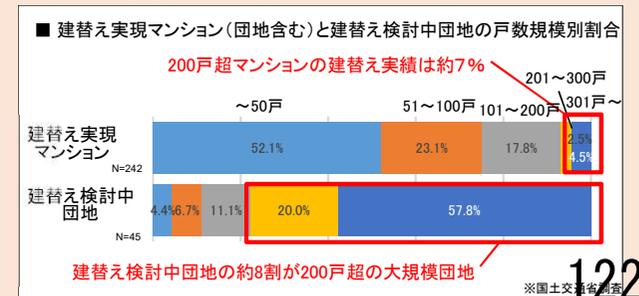
- 建替事業における事業採算性の低下
⇒区分所有者の経済的負担が増加



- 新耐震マンションの高経年化
⇒基本的なインフラ機能を欠き、改修等が困難な老朽化マンション、居住者・近隣住民等の生命・身体に危険が生じるおそれのあるマンションが出現



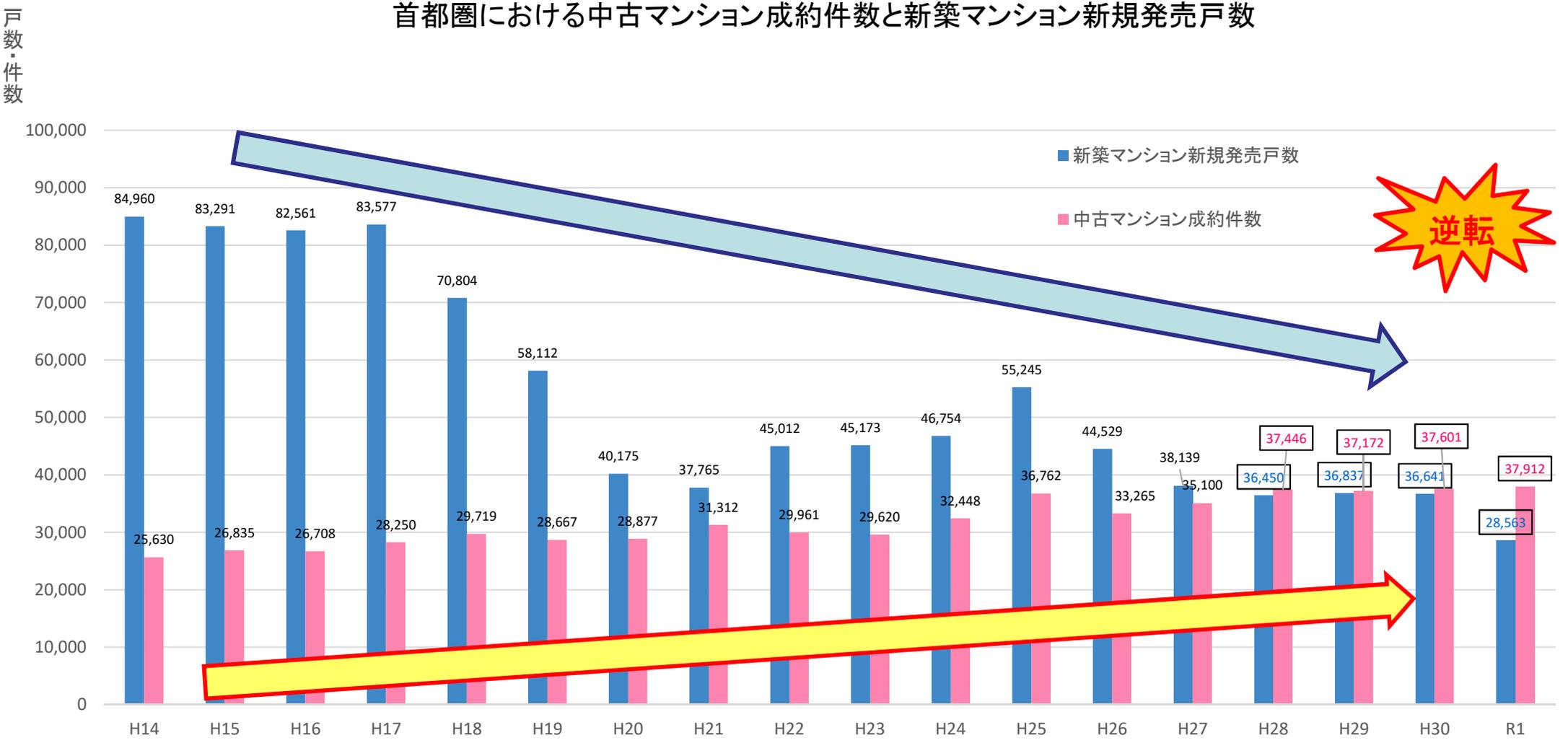
- 大規模団地型マンションの高経年化
⇒入居者が同時期に高齢化することによる合意形成の一層の困難化、団地型マンション再生手法の多様化に対するニーズの増加



首都圏における中古マンションの成約件数と新築発売戸数(年度)

- 平成28年度、東日本レインズによる集計開始以降初めて、首都圏における中古マンションの成約件数が新築マンションの発売戸数を逆転。
- 平成31年度/令和元年度の首都圏における新築マンションの発売戸数は約2.86万戸、中古マンションの成約件数は約3.79万件。4年連続で中古マンションの成約件数が新築マンションの発売戸数を上回った。

首都圏における中古マンション成約件数と新築マンション新規発売戸数



逆転

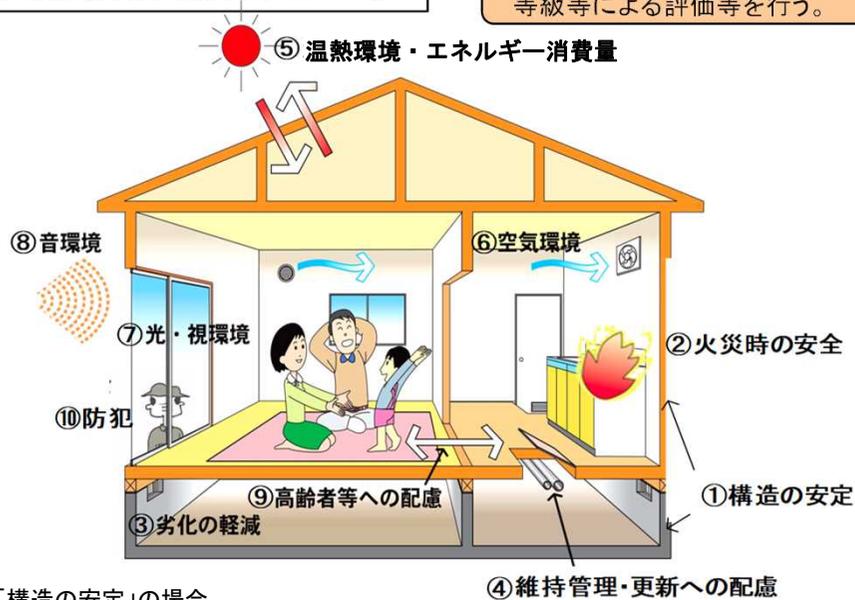
出典：新築マンション発売戸数：(株)不動産経済研究所、中古マンション成約件数：公益財団法人 東日本不動産流通機構「月例マーケットウォッチ」

住宅性能表示制度

- 住宅性能表示制度とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の規定により、住宅の基本的な性能について、
 - ・ 共通のルール（国が定める日本住宅性能表示基準・評価方法基準）に基づき、
 - ・ 公正中立な第三者機関（登録住宅性能評価機関）が
 - ・ 設計図書の審査や施工現場の検査を経て等級などで評価し、
 - ・ 建設住宅性能評価書が交付された住宅については、迅速に専門的な紛争処理が受けられる
 平成12年度から運用が実施された任意の制度
- 令和元年度における新築住宅（戸建て・共同住宅）の性能表示の実績は約24万5千戸（住宅着工の約27.7%）を占めているものの、既存住宅の性能表示は約400戸にとどまっている

●性能評価項目のイメージ

10分野33項目について等級等による評価等を行う。



例「構造の安定」の場合

項目	等級	具体的な性能
1-1耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止) 【地震等に対する倒壊のしにくさ】	等級3	極めて稀に(数百年に一回)発生する地震による力の1.5倍の力に対して建物が倒壊、崩壊等しない程度
	等級2	極めて稀に(数百年に一回)発生する地震による力の1.25倍の力に対して建物が倒壊、崩壊等しない程度
	等級1	極めて稀に(数百年に一回)発生する地震による力に対して建物が倒壊、崩壊等しない程度 =建築基準法がすべての建物に求めている最低基準

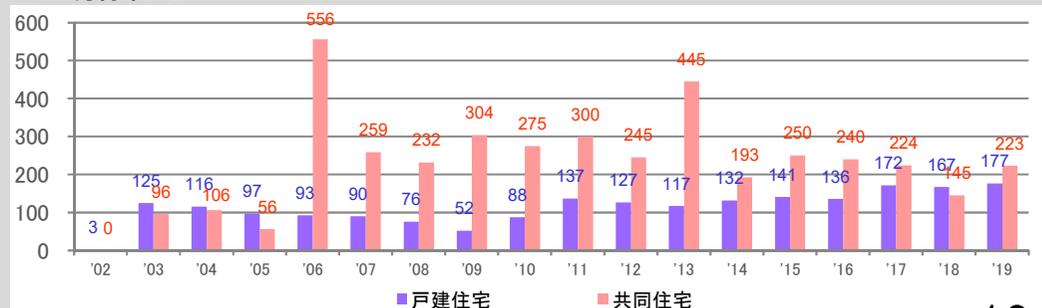
●住宅性能表示制度の実績(2000年度～2019年度)

■新築住宅



・令和元年度の実績は約24万5千戸、新設住宅の27.7%が住宅性能表示制度を利用*

■既存住宅

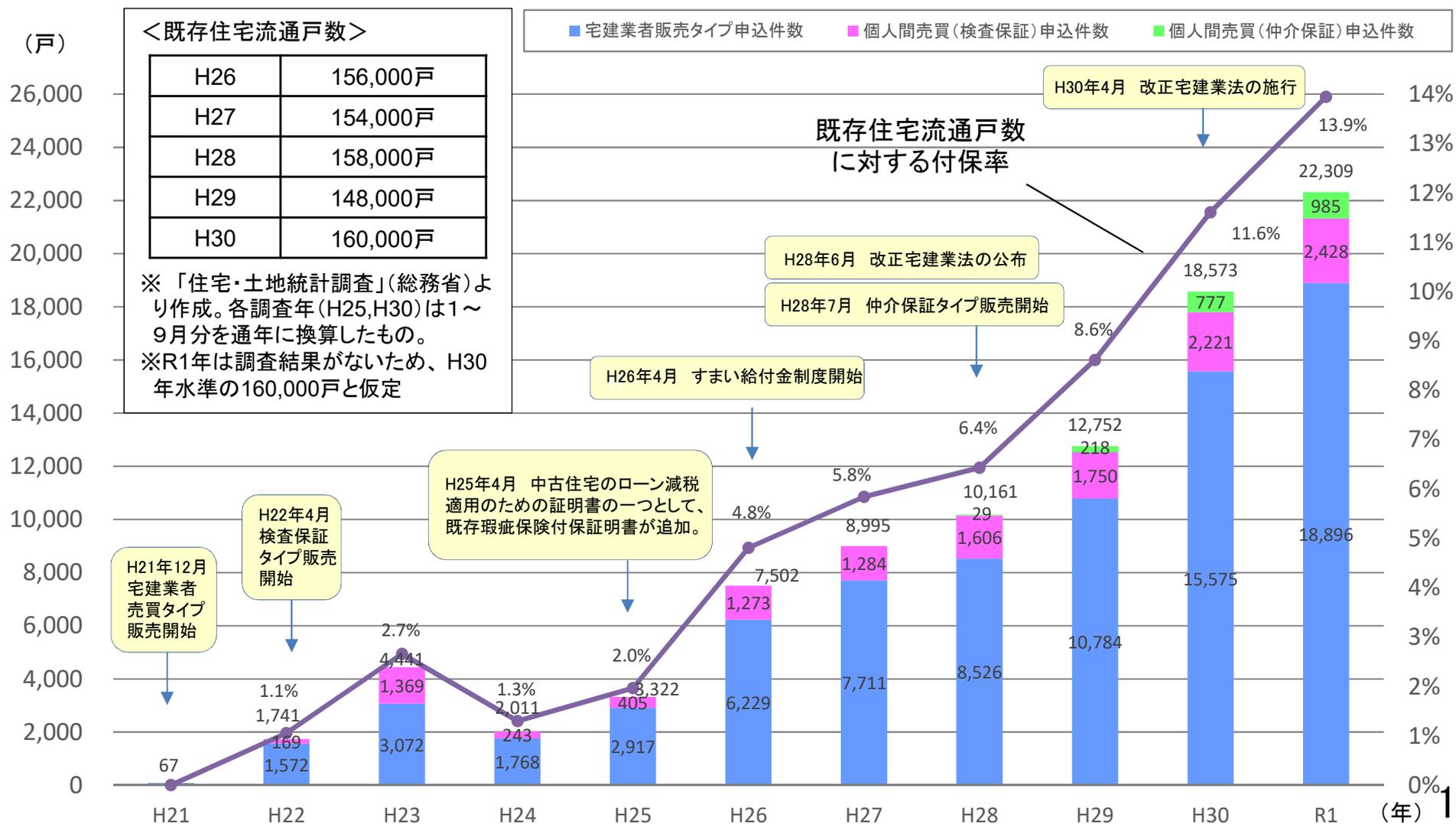


・令和元年度の実績は400戸、制度開始からの累計実績は約6,200戸*

※新築住宅は設計住宅性能評価書、既存住宅は建設住宅性能評価書の交付ベースで集計

既存住宅売買瑕疵保険の申込件数(戸数ベース)の推移

○ 既存住宅流通戸数に対する既存住宅売買瑕疵保険の付保率は上昇傾向。
 ※住生活基本計画では、既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合を2025年に20%とする指標を掲げている。



長期優良住宅認定制度

- 長期優良住宅認定制度とは、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づく認定制度
 - ・ 長期優良住宅の建築・維持保全に関する計画を所管行政庁が認定
 - ・ 認定を受けた住宅の建築にあたり、税制・融資の優遇措置や補助制度の適用が可能
 - ・ 新築に係る認定制度は平成21年6月より、増改築に係る認定制度は平成28年4月より開始
- 令和元年度における認定実績は約11万戸（一戸建て：10万6,252戸、共同住宅等：1,043戸）で、一戸建ては住宅着工の24.7%を占めているものの、共同住宅等は住宅着工の0.2%にとどまっている

認定基準



<1>住宅の長寿命化のために必要な条件

- ① 劣化対策
- ② 耐震性
- ③ 維持管理・更新の容易性
- ④ 可変性（共同住宅のみ）

<2>社会的資産として求められる要件

- ⑤ 高水準の省エネルギー性能
- ⑥ 基礎的なバリアフリー性能（共同住宅のみ）

<3>長く使っていくために必要な要件

- ⑦ 維持保全計画の提出

<4>その他必要とされる要件

- ⑧ 住環境への配慮
- ⑨ 住戸面積

特例措置

<1. 税制>

【新築】所得税／固定資産税／不動産取得税／登録免許税の特例措置
 【増改築】所得税／固定資産税の特例措置（平成29年度税制改正による）

<2. 融資>

住宅金融支援機構の支援制度による金利の優遇措置

<3. 補助制度>

【新築】中小工務店等に対する補助
 【増改築】既存住宅の長寿命化に資する取組に対する補助

認定実績

【新築】累計実績（H21.6～R2.3）

1,132,284戸（一戸建て：1,110,404戸、共同住宅等：21,880戸）

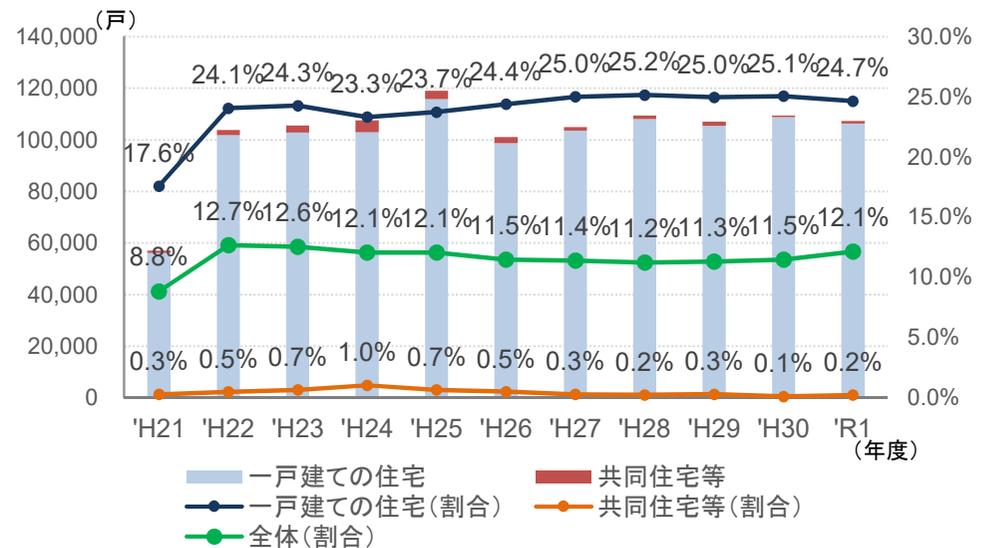
※R1年度…107,295戸（住宅着工全体の12.1%）

一戸建て：106,252戸（住宅着工全体の24.7%）

共同住宅等：1,043戸（住宅着工全体の0.2%）

※住生活基本計画における成果指標

新築住宅における認定長期優良住宅の割合 11.3%（平成26）→20%（令和7）



※割合は新設住宅着工数に対する長期優良住宅の認定戸数の比率

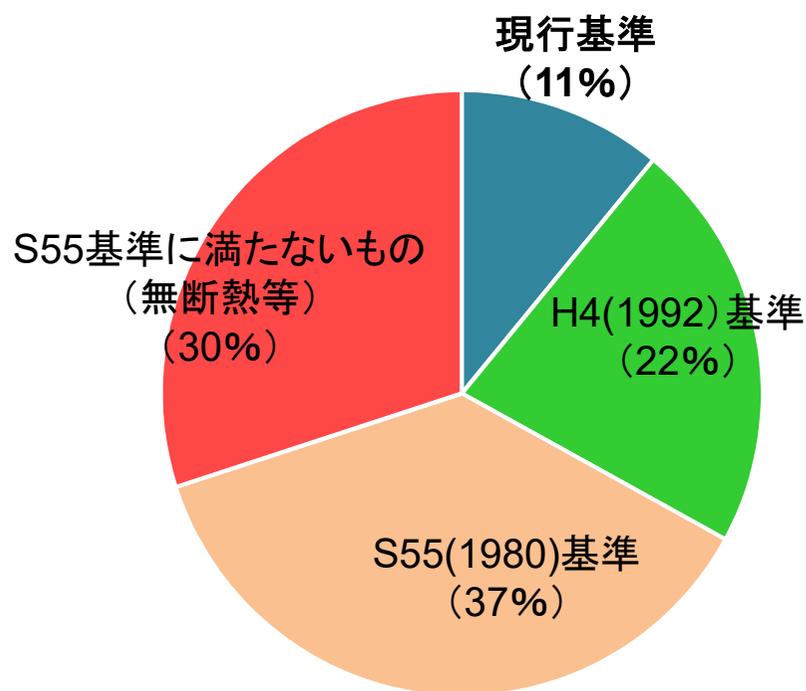
【増改築】累計実績（H28.4～R2.3）

980戸（一戸建て：935戸、共同住宅等：45戸）

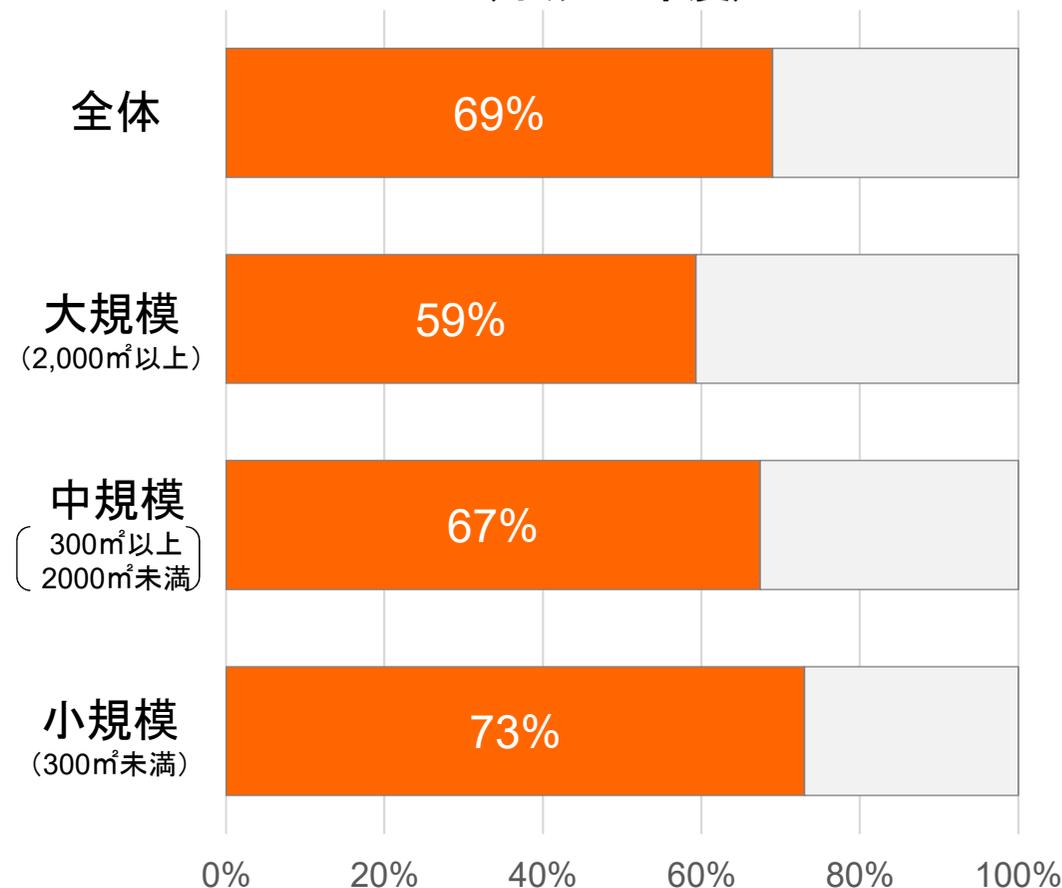
住宅の断熱性能、省エネ基準適合状況

○ 住宅の断熱性能、省エネルギー性能の強化が必要な住宅が多数存在

【住宅ストック約5,000万戸の断熱性能】
(平成30年度)



【新築住宅約95万戸の省エネ基準適合率】
(平成30年度)



※統計データ、事業者アンケート等により推計(2018年)

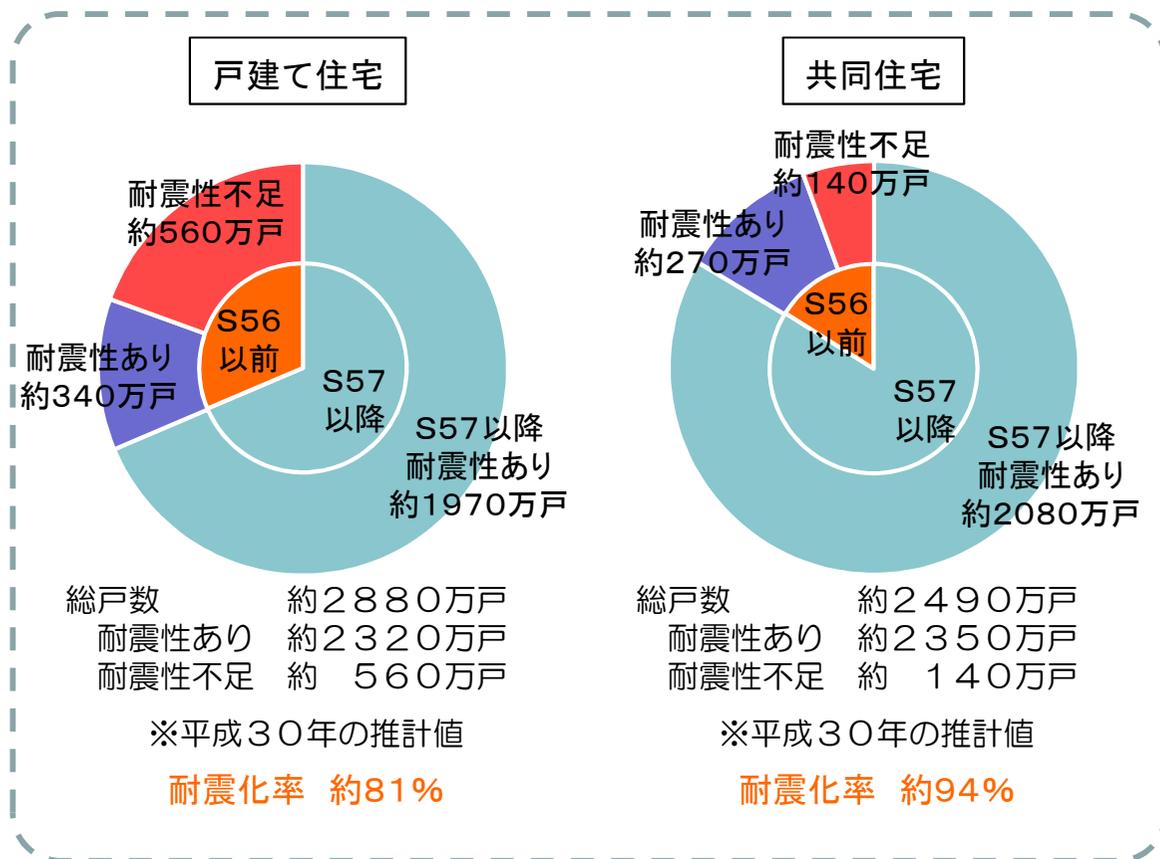
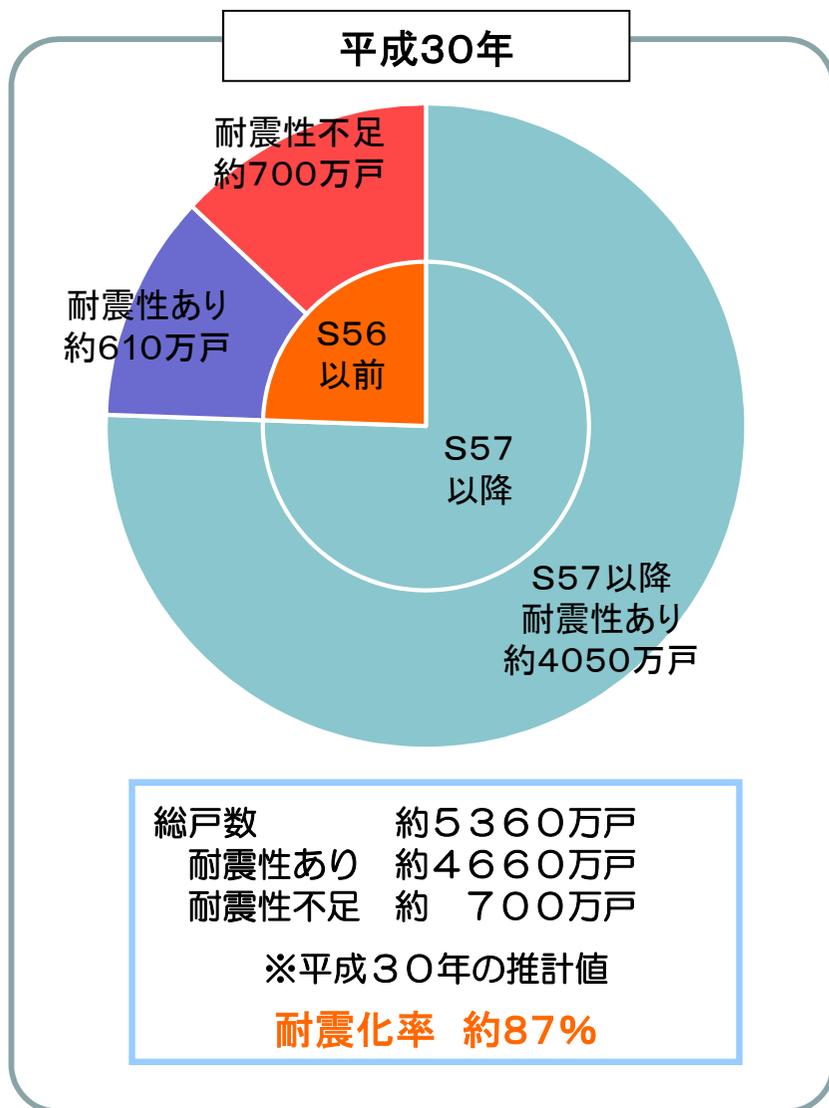
※ここで、現行基準は、建築物省エネ法のH28省エネ基準(エネルギー消費性能基準)の断熱基準をさす(省エネ法のH11省エネ基準及びH25省エネ基準(建築主等の判断基準)の断熱基準と同等の断熱性能)

※届出制度によるデータや国土交通省が実施したアンケート結果に基づき面積ベースで算定。

共同住宅については、届出制度において、住棟単位で提出される省エネ計画書が1住戸でも基準に不適合の場合は当該計画書が基準不適合となり指示・命令の対象となることを踏まえ、計画書(住棟)ごとの省エネ基準への適否に基づき適合率を算定している。

住宅の耐震化の状況

○ 既存住宅ストック（約5,360万戸）のうち、約13%に当たる約700万戸が耐震性不十分（推計）

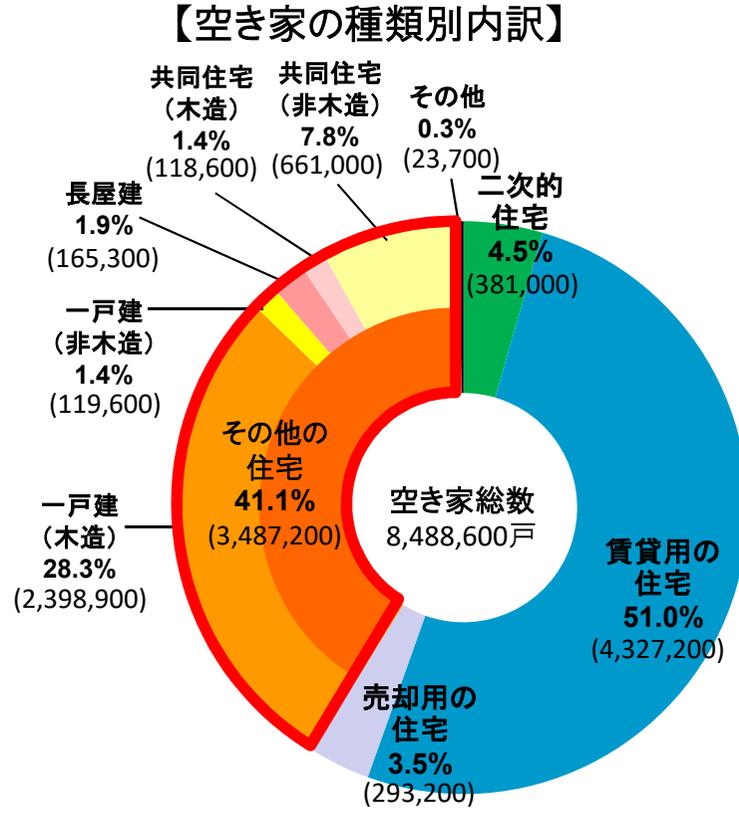
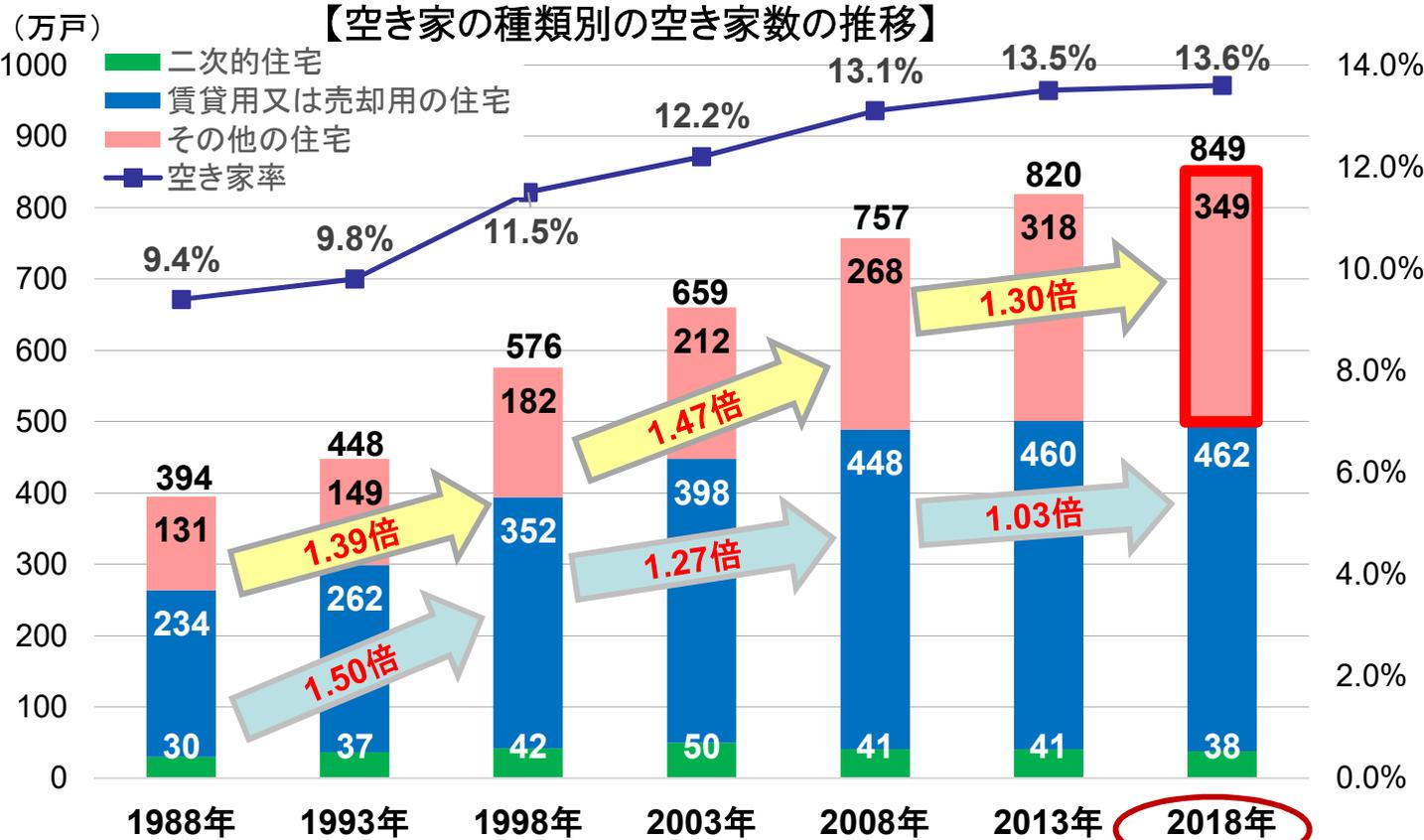


目標：令和7年

耐震性を有しない住宅ストックの比率 → おおむね解消

空き家の現状－推移と種類別内訳 (R元.9.30公表)

- 住宅・土地統計調査（総務省）によれば、空き家の総数は、この20年で約1.5倍（576万戸→849万戸）に増加
- 空き家の種類別の内訳では、「賃貸用又は売却用の住宅」（462万戸）等を除いた、「その他の住宅」（349万戸）がこの20年で約1.9倍に増加
- なお、「その他の住宅」（349万戸）のうち、「一戸建（木造）」（240万戸）が最も多い



【出典】：住宅・土地統計調査（総務省）

[空き家の種類]

二次的住宅：別荘及びその他（たまに寝泊まりする人がいる住宅）

賃貸用又は売却用の住宅：新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅

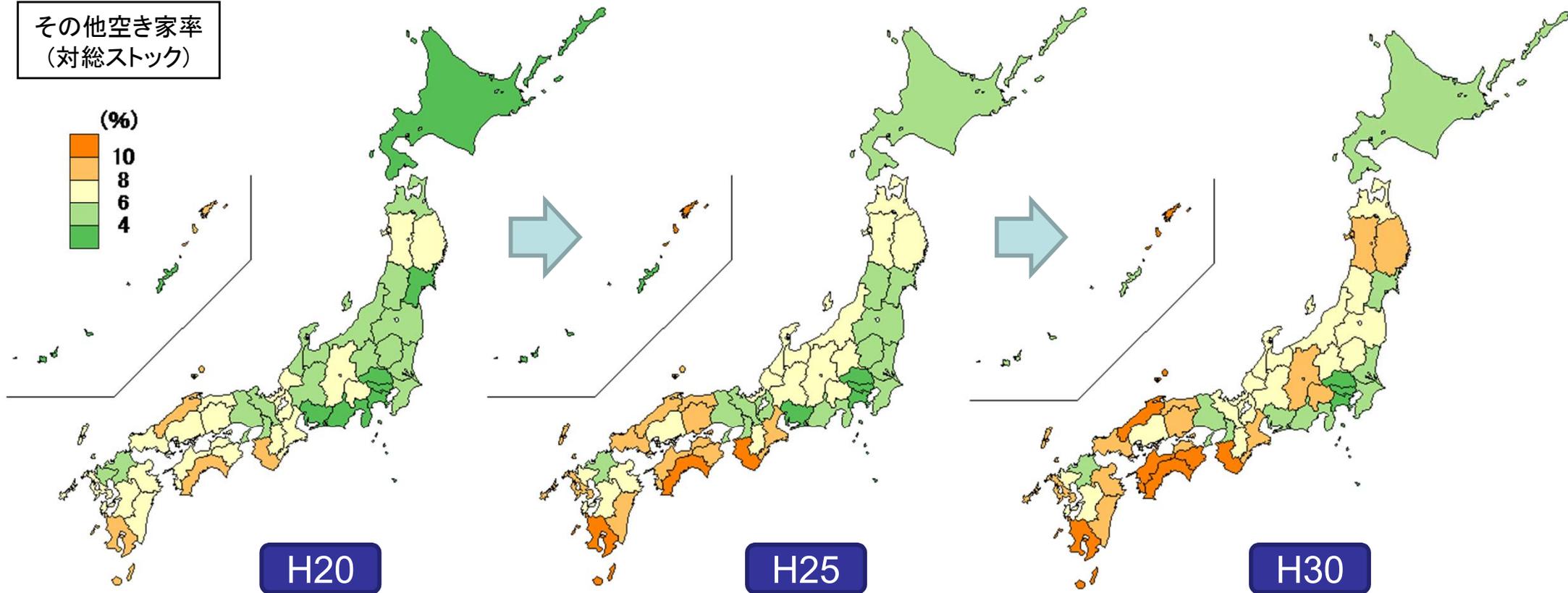
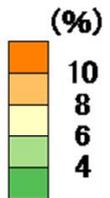
その他の住宅：上記の他に人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

出典：平成30年住宅・土地統計調査（総務省）

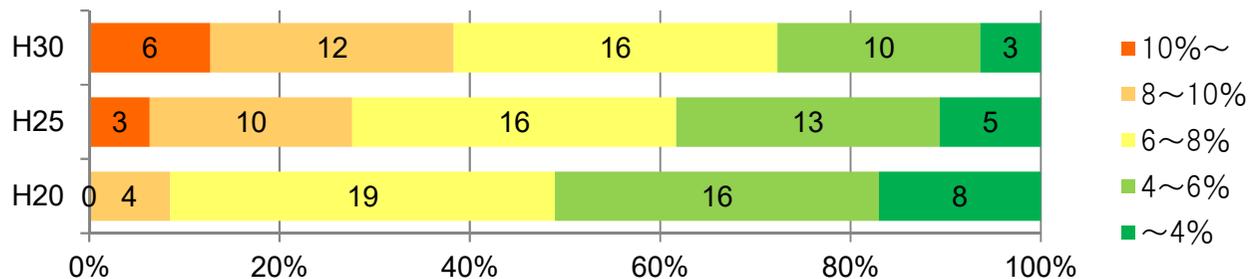
その他空き家率の推移

○ その他空き家率（その他空き家数／総ストック数）は西日本から上昇傾向にあり、10%を超える都道府県は、10年前の0から平成30年には6自治体に増加

その他空き家率
(対総ストック)



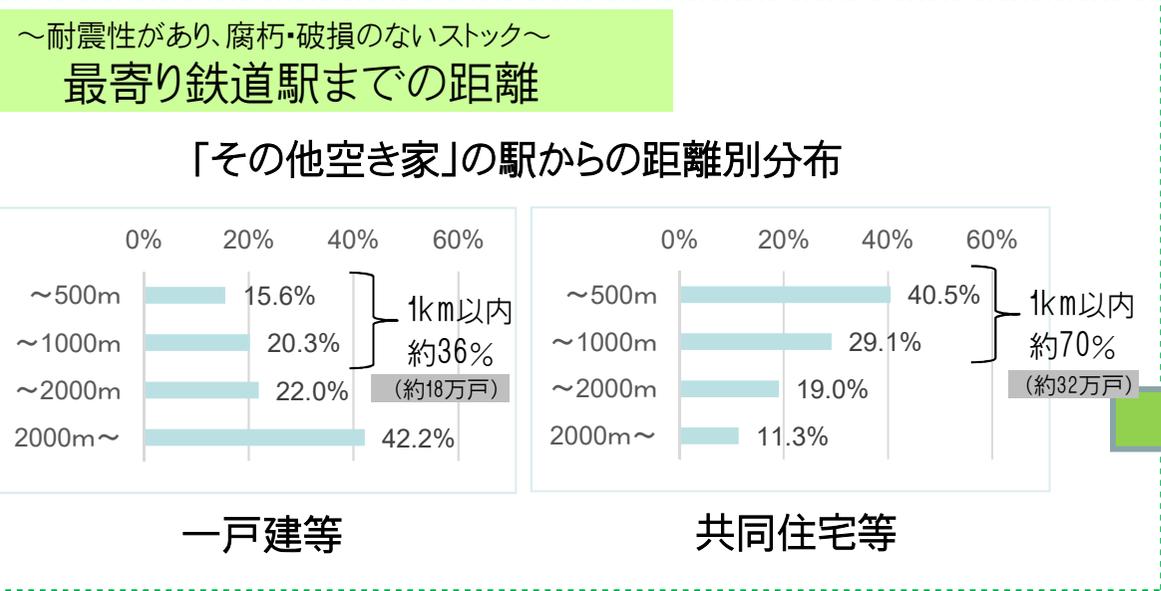
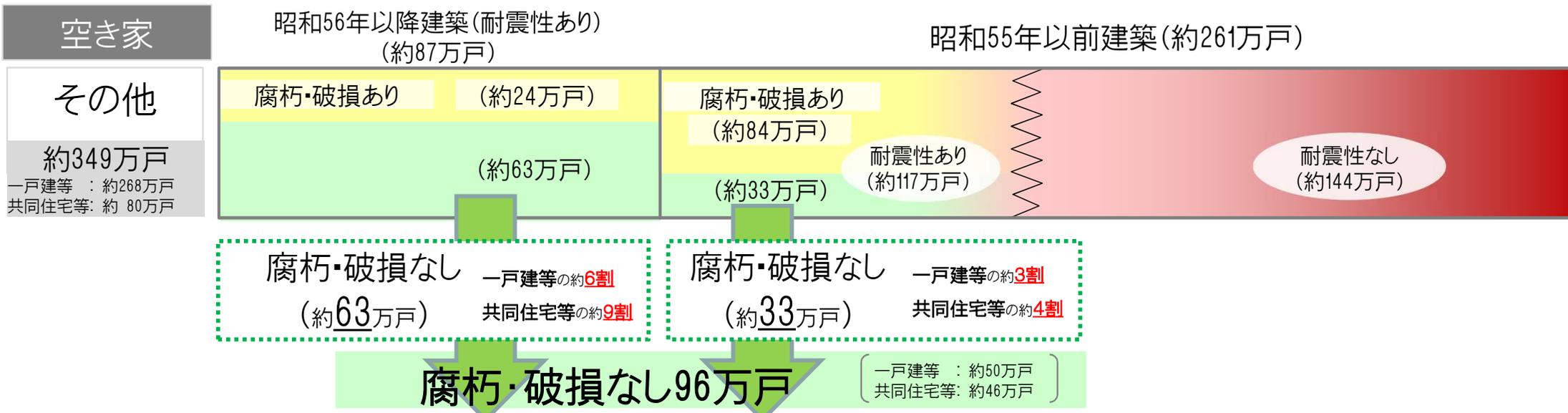
■ その他空き家率別都道府県数の推移



出典：住宅・土地統計調査(総務省) 130

活用可能な「その他空き家」数の推計

○ 「その他空き家」について、耐震性、腐朽・破損、立地の状況毎に比較的利活用が容易なストック数を推計



簡易な手入れにより活用可能で、駅から1km以内の**その他空き家**

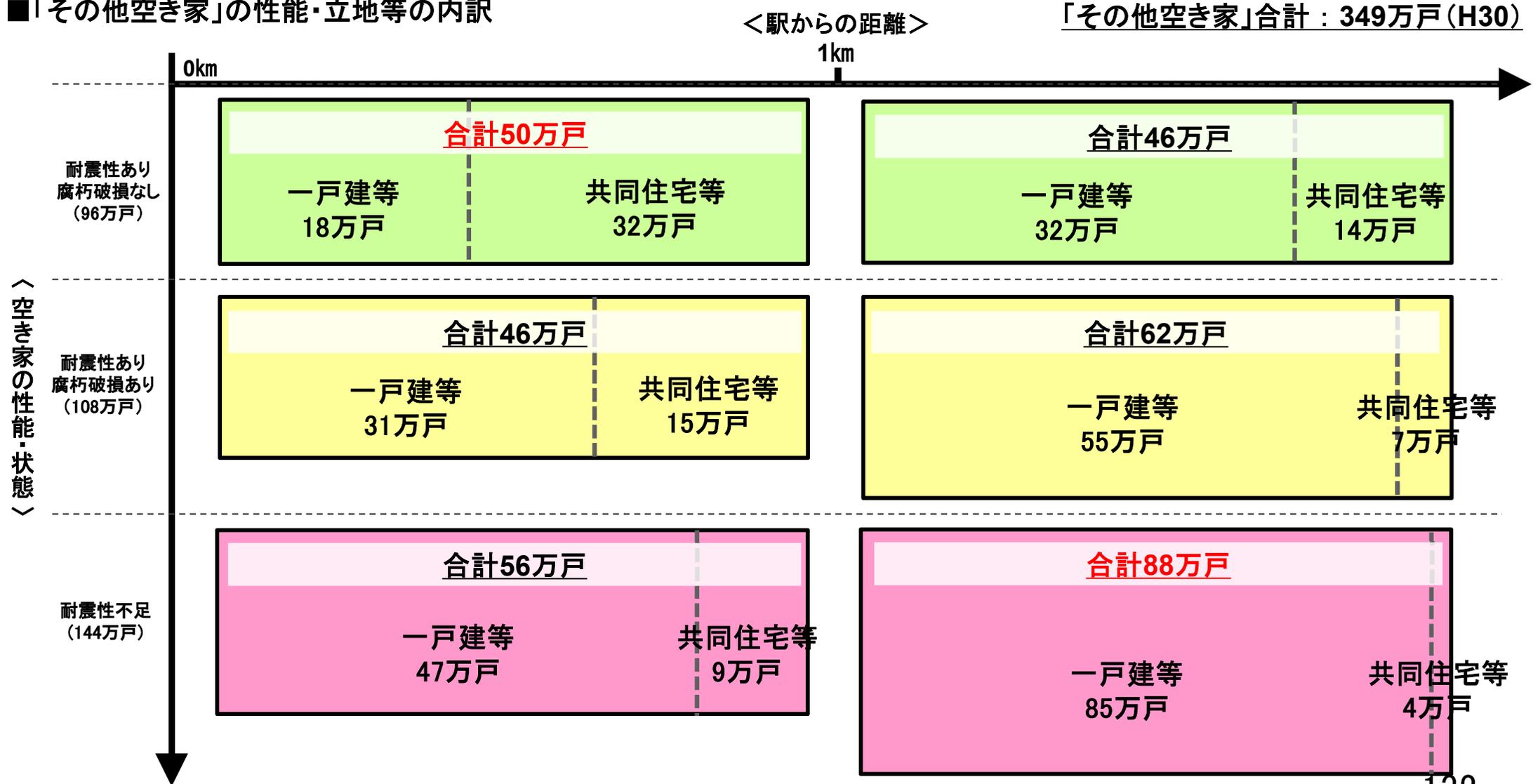
全国で約50万戸
 一戸建等：約18万戸
 共同住宅等：約32万戸

出典：住宅・土地統計調査(総務省)、令和元年空き家所有者実態調査(暫定値)(国土交通省)
 ※ 一戸建等には一戸建及び長屋建が含まれる。共同住宅等には共同住宅及びその他が含まれる。
 ※ 空き家の建築時期、腐朽・破損率は、令和元年空き家所有者実態調査(暫定値)に基づき推計している。
 ※ 建築時期が昭和55年以前の「耐震性なし」とされているストック数については、国土交通省推計による建て方別の耐震割合をもとに算定を行った。

「その他空き家」の性能・立地等について

- 「その他空き家」(349万戸)のうち、簡易な手入れにより活用可能(耐震性あり・腐朽破損なし)で駅から1km未満の住宅は約50万戸(下記最上段左列)。一方、耐震性が不足し、駅から1km以上の住宅は約88万戸(下記最下段右列)と推計
- 駅から近い好立地の空き家(下記左列合計:約150万戸)については、改修・建替等による既存ストックの活用も想定

■「その他空き家」の性能・立地等の内訳



出典：平成30年住宅・土地統計調査(総務省)、令和元年空き家所有者実態調査(暫定値)(国土交通省)

- 「その他空き家」のうち、駅から1km以内の簡易な手入れにより活用可能な住宅数は、大都市圏で約2割、地方圏で約1割と推計
- このうち大都市圏においては共同建等が約8割、地方圏では一戸建等と共同建等がほぼ同数程度と推計

全国



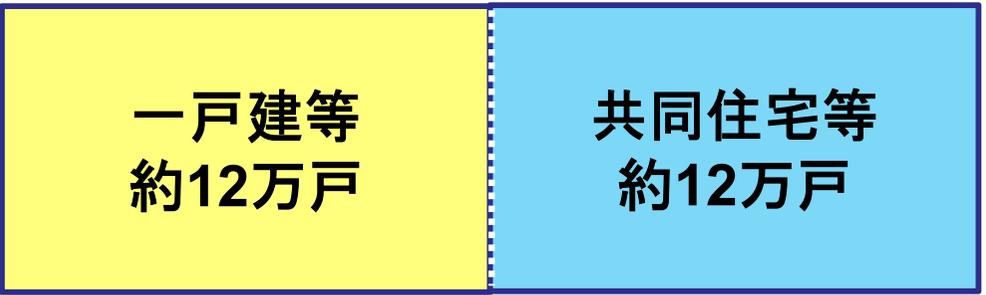
大都市圏

約26万戸 (大都市圏の「その他空き家」約138万戸の**19%**)



地方圏

約24万戸 (地方圏の「その他空き家」約211万戸の**12%**)



※ () 内は、各項目の総数、割合

※ 圏域区分

大都市圏：住生活基本法施行令で定める都府県（茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）

地方圏：大都市圏以外の道県

出典：出典：住宅・土地統計調査(総務省)、令和元年空き家所有者実態調査(暫定値)(国土交通省)

地震時等に著しく危険な密集市街地の整備改善の状況

○ 「地震時等に著しく危険な密集市街地」※は平成23年の設定時点で5,745ha存在していたが、整備改善が進み、令和元年度末時点では、2,982haに減少し、9年間で約2,800haの危険な密集市街地が解消された

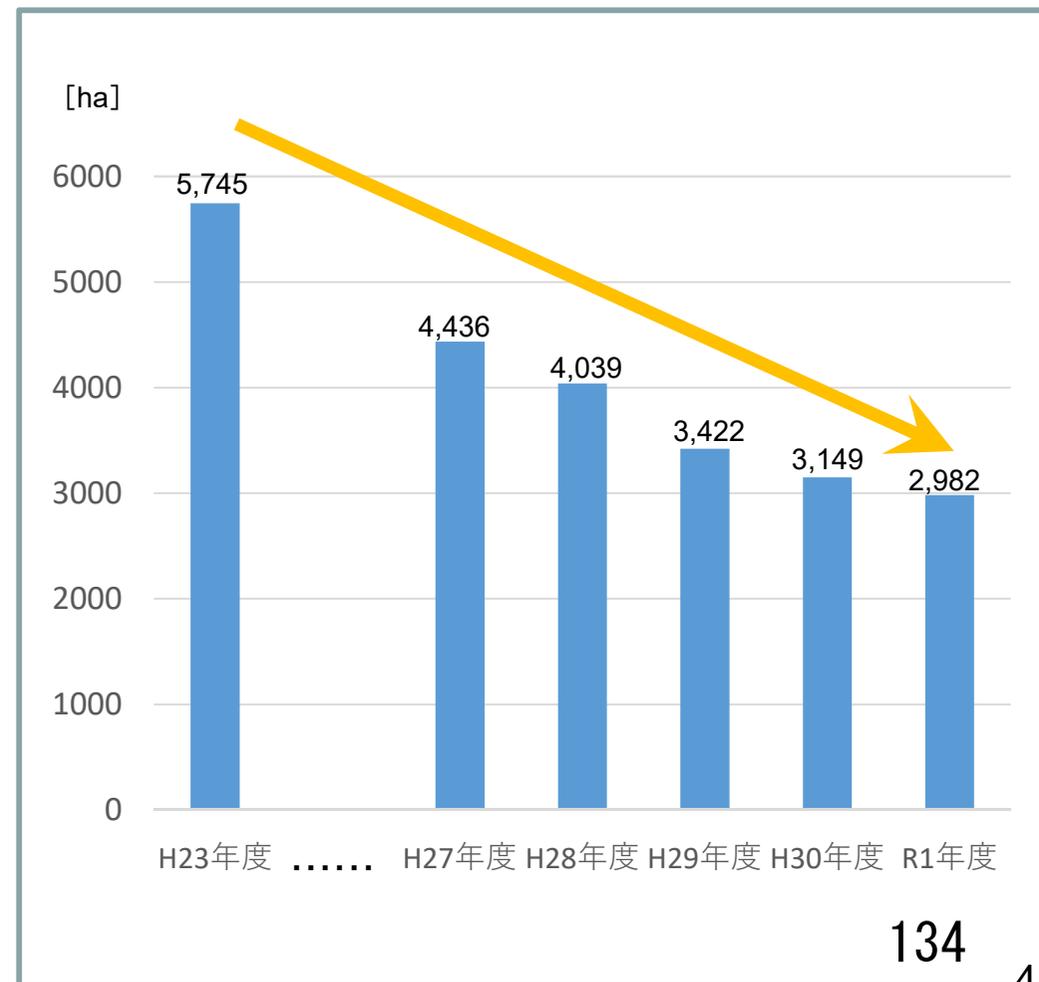
※ 密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が特に高く、地震時等における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地

○ 引き続き、「地震時等に著しく危険な密集市街地」の安全性の向上に取り組むことが必要

【地震時等に著しく危険な密集市街地（平成24年10月公表）】

都府県	市区町村	面積	面積 (H30年度末)	面積 (R元年度末)
埼玉県	川口市	54ha	54ha	54ha
千葉県	浦安市	9ha	8ha	8ha
東京都	文京区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、北区、荒川区、足立区	1,683ha	316ha	267ha
神奈川県	横浜市、川崎市	690ha	57ha	27ha
愛知県	名古屋市、安城市	104ha	102ha	101ha
滋賀県	大津市	10ha	10ha	10ha
京都府	京都市、向日市	362ha	357ha	357ha
大阪府	大阪市、堺市、豊中市、守口市、門真市、寝屋川市、東大阪市	2,248ha	1,885ha	1,815ha
兵庫県	神戸市	225ha	199ha	199ha
和歌山県	橋本市、かつらぎ町	13ha	0ha	0ha
徳島県	鳴門市、美波町、牟岐町	30ha	26ha	26ha
香川県	丸亀市	3ha	3ha	3ha
愛媛県	宇和島市	4ha	0ha	0ha
高知県	高知市	22ha	22ha	18ha
長崎県	長崎市	262ha	109ha	95ha
大分県	大分市	26ha	0ha	0ha
沖縄県	嘉手納町	2ha	2ha	2ha
合計	41市区町	5,745ha	3,149ha	2,982ha

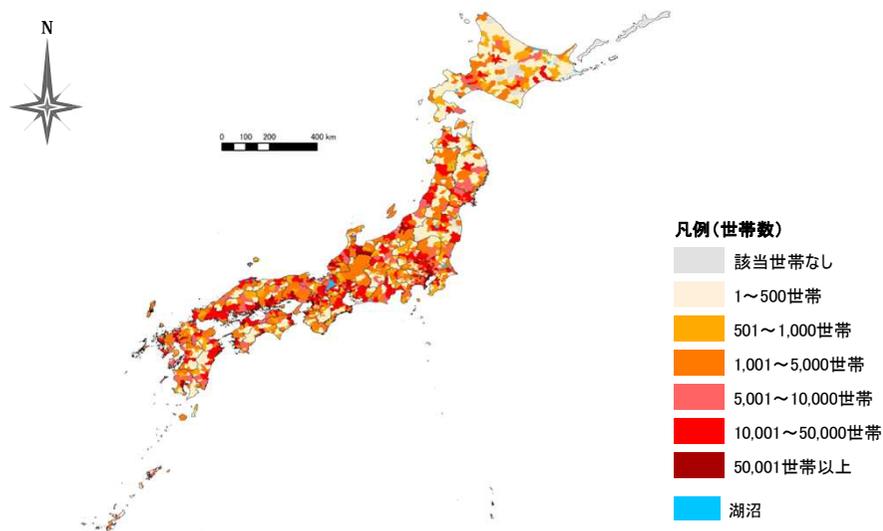
【地震時等に著しく危険な密集市街地の面積の推移】



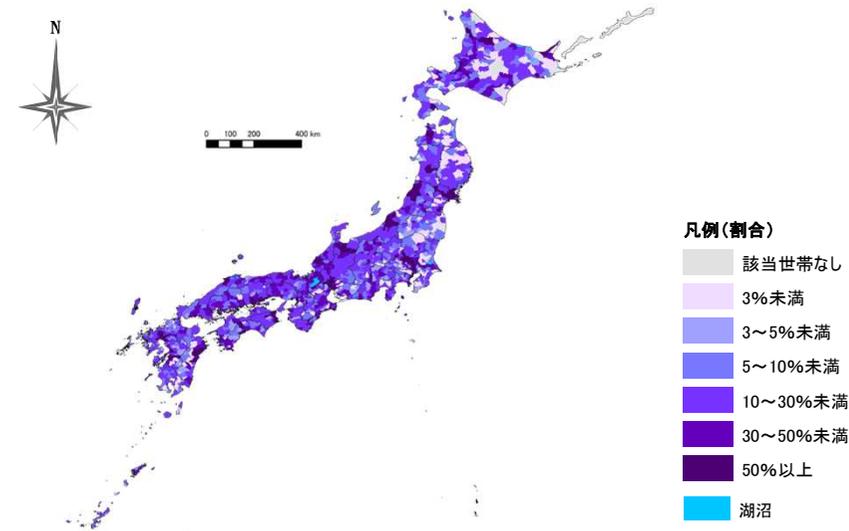
災害リスク地域に居住する世帯の状況(全国における推計)

○土砂災害警戒区域、津波浸水想定地域、浸水想定地域のいずれかの地域に該当する世帯数は**12,032,009世帯**となり、総世帯数のうちの**23.1%**を占めると推計

【該当世帯数分布】



【該当世帯割合分布】



土砂災害、津波浸水、浸水のいずれかの地域に該当する住宅	建て方別世帯数及び割合 (単位:世帯)							
	合計	一戸建て	長屋建て	共同住宅 (1・2階建て)	共同住宅 (3~5階建て)	共同住宅 (6~10階建て)	共同住宅 (11階建て以上)	その他
総世帯数 (主世帯数の合計)	51,984,188 (100%)	28,654,769 (100%)	1,005,005 (100%)	6,154,012 (100%)	8,283,148 (100%)	4,570,411 (100%)	3,237,750 (100%)	79,093 (100%)
該当する世帯数※	12,032,009 (23.1%)	8,742,879 (30.5%)	354,758 (35.3%)	1,293,089 (21.0%)	1,060,571 (12.8%)	379,900 (8.3%)	170,503 (5.3%)	30,309 (38.3%)

出典: 国勢調査及び国土数値情報より国土交通省作成

【推計方法】

- ① 土砂災害警戒区域、津波浸水想定地域、浸水想定地域の各リスクエリアが重なっている区域では、該当する世帯数を重複して集計することがないよう、いずれかのリスクエリアに該当しているものとして集計した世帯は、その他のリスクエリアにおいて該当する世帯数を集計する際には除外して集計した。
- ② 世帯数、該当世帯の推計方法については土砂災害警戒区域と同様の手法とした。
- ③ 平成27年国勢調査の建て方別世帯数の共同住宅の区分設定については津波浸水想定地域と同様の手法とした。

政策評価会委員の主なご意見と対応方針(1/2)

	ご意見・ご質問	今後の対応方針
全体構成	<p>●成果指標の目標値と最新値に大きな乖離があるが、達成していることが良い悪いではなく、現実的な目標値となるように、目標の立て方等、目標値の議論を再度検討してはどうか。</p>	<p>現行計画における成果指標の策定時の実績値、目標年の目標値、実績値の推移をグラフ化するとともに、初代計画からの成果指標の変遷について分析し、適切な指標の体系や目標値等について検討する。</p>
	<p>●現在の指標は、既存の木造住宅に関する対策に目線があり、指標としては狭すぎるため、指標の体系自体の発想を変える検討をしてはどうか。</p>	
	<p>●目標が達成できなかった理由の分析だけでなく、目標が適切か、課題をふまえ指標や数値をどのように見直していくかが重要。例えば、長期優良住宅は、ニーズが乏しいのは要求されるスペックが高すぎるのか、住宅ローンの金利引き下げ等の居住者へのインセンティブが考えられないかなど検討する必要がある。また、リフォーム市場は、現在マーケットや業者が小規模で、割高な施工や悪徳業者の排除など、市場の構造改革や供給者の改善について検討する必要がある。目標値が正しいのか、指標になるのか否かは重要であり、レビューの中ではこの点にページを割いてほしい。</p>	
	<p>●目標値について数値を下げる、指標を加える、落とすなど、指標を見直す余地はあるのか。</p>	<p>見直しの余地はある。政策上、安定的に残すべきものもあるが、柔軟に考えたい。</p>
	<p>●18の視点の中には類似の内容を異なる方向から検討しているものがある。各指標の現状をどう解釈しているのか整理が必要。数も多すぎるのではないか。「居住者からの視点」には、ソフト面ではなく、マーケットなどのハード面での指標も含まれている。また、「住宅ストックからの視点」にも、個々の住宅の質の問題と、流通の問題が含まれているなど、整理が必要と感じる。大まかに言えば、立地・まちづくりの観点、不動産価値の維持向上、くらしの場所としての住宅、といった切り口になるのではないか。</p>	<p>現在の18指標をどうするかは、新規・入替も含め、今後検討する。</p>
	<p>●面積を指標としているものは、住宅内部の設備も重要であり、面積のみならず住宅の設備やネット環境など機能面の指標を検討していくべきではないか。</p>	<p>面積は様々な施策に通ずる最も基礎的な指標と認識しており、定点的に把握して分析していきたい。もっとも、面積のみならず快適性など機能面も重要であり、今後、住宅の性能なども含めた複合的な指標についても検討の必要があると考えている。</p>
	<p>●居住者からの視点に加えて、生産者側・事業者側に対して何らかのアプローチをする必要はないのか。</p>	<p>「地域・まちづくりの視点」「ストックの視点」において検討している。</p>
	<p>●住み替えの時代となり、「所有から利用へ」という転換が進む場合、住生活基本計画の立ち位置にどうなるのか、先を見据えた視点があると良い。</p>	<p>2地域居住や多拠点居住をはじめ、多様な住まい方について議論・検討している。</p>
<p>●ニーズの変化を把握し、目標指標と合致しているかどうか、ズレをチェックする仕組みを検討して頂きたい。</p>	<p>意識調査の結果などを踏まえ、居住者・世帯の状況や人の住まい方などの観点から分析し、目標指標を設定している。</p>	

政策評価会委員の主なご意見と対応方針(2/2)

	ご意見・ご質問	今後の対応方針
現状把握	<ul style="list-style-type: none"> ●数値目標にこだわり過ぎているのではないか。都市部と地方など地域によって課題は異なり、全国一律の目標値を設定することが適切でないものもある。 また、ミニマムな生活を求める若い世代の登場や、元気なお年寄りが増えた場合のサービス付高齢者住宅の必要性など、社会情勢に合わせて基準や目標を見直すべきものもある。分母・分子のどちらかが変化すると数値も変わるので、しっかり分析を行うべき。 	都市部と地方圏を分けて分析し、現状の課題を整理した上で目標値を検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ●昨今のデジタルガバメントの流れを踏まえ、レインズなど消費者と業者のマッチングや、地方自治体と事業者の連携等、デジタル化によっていかに施策を進めるかを考える余地がある。 	デジタル化の記載はさらに充実させる。
	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナの影響により住居で仕事（在宅勤務）の機会が増え、居住環境で求められるものが変化しつつある中で、あるべき住生活とは何なのか、「居住者からの視点」で検討すべき。 	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、在宅勤務やテレワーク実施の拡大等、働き方やライフスタイルにも変化が生じてきており、これらが住生活や住まい方に及ぼす影響や変化等についても、議論を深め、反映する。
テーマに即した指標	<ul style="list-style-type: none"> ●GDPや人口のトレンドを基に海外の指標と比較してはどうか。 	国際比較が可能なものについては、評価の際に比較検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ●投資家・金融から見た日本住宅の観点からも検討するのはどうか。 	国民の豊かな住生活の実現に向けて、金融的な側面についても検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ●危機管理、気候変動などに関する内容は目標数値を厳しく定める必要がある一方、「居住者からの視点」は人それぞれの面もあるなど性質が異なるため、住環境の満足度に関するアンケート結果を盛り込むなどが考えられるのではないか。 	成果指標に加え、意識調査の結果を盛り込むなど、各視点に対応した、より適切な指標を検討する。
関係者ごとの分析	<ul style="list-style-type: none"> ●今回の参考資料をもとに、ステークホルダーは誰なのか、停滞しているものについてボトルネックは何かなど、掘り下げが必要。地方自治体や民間事業者が取り組むべき内容もあり、国の役割はどこまでか、どこに原因があるのか整理すべき。 	主な取組についての各主体（国・地方自治体・事業者等・居住者）の役割を整理し、課題を分析する。
	<ul style="list-style-type: none"> ●空き家問題と老朽マンション等の目下の課題に対して、ボトルネックは何か把握する必要がある。 	空き家問題等について、ご指摘の点についても検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ●国の計画に対して、地方の計画は横並びになっているか。中核となる施策は内容を合わせ、比較できることが重要。 事業者の登録等は全国一律のフォーマットがあり、オンライン化できるか。 	住生活基本計画については、国の計画を基に地方計画を立てているが、地域により住宅の課題は様々なので記載内容も一律ではない。各種制度も地域特性はあるが、基本的な制度は国に沿っている。各法律に基づく登録制度などは全国一律なので、主要な施策の取組状況は都道府県ごとに比較可能。事業者の登録はウェブでフォーマットを落として登録可能。